

益の部下たりし將士も敗走して、番場に一戦せし後は、主従僅かに四百餘人となり、衆寡敵せず、終に仲時の屠腹に殉じて悉く自殺せり、こゝに墓碑の寫眞を挿入す(中巻第六篇第二章)

明治二十二年土地の有志相謀り、當年の遺趾に紀念碑を建つ、石長さ一丈、幅二尺、又別

に一碑を建て、江龍清雄氏の文を刻す、碑石長さ五尺、幅二尺五寸あり、碑文左の如し、

元弘三年夏、義兵並起、攻六波羅、六波羅帥北條仲時奉北朝、光嚴天皇及後伏見花園

二上皇、皇太子、東奔至近江國坂田郡番場驛、義兵四集、道路硬塞、乃移、天皇及上皇皇

太子于太平寺、身入蓮華寺、與從兵四百餘人、自屠死、血流爲川、土人至今猶稱血川、嗚呼

仲時賊臣也、高時之遷、後醍醐天皇于隱岐也、仲時居六波羅、與其事、罪不可勝、誅也、然

其就死使帝及上皇皇太子、不過玉石共焚之禍、猶爲可嘉、况其死之烈、不失鎌倉武士之

風、亦可賞也、故今建碑以識迹、係以銘銘曰、

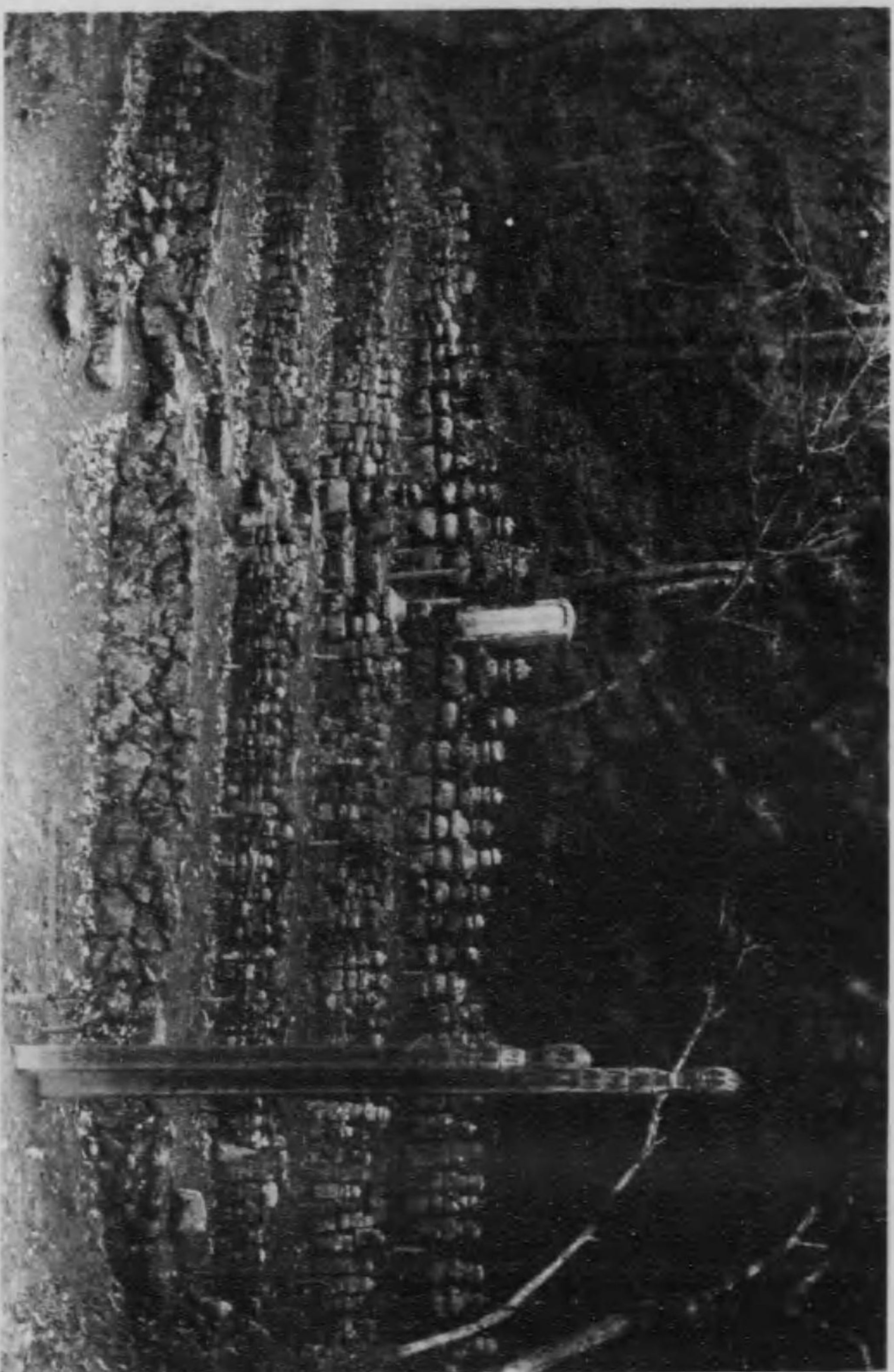
寒烟漠々、荒草離々、伏死何處、血川傳悲

江龍清雄撰

### 西行塚

鳥居木村に屬する磨針嶺の路傍にあり、藤川記に、磨針嶺を南へ下るとして、右に顧れば、

墓の人餘百四族一氏條北



(鳥居村大字番場蓮華寺境内)

筑生嶋などかすかに見えて、(中略)又左の方には聳えたる岩に松木ある其下に石塔あり、西行法師が塚と言傳へたるとなん、

いかにして松の陰には宿るらむ花のもとゝかいひし言の葉』  
と見ゆ、藤川記は應仁、文明の長き戦亂を避けて、奈良より美濃に遊びし一條兼良公が著にして、公の時には西行塚の傳説専ら行はれしも今は其傳説さへ失せて知る者なし、果して西行に縁故ある塚なるや否や、

### 小町塚

鳥居本村大字小野にあり、小町の塚は所々に傳説あり、滋賀の逢坂山、山城の小野、奥州の最上等其例なり、所謂七小町の所以か、本郡の小野を小町の出生地といふ、傳説は奥州最上に住せし出羽郡司小野好實、任滿ちて上洛せんと此地に一宿せし時、小女を貰ひ伴ひ歸りて養女となし、洛の小野に住す、此小女後に小町といふ、才色妙婉の人となりきといふ、淡海記には此塚昔は山伏塚といひし由記す、

### 晝寐塚

同村大字原小字宮下に晝寐塚と刻せし碑あり、石高さ二尺五寸五分、幅一尺三寸の自然石なり、表面に晝寐塚と刻し、裏面に「ひるかほにひるねせうものどこやまの芭蕉翁

と刻せり、鳥籠は古驛の地なりしも荒廢して、晝顔の花に旅人の午睡を試みる狀況となりしを詠せし蕉翁の句意なるべし、後人が旅客の閑情を索かん爲に此碑を建て、街道の名所となしたるにてあるべし。

### 白髮塚

晝寐塚に隣りて白髮塚あり、耻ながら残す白髮や秋の風の句を題す、陸奥の人祇川房の建てしものなり、

鳥居本村は佐和山城の東方にして、軍器上の要地たり、殊に淺井氏が六角氏に對抗せし時、又織田氏が淺井氏を制せし時等には合戦の巷となり、有名の將士も多く陣歿せし所なれば、それ等戦死者の墳墓も少からざるべきも、今は其傳記だに存せず、

### 長束正家塚

入江村大字下多良に一古塚あり、長束大藏の墓なりと傳ふ(淡海本)長束大藏は大藏大輔正家の事なるべし、但し長束正家は慶長五年九月關ヶ原敗戦の後、水口城にて自殺せしともいひ、又一説には蒲生郡中郷村の農家に入りて自殺せりともいひ、依て同村に其墓ありと、何れか是なるを知らず、但し下多良村は關ヶ原より佐和山城へ至る間なれば本郡に其墓ありといふは徒に附會の説にもあらざるべきか、

### 星川墓

同村大字朝妻筑摩の朝妻神社の傍に大なる古塔二基を存す、一基は寶篋院塔一基は九重又は七重かとも思はるゝ石塔なり、二基共に散亂して完全ならざれども、尋常人の墳墓に非ざるは知るべし、其地長方形にして四周堀形を存し、其附近一帶の土地小字を石の塔と稱するは、蒲生郡の石塔村に有名なる國寶の古塔あるに對照して同意味なるを知る、土地の傳説にては星川の墓といふ、星川とは雄略天皇の皇子星川皇子なるべきか、されど皇子は天皇の崩御後、稚媛の指教により大藏によりて反を謀り給ひ、大伴室屋等の爲に火攻に遭ひ焚死し給ひたれば、朝妻の地に墳墓あるべき理なし、されば養老七年紀に見ゆる星河女王あり、これ等の星河王にてもあるべきか、正應四年八月の古圖と傳ふるもの(中巻)には此地に石塔は見えざれども、古墳を畫き朝妻王廟と記す、而して天の川(長息)を隔て、北世繼村に朝妻女王廟あるを記す、依て按ずるに朝妻の地に朝妻王の墳墓あるは當然にて、朝妻の名も其王の領地なりしにより起りしやと思はる、而して川を隔て、女王の墳あり、土地の傳説によれば朝妻王の墳墓を彦星塚と稱し、女王の墳墓を七夕塚と稱す、而して其中間に流るゝ息長川を天の川と稱するに至れり、土人の配を得んとするもの女を望む者は七夕塚を祈り、男を欲する

ものは、彦星塚を祈る、毎年七月朔日より七日の夜半に至り、川中に三個の盃に水を充たし、男女の名を記し、水面に映して夫婦を定むる例ありしも、今は行はずなりぬと、此は、近き頃まで行はれしと見え、井伊大老直弼が未だ井伊家の一曹司として彦根にありし頃、一日天の川に漁して獲物を友人に贈りたるに、恰も七夕の頃なりしかば、當時の書翰に

今日は風と存候、朝妻迄出懸候處、最早すがりの由にて、一向不彊に候間、誠に以て輕少なから一籠見せ申候、此節は不珍品に候へども、予がすなざりと申ては彦星ならねども、一とせに一度天の川へ出候儀に候得ば、夫のみが些か珍敷かと存候、

牛ならで今日は網引く天の川

と添へたるもの彦根町に現存す、天の川に彦星の附會は好配なりしより、朝妻王の塚はいつしか彦星塚と變じ、更に星川と變遷したるにてあるべし、蓋し二基の石塔と朝妻王の墳墓とは自から別なるべし、

### 朝妻女王墓

法性寺村大字世繼蛭子神社境内に高三尺餘の自然石あり、朝妻石又吾妻石といひ、俗

に七夕石といふ、是れ朝妻皇女の墓標なりと傳ふ、前記星川墓と關聯して、七夕の説に附會せらる、正應の古圖に朝妻女王廟と記する古墳は是ならん、一説に現在の位置より東南三町小字塚間路の位置にありしを、水害の災に遭ひし時、今の所に移せしといふ、朝妻は朝孀とも書し、姓氏錄に朝妻造あり、朝妻氏の事は中卷第二篇に記し置けり、古圖に朝妻女王廟とあるは仁賢天皇第二の皇女にはあらざるか、

### 淨念寺の石塔

同村同大字淨念寺の境内に一基の寶篋院塔あり、始め天の川の南岸なる朝妻村に息長王塚と稱するもの(正應四年の古圖に見ゆ)ありて此塔は其塚にありしが、曾て湖岸の陥落せし時、其塚も洗ひ去られ湖底に沈没せしを、後に土人之を引揚げ、同寺の境内に移したりといふ、然れども石塔はよし傳説の如く湖底より引揚げたりとするも、其塔を以て息長王の墓碑なりとは定めがたし、但し其様式より考ふれば、室町時代以後のものたるが如し、按ずるに他の石碑が洪水の爲に湖底に沈みしを、湖涯の陥落によりて古圖に見ゆる古塚を存せざれば、後人が息長王に附會せしにてあるべし、

### 雅成親王墓

同村大字字賀野蓮成寺境内に一基の寶篋院塔あり、寺傳に後鳥羽天皇の皇子雅成親

王の墓なりといふ、雅成親王は建長七年二月十日、五十餘歳にて但馬國高屋村に薨去ありしを以て、同地に御陵墓あり、明治九年九月より宮内省の管轄に歸せり、されば本郡に同親王の墓あるべき筈なし、然るに同寺傳には親王は同村の古刹歡喜光寺にて御誕生あり(母は淺井郡今庄より出)承久三年但馬に蒙座せられしも、歸郷の念禁じ難く、遂に嘉禎元年十一月、但馬には身代りを置き、僧體に變じて歸國し、當地に在住せられしが、寛元三年四月六日、四十六歳にて薨去あらせられたり、伏見上皇曾て當地に遊幸ありし時、親王の古跡を訪はれ、左の御製ありしと、

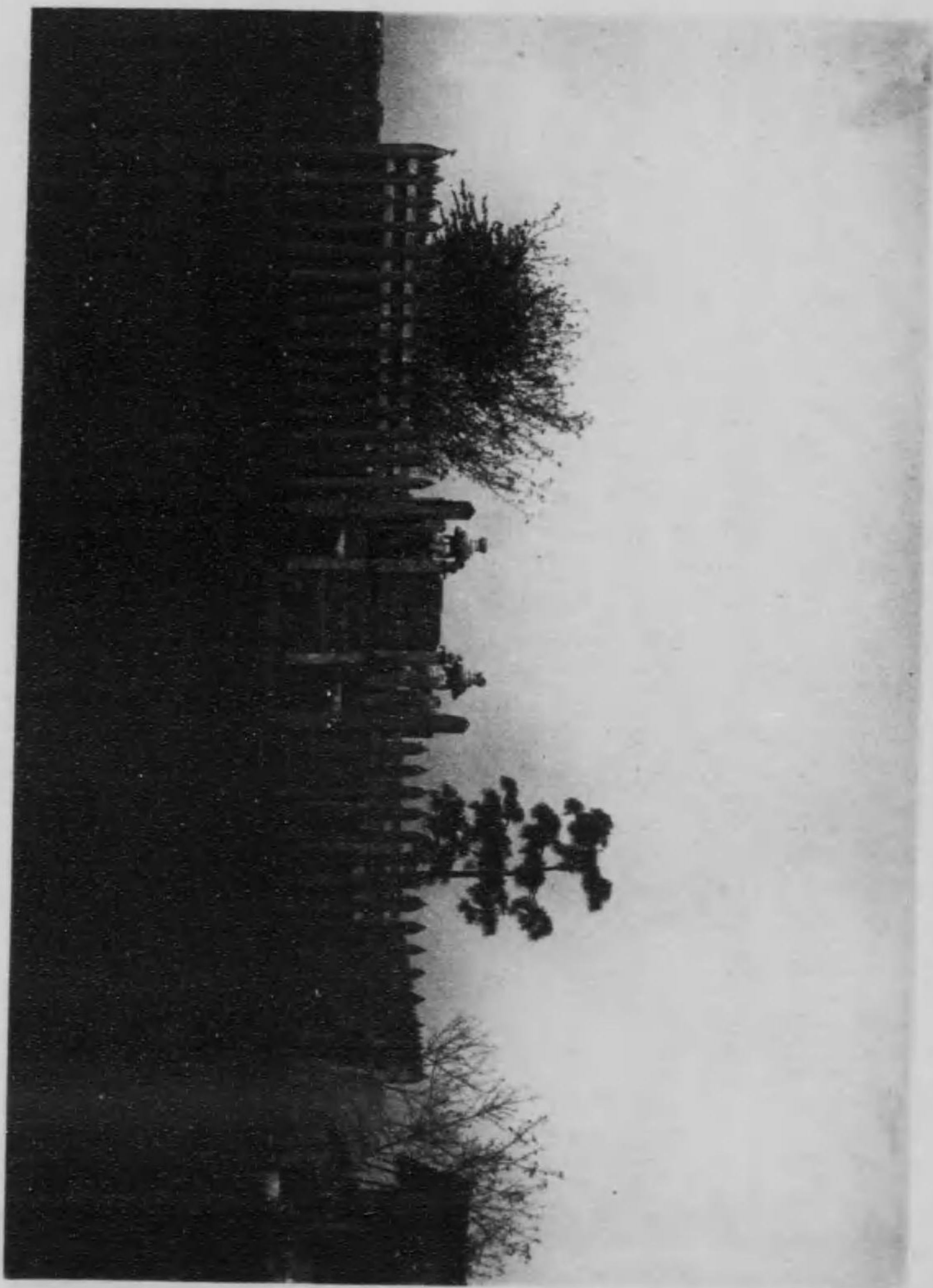
思ひ出づる其古跡も名のみにて昔を忍ぶ今朝の白露

猶親王の墓は現在の所より西北數町の處にありしを、後蓮成寺境内に移し、故趾に地藏尊を安置し、依て御塚地藏と稱すといふ、

### 法秀院墓


同村同大字にあり、法秀院は土佐國高知藩主たりし山内一豊の母なり、一豊の父盛豊は尾張國黒田城にありしが、織田氏の爲に戦死したれば、室法秀院は一豊を伴ひて美濃に流寓し、一豊を養育す、既にして尾張武士が本郡に活動するに及び、一豊は羽柴秀吉に仕へ、本郡に住す、一説に一豊は十一二歳の時より、母と共に宇賀野に住し、成長せ

墓の院秀法母豊一内山



しともいふ(第九篇第四十章參照)天正十三年八月、秀吉は一豊を長濱城に封じ、二萬石を領せしむ。翌十四年七月十七日、母は宇賀野村に病死す。母の此地にありしは一豊が長濱入城前に於て久しく住馴れし土地なればなり。諡して法秀院殿縁月妙因と號す。同村長野氏は當時より深縁ありしを以て、法秀院の靈牌を始め、其遺物と稱する器具等を所持し、今に侯爵家より依頼せられて、墓所を管理す。寫眞參照。

#### 蠟燭石

日撫村大字顔戸に蠟燭石と稱するものあり、その蠟燭石と稱するは其形  圖の如く、下は太く上方にて段を付けて細きを以てなり、之を潰せば腹痛するとして、土人畏敬す。按ずるに古き石塔の一片にてあるべし。

#### 内藤正道の碑

同村大字長澤にあり、内藤氏は徳川氏の旗本にして、慶長七年九月以後、本郡の内長澤村大東村本庄村の内にて二千石の地を領し、子孫相續して廢藩の時に至れり。正道は甚郎正義の子にして、廢藩後父と共に東京に移住せしが、後更に京都に移りたり。明治十三年正道は舊縁によりて本郡長澤村に徙り、子弟を教授せしが、二十二年九月病て卒す。年三十九。福田寺に葬り、龍華院曉譽居士と諡す。里人相謀り碑を建つ。福田寺住職

文を撰す、碑文左の如し、

内藤正道君卒、君先考内藤正義君實爲我長澤邑領主、其先出於藤原秀郷、中微無聞、至天正、慶長際、中興之祖四郎左衛門正成君從東照皇戡定禍亂、每執硬弓彎大箭、攻城野戰、以驍勇稱關原之役、戰陣最力、以功授領于近江國坂田郡長澤大東本庄、與上野國新田郡成塚、及山田郡名久木方之邑、封入合二千五百貫、列德川府旗下重臣、子孫襲封、皆長武技、且以騎射名者、連綿二百五十有餘年矣、至明治元年、天下時勢大革、大將軍德川慶喜公奉還大政、幕府臣僚半隸於朝廷、於是先考正義君亦奉朝命、同年四月移於京師、列下太夫爲觸頭、五月更賜本領安堵之命、三年扈大駕、復還于東京、四年封建之制廢、天下皆爲郡縣、尋正義君即世、正道君以家嗣承家、初德川府之治于江戶也、授邸小石川、後更住飯田町九段坂上、自正義君徙於京都、後以便宜徙者後十餘年、至明治十三年、正道君以舊封之故來住於此地、爲人剛直且仁、嘗從事公務、而傍盡心於教育、近鄉子弟賴以成學者居多、一朝罹疾、藥石無效、遂以明治二十二年九月十四日溘逝、年三十九、葬福田寺兆塋、釋號龍華院曉譽居士、無子嗣未定、舊領士民、惻其不遇而夭折、且隱名家衰頹也、相謀建碑于本陣之舊址、乞余記其系譜之所由、余甚嘉士民之敦於懷舊、於是乎識

明治二十三年歲次庚寅三月上浣

息長澤祐撰并書

### 豊島作右衛門碑

神田村大字加田にあり、豊島氏は徳川家康の臣にして、慶長七年近江國に於て一萬石の地を領し、加田村に陣屋を設けて治所とす、然るに其地灌漑の便悪しく、年早すれば害を蒙る多きを憂へ、地を相し、龜岡、松岡二山の溪間を利用して、段別貳町八反拾壹歩の大なる溜池を開鑿し、溝渠を疏通し、早田四十餘町歩に灌漑の利を得たり、依て更に五乗川（條里法の五の里ならん）の水路を穿ちて、良田約二十町歩に灌漑するを得たり、里民其利を謳歌し、碑を建て、氏の功績を追慕せしが、明治三十五年有志更に相謀り、龜岡山上に一大碑を改造し、氏の偉功を勒せり、碑表には豊島作右衛門と題し、裏面に左の文を刻す、

豊臣公本丸代官豊島作右衛門君本邸在信州領江州一萬石、設於加田村陣屋、慶長七曆創設溜池、以便灌漑、里民永浴其德、澤茲明治三十五年有志相計、建碑於于龜岡山頭、以勒其偉蹟、

### 目檢枷の墓

六莊村大字平方天満宮の傍に一個の石あり、目檢枷の墓なりと傳ふ、目檢枷は一に目健解と書し、犬の名なりと傳ふ、其子小白丸、犬上郡大瀧山に於て主人の難を救ひ、犬上明神と祀られしといふ、三國傳記に左の如く記す、

昔獵師ありけり、其名を知らず、近江國烏籠の山の邊の野山に遊びて、諸鳥を取り、夜は深谷に入て獸を取り、一生の業とす、常に坂田郡枚方村の目檢枷と云犬の子小白丸といふ犬を愛し、暫も身を放さず、連れ歩きけるが、或時山に入る折節、何となく物すこく怖畏の心起りければ、弓に雁俣取添へて、例の小白丸を側に伴ひ、大木の朽ちたるに後楯を取て、夜の明くるを待けるが、深更に及で彼の犬頻りに飛上り飛掛りて吠かする、獵師叱りけれども、猶吠いがむ、時に獵師怒を發し、劍を抜て小白丸を一打に頸を打落す、其首飛上り、朽木より大蛇の下りて口を開き、獵人を呑んと望かゝる、既にしかど嚙付たり、獵人大に感じ悔けれども、詮方なく、神祠を營祝ひて犬の神と崇む、今の犬神の社はなり云々、

犬上明神は犬上郡犬瀧村にあり、瀧の宮と稱す、之れ犬神を犬上に附會せし傳説なれども、其小白丸の親が本郡平方にありて、其墓と稱するも猶存し、天神（後世天神稱す）の祠其傍にあるに至りては、神秘的來由の伏在するが如きも、考究の資料なきを如何せん、

### 墓立

北郷里村大字東上坂に墓立と稱する所あり、之れ木野木戒學の墓なりと、戒學は土佐守と稱せしが、曾て相撲庭と田養水の争ひありし時、戦死せしにより、出雲井の水を落

す時は、戒學の墓手向水と稱し、春近川より遣はす古例あり、其時は淨圓寺の僧墓參して廻向せしも、今は其事なしと上坂記録に見ゆ、

### 遠藤塚

同村同大字にあり、土地の小字を遠藤といふ、元龜元年六月、姉川の戦に信長を殺さんと、單身敵中に入りて、竹中重治の爲に觀破せられ、戦死したる淺井家の勇士遠藤喜右衛門直經の墓ありし所なりと、今は開墾せられて面積六十四歩の畑となれり、

### 三條實房卿墓

北郷里村大字西上坂順慶寺境内にあり、相傳ふ三條家八代の主實房卿、其子善融法師の同寺に住するにより、晩年來寓し、遂に此地に薨じたりと、同寺に實房卿の像と稱するものあり、文久元年故三條實美公亡父の三回忌に當り、畫工菅原爲恭をして同寺所藏の古像を模寫せしめ、之を版行せり、其畫賛に曰く、

右三條左大臣實房公自寫尊容者、近江國順慶寺所傳也、爰奉爲先考三回追善廻向生前之御願、奉模刻授諸人、乃至功德無邊、利益不限、

文久元年十月三日、

右近衛權少將藤原實美



式部少丞菅原爲恭謹摸

明治十三年七月、宮内省は侍從西四辻公業をして、親しく同寺の墳墓を驗し、寺傳を調査せしむ。

### 鉾刺墓

神照村神照寺にあり、近江輿地志畧に鉾刺墓は神照寺境内にありと記す、鉾刺とは如何なる人の墓なるべきか、按ずるに天文二年、淺井亮政が京極氏の名を藉りて、今井肥前守秀俊を同寺に招き、その六角氏に應じたるを叱責し、自殺せしめたる事あり(中巻三章)所謂鉾刺とは自殺者の意にてあるべし、果して然らば鉾刺墓と稱するは箕浦庄の豪族今井秀俊の墓なるか、猶後考を俟つ。

### 眞源寺の塔

同村大字下之郷眞源寺跡に古石塔あり、相傳ふ同寺開基空晴大師の墳墓なりと。

### 成田思齋之碑

同村大字相撲にあり、思齋通稱重兵衛、文化年間に生る、蠶業界の明星にして、養蠶絹篩の著者なり、人物傳に詳記するを以て、茲には其碑文のみを掲ぐ。

翁諱重吉、號思齋、通稱重兵衛、滋賀縣坂田郡相撲邨人、文化中盡力於蠶業、勸誘里人、大

起養蠶之事業、嘗著養蠶絹篩、其所說則自製種養蠶製絲織機、至蠶病之豫防、桑樹之栽培、莫不遍探而博究、爲後人據此書以得裨益、洵大矣、官亦再賜金、追賞之、頃日里人感翁功勞、乃相議欲建碑以傳于世、持其狀來請余文、余嘉其舉、乃据狀叙之、嗚呼翁生人文未開之時、而盡力於國益、猶能如此、今縣民從事於此業者幾千人、何爲而不成、而湍湍從流、無復出一機軸者、豈不愧于心乎、苟愧之、其必有奮起、而能繼翁之遺績者矣、是余之所切望於里人也、因記勒諸石。

明治二十二年七月

農商務大臣從二位勳一等伯爵井上馨題額

滋賀縣知事從四位勳三等 中井弘撰文

正五位 日下部東作書

### 豐臣秀吉亡兒の墓

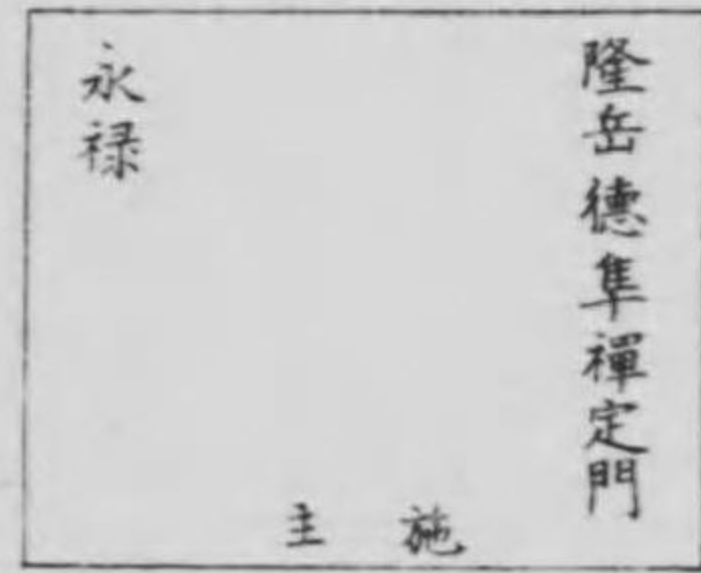
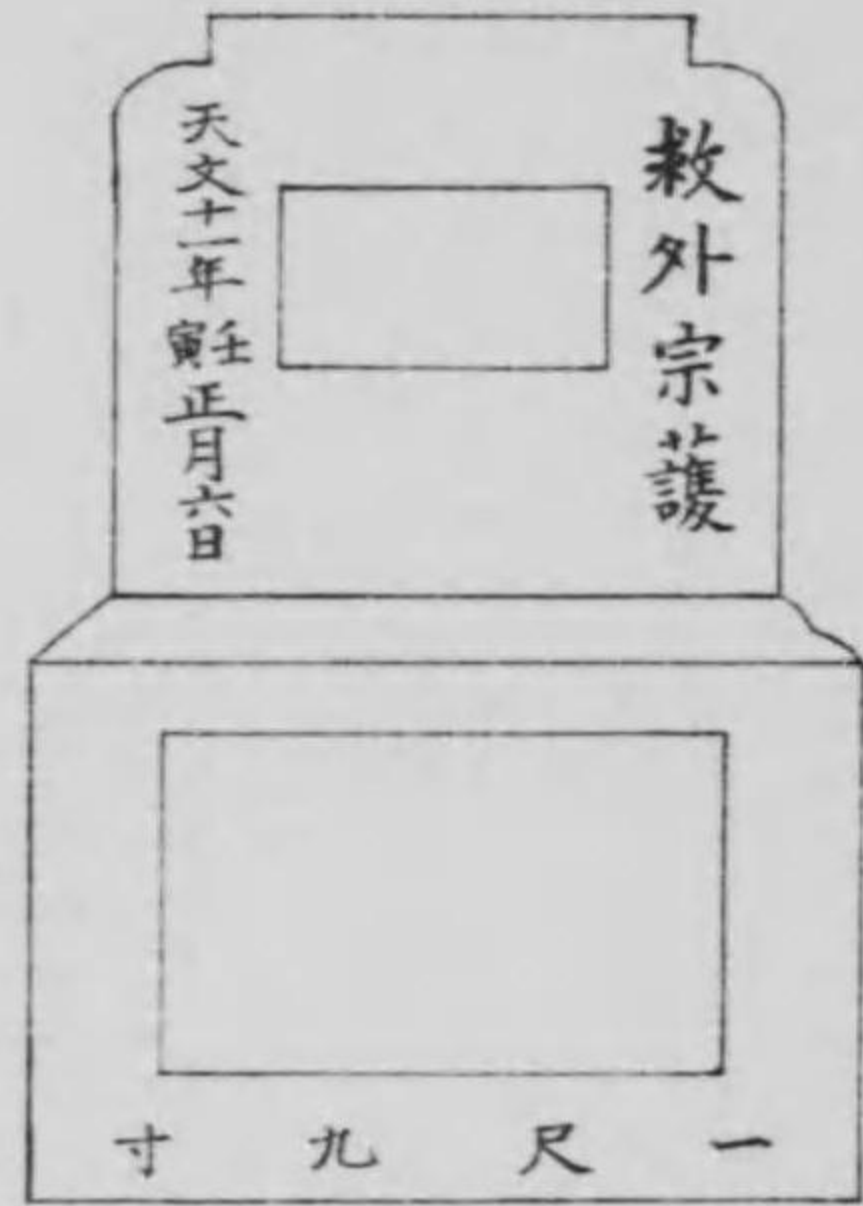
長濱町大字南片町妙法寺境内にあり、碑面に本光院朝覺居士と刻す、同寺所藏の像贊にも同様の謚號を記し、天正四年十月十四日と記す、寺傳に豐臣秀勝の墓と稱すれども如何にや、中卷第九篇第二十九章に詳記したれば、之には省畧す。

### 淺井亮政夫婦の墓

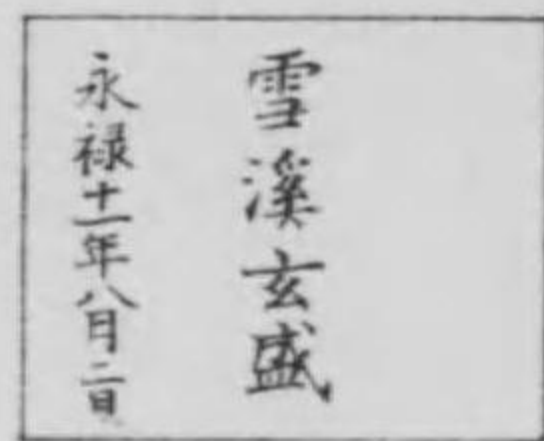
浅井亮政夫婦の碑

(附外に三個)

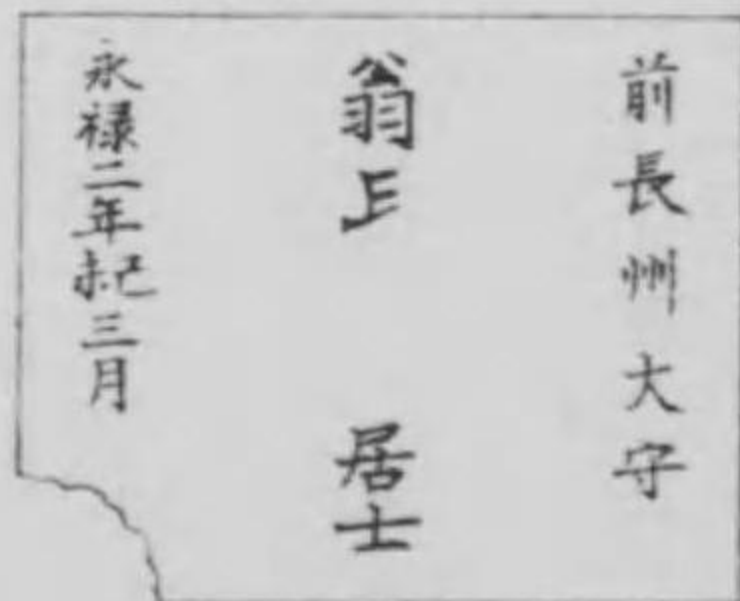
浅井亮政墓碑



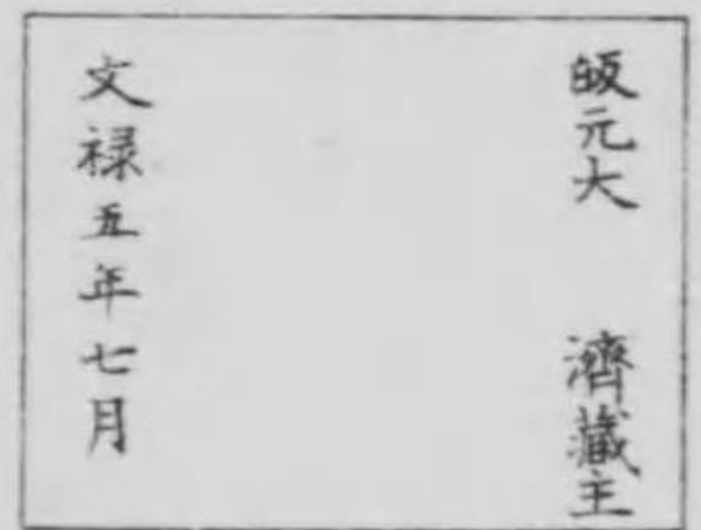
亮政夫人藏屋方碑



浅井長門守敏政の碑



浅井福壽庵惟庵の碑



長濱町大字田町圓長坊にあり、曲谷石を以て製作したる寶篋院塔の臺石に「救外宗護大居士、天文十一年正月六日」と刻銘されたるは、浅井亮政の碑にして、其傍の小石塔に「雪溪玄盛大姉、永祿十一年八月二十六日」と刻されたるは、亮政夫人藏屋の方の碑なり、其他浅井一族の古塔四五基存す、蓋し浅井氏累代の墓は浅井郡小谷山下に在りしを、秀吉長濱城に移るの後、浅井氏の香華寺、徳勝寺を長濱に移せしが、當時墓碑も併せてこゝに移せしものなり(中巻第八篇 第一章 参照)一族墓碑の内文字の讀み得べきもの挿圖の如し、

第十二編 古跡名勝志

## 第十二篇 古跡名勝志

### 寐物語

柏原村大字長久寺にあり、寐物語の古跡につきては三説あり、(一)は古へ不破關を警固せし時(朝廷の大喪并事變ありし時)近江美濃の兵士が國司を別にするが爲に、指揮命令の相違、遲速等を壁を隔て、相語りたるに始まるといひ、(二)には源義朝平治の亂に敗れ東下せし後、其妻常盤夫の後を追ふて東國に下らんとして、此の地に一泊せしに、隣室にてさしやくは臣江田行義に似たりとて、壁を隔て、之れを問ひたるに、果して行義なりければ、兩人共に其奇遇を喜びたり、依て其名出づとし、(三)は近江と美濃とは國異なれども、人家相接するを以て臥しながら壁を隔て、物語りせるをもつて、寐物語と稱すと言ふ、その何れが是なるかを知らざれども、寐物語の語が艶文に附會され易ければ、近古以來紀行文に和歌に多く卑俗的に應用せられ、更に名高き名勝とはなれり(古歌第十三篇に記す)

### 和射見野

柏原村大字長久寺の西の野なり、中古嶋の澤と言ふ、今時雨が澤といふは其所か、壬申

の亂、天武天皇の將高市皇子の陣址なり、萬集集に「吾妹子乃笠乃借手乃和射見野爾吾入跡遠妹爾告乞」と見ゆるは此所にかしる歌なり、

長比

同村同字より大字柏原の野瀬と稱する一帶の地を「たけくらべ」と稱す、長比又長競の字を用ゆ、たけくらべは上古の玉倉部の轉訛せしものなりとは、先輩既に定論あり(中第一篇第 六章参照)されば、日本武尊の膽吹の毒霧に發熱し給ひし時、御熱を冷し給ひし玉倉部泉、并に壬申の亂に近江方の兵が忽ち精兵を放ちて衝きたる玉倉部邑も、此要衝なるべしといふ、たけくらべの名は大乗院雜事記文明十一年七月二十六日の條、關所の部に「五十文タケクラベ」と見え、元龜元年淺井氏が織田信長の侵入を防ぎし時、砦を此山上に設け、長比砦と稱したり、天正十九年の柏原檢地帳、并に慶長七年兩度の檢地帳にも字「たけくらべ」と見え、明治初年迄は稱へ來りしも、地券改正に當り、小字名を廢合して小字野瀬と改め、古來有名の地名も今は傳へざるに至れり、但し古への所謂「たけくらべ」とは小字野瀬の局部の稱にはあらず、今の大字長久寺も其總稱の中にて長久の二字を冒して寺名となし、その寺名は更に村名となりて傳はりしものなり、

笠地藏

柏原村大字柏原野瀬中仙道の傍に地藏堂ありて、石地藏を安置す、昔小栗判官助重、美濃の青墓にて毒酒の難にあひ、將に死せんとす、妾照手姫之を悲み、病夫助重を車に乗せ、紀伊の熊野の湯に浴せしめんとして此地に來り、悲狂して其冠りし笠を脱ぎて地藏に被せ、病夫の全癒を祈りたり、故に笠地藏の名を生せり、助重熊野に入湯し、全癒して歸路此の地に至り、地藏に報いん爲に一寺を建てたり、之を蘇生寺といふ、然れども寺は兵火に罹り、石地藏のみ現存す、

玉の井

柏原村大字柏原の東野瀬山の麓にあり、路傍清泉湧出す、玉の井と稱し、又白清水ともいふ、盆大の小池なれども、古より名水なり、冷泉爲相の海道百首の中に、玉の井の歌見えたり、按ずるに上古玉倉部の泉の片名の遺りて、玉の井と稱せしにはあらざるか、その所在玉倉部の轉化せしといふ「たけくらべ」の砦址ある麓にあり、

御茶屋御殿跡

柏原村大字柏原の西町にあり、徳川氏天下の權を握るに及びて、上洛歸東の節、休泊の所として、此地に御茶屋を建設せり、後に御殿と尊稱し、御茶屋御殿と稱す、近江の國に三御殿あり、乃ち此外に野洲郡の永原御殿と、甲賀郡の水口御殿とあるは是なり、其他

神崎郡伊庭の御殿を併せて四御殿と稱すれども、伊庭は他の三所とは其理由を異にす、柏原御殿の沿革は中卷第十篇に詳記せり、

### 菖蒲池

同村同大字の西小字長澤と稱する水田の中にあり、一に長澤池と稱す、長澤の前なればなり、天の川の水源なり、古は方二町の池なりしが、菖蒲の名所として知られ、長澤池の菖蒲とて、大嘗會の歌題等に用ひらる、俊成卿の歌に、君が代の長きためしに長澤の池の菖蒲も今日ぞひかるゝとあるは此池の詠なりと言ふ、近古溝渠を穿ちて良田を開きしが、今僅に三畝歩計りの小池となれり、土人謂ふ池の四周の水田は泥深くして股に達す、故に田底に埋木を爲し、其上を傳ふて耕耘をなすと、

### 古川關趾

同村同大字の西にあり、古川は粉川又小川とも書す、大字梓河内の東にして、一町餘の坂ある所なり、故に古川の坂といふ、傳説には上古關屋の設ありて、稚淳毛二岐王の守り給ひし要衝なり、古川は古關の傳説なりといふ、古人の紀行文に關の小川粉川の坂等多く見ゆ、

宮木ひく梓の柚のこなたなる關の小川の音に名高し 讀人不知

### 梓山 (梓の柚)

同村大字梓河内にあり、梓河内は四面皆山にして、溪間に中仙道を通ず、古來梓山、梓の柚等古歌に詠せらるゝは此處なり、古歌第十三篇に記す、  
又此地天然の要衝なるをもつて、古來軍陣に應用され(王申亂息長)又中古梓の關の設けられし(中卷第七篇第六章)等、史蹟に富む、

### 猪の鼻

同村同大字の南部なる河内にあり、戰國の時京極氏隱棲地たりし所なり(中卷第七篇第十章)此地の風俗古昔は肩衣袴を着せず、素袍袴を着せし由地志に見ゆ、又河内覺性といふ怪人此地に住したり、覺性は熊坂長範の部下なりきといふ、

### 柏杉の老樹

同村大字清瀧にあり、相傳ふ古へ京極氏膽吹山に城館を設けし日、山上より一株の苗木をなげ、其樹の行きし所に墓地を相せんとしたりしに、樹は清瀧に着きたり、依て墳墓を此地に定めたりといふ、俗説なるべし、蓋し此の木の本の所在を、ジヨカンジといふは勝願寺にて、京極高光の諡號に因り、高光の別館地にして、柏杉は其庭園の古株ならん、

叡尊の行跡

同村大字大野木の山上にあり、嘉禎年間僧叡尊此の山上に登り、大和大峯を勸請して修行す、爾來此山を大峯山と稱す、行跡に觀世音を安置す、

藤川關址

春照村大字藤川小字上戸井に海戸に跨りし地なり、古へ藤川關の址なりといふ、不破街道の裏道なれば、戰國時代に新設されし關址なるべし、天文十年の成菩提院雜々記に、玉の關に年始の禮錢を贈ること見えれば、此街道にも新關の設けられしは知らるゝなり、

藤原定家卿の寓址

同村同大字にあり、文治元年藤原定家卿殿上に於て源雅行と忿争し、父の怒りに觸れし時、族縁の此地に在るを倚り來り、幽棲せらるゝ事三年、其間庭園を築き、木石を友とし、吟詠に徒然を慰めたりと、當年の寓址と稱する庭園の泉石依然として存し、丈餘の老椎樹鬱々として天に參る、庭中一櫻樹あり、老樹は再三枯れて、藥出で存す、土俗之を定家櫻と言ふ、卿が詠せし藤川百首首一に難題百は、此地幽寓中になりしものなりといふ、北村季吟翁は其著湖路名跡誌に左の如く記す、

京極黃門中納言を京極すませ給ひし藤川のやどり、霜降り星移りて、今は何がしの館となれり、門あらため家あらためになすといへども、彼の卿のもてなしたのしめし庭の泉は、つくりもかへず、御手ふれし石とて、空のあたり苦むせり、我いつ頃にや、此所にかりねして、こぼれたる椎もふまじな一どやしきといふ句を讀めり、玩湘日夜東に流去りても、公の名はなほどまされり、萩は年々の秋にかられ、藤は折々の垣に結ばれて、苔に草にあらすといへども、其代のゆかしさ腸にしみたり、其氣味をけさもそよぐが秋の風云々、

松永貞徳翁は藤川百首抄に、定家卿の藤川百首は其身藤原氏にありながら、官は僅かに中納言に過ぎざるを述懐して詠せられしやに記さる、

平野

春照村大字大清水に三野あり、平野焼野狩場野と言ふ、相傳ふ天智天皇の御宇、弓馬操練の地に定められ、演武の所なりきと、小字に馬屋が谷、名召が原等あり、當年の遺稱なりといふ、

神戸

同村同大字の中北國街道に添ふて、十數戸の人家あり、神戸カウヂと稱す、古へ神封の民戸な

りし遺稱なるべし、

### 小屋場

同村大字村木山の南面に東西七町、南北三町餘の平地あり、小屋場と稱す、戦亂の時村民此地に假小屋を繕ひ、難を避けたる地なり、

### 米の木長者邸址

同村大字高番にあり、古へ米の木長者と稱へし豪家ありし址なり、今其地を米の木といふ、

### 綱引場

同村大字春照にあり、古へ春照村民と彌高寺百坊の僧と、毎年正月十五日初力を稱し、太き綱を引き合ひ、其勝敗によりて年の吉凶を卜する恒例とせり、彌高寺衰頽の後、春照村民南北に分れ、老幼男女共に死力を盡して、勝敗を争へり、明治六七年頃より此恒例廢されたり、

### 殿山

同村大字春照にあり、元龜元年六月徳川家康姉川の戦に會せんとて、六千人を率ひて、此所に陣し、翌日進軍せり、爾來此地を殿山と稱す、

### 篠塚

同村同大字にあり、新田義貞の四天王の一人なりし篠塚伊賀守重廣幽棲の址なりと傳ふ(中卷第六章第六篇第七章參照)

### 野頭

伊吹村大字上野の東端北國路に添い一二の人家あり、野頭といふ、京極氏の臣吉田某庵を結び住せしに始る、俳人芭蕉翁漫遊の途句を詠じたり、曰く  
頭巾めせさむや伊吹の山おろし

### 彌高山

彌高山は和銅の風土記にも記載され、本郡内の古き名所なり、故に古へより大嘗會の詠歌に讀まれたるもの少からず(中卷第四章第四篇第廿一章參照)古歌は第十三篇に記す、

### 膽吹山

伊吹村春照村に屬す、膽吹山は書紀には膽吹山と記し、古事記には伊服岐能山と記し、帝王編年記には夷服山と書す、通俗には伊吹山と書くも、伊吹の名義は山神毒氣を吹き、即ち氣吹の意味なれば、書紀の膽吹山こそ正字ならん、膽吹山は本郡唯一の古蹟名所なり、即ち上古に於て伊弉諾尊の登山、日本武尊の征伐(中卷第一篇第廿一章參照)奈良朝には近江守藤



原武智麻呂の登山(中卷第八三章)あり、次に豪僧三修律師の膽吹山寺開基(中卷第四三章)源頼光の山賊征伐(同三章)膽吹彌三郎の誅戮(中卷第五五章)京極氏の在住(同章)覺靜親王の幽棲、光嚴帝、花園上皇、後伏見上皇、康仁親王、并に尊圓親王等の御駐紮(中卷第二章)南朝方の近江の國の根據地として尾崎宮の滯陣、太平寺合戦あり(同章)京極高濑の上平修築(中卷第七章)織田信長の外國種藥草の移植(中卷第九章)徳川幕府採藥士の登山(中卷第十一章)等、殆ど各時代に通じての史蹟を印せり、此他慶長年間に山賊住居せしこと北越軍記に見ゆれど、事小説的に類すれば、中卷時代史には記せざれども、同記の原文を左に寫出し置かん、

慶長五年三州菟屋にて水野を打たる加々野江彌八は、元來尾張浪人也、隠れなき剛勇大膽ものなり、慶長元年の頃、江州伊吹山の谷間に盜賊數多集て、形を鬼神の姿に似せて、往來の旅人を逐驚し、近郷の男女を劫しけるに因て野人山樵畏れ慄き難儀に及ける、折節加々野江是を聞て、樵夫の體に様を替、鐵棒を杖にして分入、尋ね來る所に、峨々たる岩を楯に、篠大木の茂りたる其内を棲として、大の男五六人、鬼面赤熊(しんぐま)を蒙り、皮の衣を被て、種々の手鉞を提げ、驅廻る、加々野江得と見て、傍の邊り立寄て、からくくと笑ひければ、盜賊原山賊と見て罵りける所を、仕すましたりと彌八

蹈込て、鐵棒を押取のべ、大將と覺しき大の男の眞向を瓜破りにぞしたりける、殘る奴原是を見て、討てかゝる、彌八之を弓手馬手に薙倒し、扱腰骨弱き鬼共哉、嘸聞魔王も愁嘆せんめれど、騒がぬ體にて歸りける、

猶此山には艾草を名産とすれば、古人の此山にかゝる詠歌も少からず、そは第十三編に列記す、

### 小高野

膽吹山中にあり、上野より登山する途に當りて、平坦なる高原あり、小高野これなり、現今は白山神社と稱するも、古へ杓子の森と稱へて、神社は此所にあり、陰陽道の熾なる頃、惡神の山より下るを遮るの謂にて、祀られし遮軍神の遺稱なるべし、神社志にて詳記す、

### 行導岩

膽吹山南面八合目にあり、高三丈、周圍五町に及べる大盤石なり、豪僧三修山寺開基の時、苦修練行の址なり、因て其名あり、土人は、びよど岩と轉訛せり、

### 鳶の岩

行導岩の東にして、少し峯に近き所にあり、奇岩累々奇觀なり、一に鳶の曲といふ、

### 彌勒堂

六七八

膽吹山の絶頂に平坦席を布くが如き所あり、常に疾風あるをもつて、樹木疎々なり、石室を築き石像を安置す、彌勒堂是なり、古墳塚志に堂の撮影を挿入せり、

### 白沙利

同山西面に削るが如き峻阻ありて、常に岩石を崩潰す、其色白し、依て白沙利といふ、牧童山上にて草を刈りて束ね之を投ずれば、一瞬にして姉川の岸に落つ、膽吹山の名産なる石灰は此所にて製するなり、

### 蟬合

白沙利の近傍にして、東は膽吹山、西は七尾山との峽間にして、嵯峨恰も屏風の如く、直徑十間計りなり、之を蟬合といふ、古へ此の所に自然の堰止ありて瀧をなし、それより上は一面湖水なりしが、寛平年間僧深宥この堰止を開鑿して、姉川を疎通せりと傳ふ、蟬岩と稱する巨岩二個川中にあり、

### 弘法水

伊吹村に弘法水と稱するもの二所あり、一は大字大久保にして、一は七尾山の麓北國脇往還の傍にあり、共に弘法大師巡錫當時の遺跡にして、水質最も清し、

### 伏拜

大原村大字村居田の東にある高野なり、そのふしよがみと稱するは伏し拜みの畧なり、古へ古保利庄民が大旱に當り、雨を伊夫岐神社并に三之宮に祈りしに、膽吹山上と以上の二社とにて雨乞踊りを爲したりしに、近古伊吹村と上野村と山論の事ありし時より、其例廢れたれば、古保利庄民は此野にて山上の龍王と三之宮とを遙拜し、伏し拜みて一踊りすることしなれり、故に伏拜の名出づと上坂記録に見えたり、

### 比夜叉池

大原村大字池下にあり、大池又は三島池とも稱す、傳へ言ふ往古此池に水溜らず、之を占ふに、一女を池中に生埋して水神を祭らば、水必ず滿つべしと、佐々木秀義の乳母夜叉御前といふ者生ながら池底に入り、機織の具と共に埋没せられたりしが、果して水溢る、依て夜叉を水神と崇む、口碑に夜中水底に機聲を聞くことありと、池の西側に夜叉女の墓あり、老松の下苔蒸せる石塔あり、松樹を比夜叉松といふ、古人の歌に、  
名にも似ず心やさしきたをやめの誓も深く見つる池水

### 市場

大原村大字市場なり、古へ物品交換時代より毎月日時を定め、賣買の行はれし市場な

りしが其名は終に村名となりて傳はれるなり、

### 黒田氏の邸址

東黒田村大字本郷にあり、黒田氏は京極満信の子宗満を祖とす、長岡庄の南半を領地とせり、依て後に其所領を黒田庄と稱せり、現在東黒田村、西黒田村の村名の存する緣由も此に因めるなり、一説に藤原氏より出でし黒田氏ありしと、

### 代官屋敷址

同村同大字にあり、徳川氏が天下の兵權を握りし後、代官所を此所に置き幕府直轄諸村の行政を執らしむ、今其所を御屋敷といふ、(中卷第十篇 第九章 參照)

### 梵字石

東黒田村大字堂谷坪江薬師堂の傍、自然の巨岩に大なる梵字三字を刻す、土人相傳ふ、此所古へ深淵にして、大蛇の災に罹るもの多きにより、弘法大師巡錫の途次、之を書して蛇災を無からしむと、按ずるに三梵字は三佛を文字にて顯はしたるものにて、所謂岩佛の一種なるべし、

### 瓢箪山

同村大字大鹿と北方との間にあり、山形瓢に似たるをもつて瓢箪山と稱す、東南部を

小字堂の前といふ、古へ虚空藏堂ありしにより、其名存すと傳ふ、自然の高地を利用せし古墳地にはあらざるか、

### 小屋山

同村大字大鹿の西南にあり、岩石重疊せるを以て、一に岩祖山と稱す、絶頂平坦にして廣し、古へ戦亂の時黒田六郷住民の避難地なり、故に小屋山の名を存す、

### 小倉山

同村大字山室の東北に一丘あり、頂上に毘沙門堂を存す、古へ小倉寺淨泉坊の址なりといふ、地田甫の中にあり、風景賞すべしとて、地方の名勝となれり、近年小倉の十二景等の選題あり、

### 天神岩

同村同大字の西方の山頂にあり、俗に天神の足跡ありとて、天神岩と稱す、

### 見定石

同村大字長岡小字花の谷道路の左側にあり、按ずるに古へ地區分界の見定石にてあるべし、

### 靈木皂角子

同村大字萬願寺に大門と稱する所、古へより皂角子の老樹あり、賀茂神社と古寺滿願寺との大門なるべし、古來痛風(リウマチ)を病む者、賀茂神社に詣て、この樹皮を削り、湯に煎じて服用すれば、忽ち全癒すとて、遠近の病者來り乞ふもの多し、爲に丈餘の老樹は遂に枯死するに至れり、されど病者は絶えず來りて枯樹を削り、今は樹幹も盡きたれば、土中の枯根を掘り治を希ふ、土人名木の枯損を惜み、近年一樹を植ゑ繼ぎたり、一説に六莊村大字下坂濱の皂角子樹と一直線に、古へ坂田郡南北の境界なりきとも言ふ、

### 居寤泉

醒井村大字醒井にあり、透明清徹の清水にして、上古日本武尊膽吹山の毒霧に感せられし時、御熱を冷し給ひし玉倉部居寤泉は此處にして、醒井の名も因て起れりといふ(中巻第一篇 第六章参照)古人のこの清水を詠せしもの少からず、そは第十三篇に記すべし、

### 腰掛石

同所清流の中にある、日本武尊御熱を冷し給ひし時、御要を掛けられし石なりといふ、

### 蟹石

同所にある、古へ三尺餘の巨蟹化石せしものと傳ふ、木曾路名所圖繪に形蟹に似たり

と記す、

### 地藏堂

同所にある、安置の地藏尊は石造にして、一丈二尺の座像なり、傳教大師の作なりと傳ふ、古へは水中に安置して天蓋もなく、故に尻冷し地藏と稱す、慶長年間石川日向守靈験を感じ、一堂を建立して巨像を堂内に移す、眼病者の祈請に靈驗著しく、參拜人多し、伊勢の關の地藏と相似たる巨像なるによりてや、土謠に、關の地藏と醒井地藏はさてもよく似た御兄弟かと唱ふ、清泉と共に街道の名物たり、慶長の古堂は明治八年に焼失したれば、現在の堂宇は明治二十二年の再建なり、

### 十王水

同村同大字大橋の傍にあり、三善清行の男にして僧となりし淨藏此所に來りし時、岩石の間より清泉を湧出せしめしといふ、傍に十王堂あり、故に十王水と稱す、十王の二字を刻せる石燈籠水中に立つ、

### 西行水

同村同大字の内古醒井にあり、延喜年間僧仲算岩角を削りて湧出せしめしといふ、後僧西行來り、苔石の下より清泉の湧出するを見て、いたく感賞したりとて、爾後西行水

と稱すといふ、

### 鶯が端

同村同大字の東端にして、小坂の畔なり、古へより鶯が端又鶯が原と稱して、街路の名勝たり、堯孝法師の覽富士記并に太田道灌の東海紀行等に此の所の詠歌を記す、

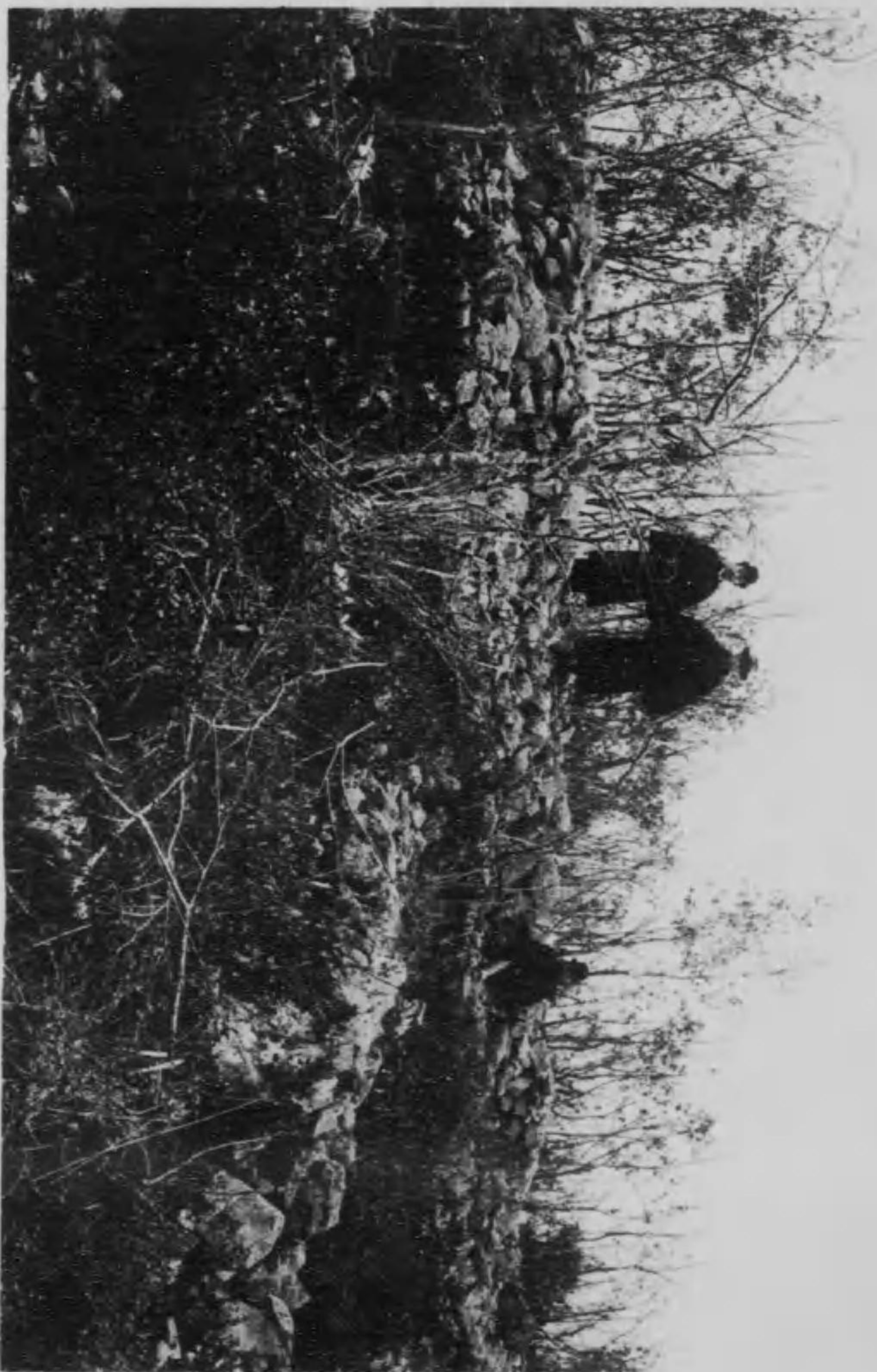
### 弘法水

同村同大字向ひ山の麓に一泉湧出す、俗に弘法水と稱す、

### 向山の列石

同村同大字の西方にある山なり、一に兜山と稱し、三峰を爲す、中峰の頂に周圍約二百間、直徑東西廣き所にて三十間、狭き所にて十七間、南北約八十四間、橢圓形に無數の石を列ねたる所あり、南峰の頂にも同じき列石あれども、其範圍中峰の二分一小なり、土俗傳へて天武天皇壬申の亂の砦址といふ、一説に九州地方に存する上古祭天の遺跡たる神庭の磐境いばまかなるべしといひ、喜田文學博士は實地を踏査して(明治四十四年十二月十四日)古代の石城ならんと推測せらる、其説に九州地方の所謂神庭の磐境は多く巨石を一系列にせしものなるに、此山の列石は無數の石を積みて、全く其趣を異にせり、此構造より察するに、武備上より設計せられしものにて、正しく古代の石城なるべし、而して此地不破

石列の山向井醒字大村井醒



關の西に當り、街道を扼する要衝なれば、此に防備をなしたるにてあらん、殊に天智天皇は都を志賀の天津に遷し給ひ、外寇の防備を嚴にし、所々に石城を築かしめ給ひたる等より推考すれば、此石城も其時代の設備にあらざるかと思はる、果して石城ならんには、圍の中に石弩を發射せし臺石(九州にては、ホロリ石といひ、)無かるべからずとて探索せられしも、當日恰も雪を降らし、樹石の間行動自由ならず、爲に目的を達せざりしは遺憾なりき、但し此山上の石は悉く石灰石なれば、假令石弩の臺石ありたりとするも、石灰石は脆き質なれば、元形を今に存するは不可能なるべきも、研究者の注意すべき事なり、又祭天神境の遺蹟とすれば、上古の名族息長家に因みあらざるか、又一説に上古の烽火臺の遺趾なるべしと、記して後賢の研究を俟つ、

#### 岡本屋敷

同村大字上丹生にあり、井伊氏の重臣岡本半助宣就、元和元年大阪の役前、己れの知行地にして隠穩に適するを以て、假屋を建て家族の避難地とせり、後屢々來りて幽邃を愛して優遊したりしが、此地に没せしにや、墓石存す、半助宣就は機庵と號し、書畫をよくし、安分子、無名老翁等の號あり、明曆三年三月十一日卒す、年八十四、

#### 法性坊

同村同大字にあり、古へ法性坊の址なり、其傍なる竹藪中に法性坊産井と稱するあり、天台座主となりて、令名ありし法性坊尊意の誕生地なり、尊意は息長丹生真人の家より出でたり、

丹生養魚場

同村大字上丹生の溪谷小字總谷にあり、明治十二年八月の創設にして、縣の設計に屬せり、總谷川の清流を應用して、數多の池を穿ち、淡水魚の孵化、飼育を爲す、因て總谷養魚場とも稱す、水質清冽寒暑を通じて五十一度なり、明治十八年縣は之を個人事業に移し、八幡町の西川貞次郎の所有に歸す、西川氏益々規模を擴張し、大小十八個の池を鑿ち、鮭、鱒、鯉、鮎、鯉、鯉、似鯉、鰻等を飼育し、其成績良好にして、其名水産界に著はれ、内國勸業博覽會より賞を受け、二十六年には小松宮殿下の御遊覽あり、幽人佳客の遠く杖を曳く者漸く多くなれり、同三十八年大阪の人藤野四郎兵衛西川氏の譲をうけ、場主となり、更に規模を擴大して經營す、爾來皇族殿下より大臣を始め、朝野貴顯紳士の來遊年と共に多し、故谷如意翁曾遊の時、總谷の十二景を選び、詩を賦す、其題と詩は左の如し、

峡口怪崑

奇峯夾水立、巨石對成門、洞天從此入、何處是仙源、

巍竇噴泉

行到絕崖下、天風散煙雪、看驚萬斛泉、噴自岩間出、

廻嶺櫻花

櫻花一千樹影、落碧灣間、樵夫迎客說、此景勝嵐山、

西崑紅葉

昨夜微霜落、山楓染幾分、晴曦來映射、紅盡一崑雲、

野沼游鱗

野沼如野紙、碧木分區流、ノへ波間影、群魚學字游、

圓嶋釣磯

波光繞島清、即是魚千里、我來學釣翁、宛在大瀛裏、

松岫啼鵲

聞說深岫裏、杜鵑晝亦啼、萬松參天暗、聲在夕陽西、

響岑鳴鹿

遠岑寒月出、山鹿呼相應、憑高聲自遠、乘壑傳餘響、

横川螢火

深林織月落、一川豐草青、古迹無人問、村童來撲螢、

笈沚石雞

曉々復曉々、夜涼澗中鳴、憐汝清人耳、不是公田聲、

檜崖懸瀑

老樹夏多陰、飛泉午消熱、但見翠雲中、碎珠復噴雪、

鼈峯吐月

連峰若波浪、湧翠半空流、暮雲忽飛散、月在巨鼈頭、

此他名士の詩歌多けれども省く、

惟喬親王の遺跡

醒井村大字樽ヶ畑にあり、惟喬親王御幽寓の邸址なりと傳へ、本屋敷、御臺所屋敷、的場一の門、二の門など稱する土地名を存す、按ずるに惟喬親王の縁故地と稱するもの、愛知郡の君が畑、犬上郡の大君ヶ畑にもあり、而して何れも皆交通不便なる山上の僻村なり、今各所の傳説を見るに、愛知の君ヶ畑には其址を高松御所と稱し、依て村名を君ヶ畑といふと見え、十九年間御幽寓ありしは、親王の御領地たりし縁故によれりと傳

ふ、當時親王は土人に木挽を教へられ、小掠久良、小掠光吉の二人、日本木挽の根元となり、後世に至るも木挽職の印鑑、并に筒井轆轤工の免許は此地より交附せりきといふ、又犬上郡大君ヶ畑にては神崎、愛知、犬上の東部は惟喬親王の領地なれば、大君ヶ畑の名も其縁故に出づといふ、本郡樽ヶ畑には前記御幽棲の址と傳ふるものあれども、其所以詳ならず、

附記 福壽草の御所納め

樽ヶ畑に古へより明治天皇東京御遷都まで、年々福壽草を御所に納むる古例あり、所傳の記録によれば、御所御花畑係り山口藤四郎、植木屋宇平(下立賣日)、植木屋重平(出水通千)等の取次を以て、毎年靈仙山の福壽草數百株を上納したり、爲に御用の二字を記したる檜札と提燈とを下附せられ、運送の際速達の便を與へられたり、

青木里

息長村大字能登瀨附近を古へより、青木の里といひ、その村に鎮座せる山津照神社を青木大梵天皇と稱せり、青木は後世の用字にて、其元は、あふきにて、仰ぎの意なり、これ上古の名族息長氏の祖神を祭りしのみならず、息長宿禰王の墳墓と稱する古墳ある地なるを以て、其一族を始め諸氏の仰ぎ拜する意より、あふきの名出でたるにて、其例



は大和國高市郡高市村大字野口の天武天皇陵を阿不幾乃山陵、又大和青木御陵とも稱するに同じ、仰ぐべき山陵と神社とある故に、おふきの里と稱したるに、後人はいつしか青木の字を用ひて、貴族の遺蹟を湮滅せしめたるなり。

### 風 穴

同村大字多和田の山中鉢が峯にある洞穴なり、口徑六尺餘にして、深さ量り難し、土俗風穴と稱し、其危険を恐る。

### 百如庵

同村同大字の西南天の川の畔に一丘あり、丘上に一草堂を建つ、安永年間、僧慈芳(號如)此の丘の景勝を愛して創建せし所なり、依て百如庵と稱す、慈芳律師の傳は人物志に詳記す、慈芳去るの後、萬鐵、扇月、慈光等の僧代り住し、幕末の頃、鴻雪爪來り住するとき、松平春嶽暫く潜居せし事あり、山僅かに一小丘に過ぎざれども、前は天の川の清流に臨み、西は太湖の銀波を望み、東北の二方は波濤の連山を圍らし、膽吹の大嶽一頭を擽げて北窓に入り、老樹苔石實に一仙境をなす、現在の堂主中島淑氏介山草堂と改め、其沿革を記すること詳なり、依て其全文を左記す。

介山初名石見山、又曰樋口山、息長三小丘之一也、而其有堂宇、自僧慈芳始、慈芳安永中

獲此山、創立一堂、以掛錫焉、改名千界山、堂號百如庵、慈芳歿後、僧萬鐵繼之、萬鐵去而僧扇月嗣之、扇月歿而僧慈光承之、慈光歿而僧靈端紹之、靈端去而僧雪爪居焉、時當徳川幕府末路、松平春嶽以罪幽于其國、諸國浮浪之士、目爲朝敵、春嶽憂時事、將入京、至大津、路梗退到此山、潛依雪爪、雪爪蓋曾遊越前、美濃之間、受其知遇者也、大垣大夫小原鐵心亦曾與雪爪善、以故維新之際、數命駕來與、爲物外之遊、無幾鐵心逝而雪爪亦去、此山無人、漸委荒敗、明治八年有檢地之事也、以此山不始受他寺轄、爲慈芳生家島某之有、既而其家衰、貸堂宇於俗人、以謀營利、明治十四年遂舉山堂、賣之本願寺、爾後爲其道場者凡十五年、此間寺僧光尊一再來遊、時筑前僧佩石者、愛我湖中風光、爲撰其勝、獲二十四境、而此山即居其一、然地在僻鄉、修理漸懈、一境復荒、明治二十八年本願寺遂售之、里人宮野某、當是時屋漏壁壞、狐狸出沒、荒敗尤甚、宮野某畧葺補之、又貸之他人、以收其賃、於是一境再爲營利場、明治三十二年余始遊此、慨其勝境屢變遷而增蕪穢、遂購之、盡削垢汗、大加修築、改爲儒宮、以移琴書、更名介山草堂、又號守道書院、欲排異端以存正學也。

### 岩屋善光寺

同村大字岩脇龍尾山にあり、自然の大盤石に三尊佛を彫刻す、故に如來岩とも稱す、相傳ふ古へ善光寺如來湖上を舟にて渡りし時、一僧此如來に隨順せんと欲し、岩窟に彫

刻せりと、按ずるに此地奈良朝の時、筑摩七ヶ寺の一なる龍尾山護寧寺の在りし所なれば、此岩佛は當時の遺物にてあるべし、世俗岩屋善光寺と稱す、

### 箕浦市場

箕浦は今は息長村の大字となれども、鎌倉時代には東山、北陸二道の分岐點にして、西に朝妻港ありしにより、交通頻繁の要衝として、將軍上洛下向等、休泊ありし事、吾妻鑑に見ゆ、此地に市場址存す、これ古へ物品交換時代以後、長く地方物品賣買の市場たりし所なり、市場は諸庄に設けられたりしも、箕浦市場は殊に有名にして、又最も後世まで行はれたり、

### 頼朝の腰掛石

同村同大字八幡神社の境内にあり、古へ源頼朝通行の節當地に一泊せしが、其時腰を掛けたる石なりと傳ふ、

### 狩山

同村大字門根にあり、一に城山といふ、堀能登守在邸の所なりと傳ふ、殘礎存す、

### 磨針嶺

息郷村と鳥居本村との境界にありて、古來幾多の戰跡を印す、相傳ふ古へ修學の士あ

り、半途にして、國に歸らんと此嶺を過ぐ、老翁の斧を磨するあり、士之れを問へば曰く、針に爲さんとす、學士大に感じ、己れの薄志弱行を恥ぢ、再び京都に赴き、苦學して業を成せり、依て磨針嶺と稱す、謠曲東國下に、まだ通路もあさぢふの小野の宿より見渡せば、斧斤を磨きし、すり針や、番場と音の聞へしは、此山松の夕嵐、旅寢の夢もさめが井の、自ら結ぶ草枕と記され、藤川記にも一條兼良卿嶺上の眺望に、詩歌を詠せられ(中卷第七篇第九)たり、嶺上茶店あり、望湖堂と號し、太湖を一望すべき位置にして、風景の絶佳なるを以て、封建時代行客の通ずるもの皆亭に憩ひて眺望し、詩歌を詠せしもの少からず、其詠第十三編に記載す、亭は餅を名物とし、磨針餅の名諸國に聞えたり、明治二十二年東海道鐵道の山麓を通じてより、行客跡を絶ち、嶺道草萊を長じ、佳望の名亭も雀羅を張るに至る、嘉永元年本郡の人辻村篤が堂主の請によりて作りし望湖堂の記あり、左に其全文を記す、

### 望湖堂記

夫琵琶湖之大、約之南北二百五十餘里、東西凡八十餘里、而其形勢以似琵琶之形、故得名焉、云、如謂往昔與富山同夜而湖水初開、則姑置焉、自江國四面山百川日夜流出、不假他邦之地、不加他邦之流、而遂作如是廣大之勢矣、造化之功、可不仰哉、余屬者、閱西土之

地經曰：洞庭湖周行五百里，由之觀之，則雖洞庭湖其大不及琵琶湖也。明矣。嗚呼！江國之壯觀，天造之妙境哉！安永年中，朝鮮聘使跨征馬而過大津石場，見風波之高，問驛吏曰：大海乎？驛吏對曰：非大海也。湖水也。聘使不信，直下馬飲水，微笑而始驚。琵琶湖之大云，今猶傳于口碑矣。方今傍琵琶湖之通邑大都，構樓閣而看取琵琶湖之光景，以爲燕遊所者，蓋不尠矣。然其所經營，大率鄙陋而少，有搢紳君子之宜遊觀而舒暢精神所矣，而未嘗聞有其聲價顯然者焉。此堂則自昔在于磨山千尋頂，而能占勝地，奕簾乃平湖萬頃，眼裏開濃藍，宛是如明鏡，買帆漁舟往來不斷，遠焉者如羽，近焉者若帷，魚龍浮沈，鳧鷖翔翺，晴日未落，早涼驅暑，天清地敞，而秋氣始肅矣，便令遊客明爽耳目，激滌心腸，而有羽化登仙之想矣。磯崎之北，聚落中，香閣高聳者，即磯邨也。杜子美詩曰：江邨平出寺，夫是之謂乎。磯邨之北，松翠蒼鬱乎，出沒于水煙之中者，筑磨之神祠也。居民相傳云：自神代以四月八日，祀其神靈焉。筑磨邨之稍北，民家十數，沿碧灣區分南北者，所謂淺妻村也。不知今亦猶有佳姬待客之舟否。從欄下至湖水之間，農漁之邨落多而，碁布星列，不遑枚舉也。波上如疊青螺者，著衾洲也。洲上置辨才天女焉。湖之西北最遠，迤邐而如波濤者，若越之諸山也。其東南銳上豐下，挺然而出，蒼然而屹者，賤岳也。實天正年間，秀吉勝家等所據要害處也。著衾洲之正東相距數里，有甚低而如覆盆者，曰虎姬山，當信長與長政戰時，張陣營之處也。遠近之

過客追憶往事，則心中不能不凄然而懷古之詩，亦可坐而賦矣。余曾聞昔有仙子而磨鐵於此山中，故爾來曰磨鐵山矣。今顧此仙子，則所謂李白讀書山中邂逅，相逢磨鐵杵，而欲作鍼，老嫗之徒乎。余八九年前，同諸子遊此，分韻而賦八絕句，今錄其二首。一曰：湖廣山深仙鶴鳴，秋風咫尺送濤聲。由來此境真奇絕，唯恨峰巒隔彥城。二曰：千乘君亦皆休此，非爲中仙驛路長。江國無双好風景，往還誰不上斯堂。蓋此地井伊侯之封境，而欄下即中仙道之驛程也。堂凡數間，西南之一室懸畫簾，廻朱欄，而內有常位焉。前有一亭，名臨湖眺望，雖好，非可比。此堂固也。神祖國家創業以還，每歲四月十七日，

皇朝大臣奉勅而至，日光謂之例幣使，雖往反日數有限，必休于此，眺望琵琶湖，而詠倭歌焉。云：又濃州以西，四國九州大小之諸侯，及朝鮮信使、琉球王子，每朝吾霸府亦皆休駕於茲。其他雲遊之高緇、文雅之名士，且無貴無賤，日夕多少往還，旅人莫有不登此堂者矣。而登此堂者，誰不受琵琶湖之光景哉。今世驛路之間，雖多樓閣臺榭，至若貴遊之夥，與旅客之不斷，則應莫有及此堂矣。堂之名不獨高於江濃之間，雖海西及海外朝鮮琉球二國，猶或應有聞之者矣。而固搢紳君子之所宜遊觀而舒暢精神也。余與主人相知，已十餘年矣。而余亦酷愛此堂之能納琵琶湖之勝槩，故雖與余居相隔以十里之遠，一歲之中或一度，或兩度必登焉。登則倚欄而對湖，酌酒詠歌，而恣心目之所聘，忘歸期不覺移時亦數矣。唯恨秋

夜來未看湖上月光之好而已矣、主人性不貪榮利、頗有古人之風、而家多藏、播紳君子詩歌及和漢古墨跡矣、余嚮請而觀之、有可信者、有不可信者矣、是日余訪主人、主人大喜、乃爲鷄黍之給、且供酒而請余記、此堂余曰、夫記亦如余不才拙辭、藻者之非所能及也、況此堂則在中仙道之間、常文人學士之所過、則必觀之以譏笑者乎、余豈得漫乘筆哉、請撰博學能文之人、主人曰、余與先生多年相友善、乃交情如兄弟、故欲得先生之記文以藏、家也久矣、吾固不知文之巧拙、他人之文假饒雖巧、是吾之非所望也、先生爲吾作記文、則不揭堂之楣間、乃裝潢而爲卷、而不肯漫觀人、常置吾書齋之机上、朝夕展觀、而永仰先生之手澤矣、而益懇請而不止、余乃於義有所不可、峻謝焉、於是乎不願非才、舉勝觀之槩、以作堂記、猶恐有取笑於有識之人矣、

嘉永紀元、申秋七月二十一日、松溪道人撰

于望湖堂南窓之涼風洗暑熱處

### 矢倉

鳥居本村に上矢倉下矢倉と稱する大字あり、上矢倉は大字鳥居本に合併せられ、下矢倉は今に大字たり、此地中仙道と北國街道との分岐點なるを以て、古へより戰畧上の要地として、矢倉の設ありしにより、其名が地名となりて傳はりたるか、下矢倉に源賴

朝の母常盤が暫く隠れたる址あり、常盤の紅梅、袖掛の南天猶存す、

### 淺茅生の小野

同村大字小野は鎌倉時代よりの宿驛にして、貴人の此驛に休泊せしこと、并に佳人の歌詠等諸書に見ゆ、一に淺茅生の小野と稱す、古へ茅の多く生せし故なるべし、小倉百人一首に淺茅生の小野のしの原云々とあるは、此小野の地のことなり、詠歌は第十三篇に記す、

### 御所が谷

同村同大字に大御所が谷小御所が谷と稱する所あり、古へ貴人の隠れ御所ありしより、其名存す、一説に後鳥羽上皇の離宮なりしとの口碑存す、泉水と稱する小字あり、其小字の内に王の池と稱する一坪餘の小池、并に壬鳴岩、釣鐘岩等の巨巖存す、

### 千鳥が岡

同村大字原の西南にあり、小高き丘にして樹木繁茂す、千鳥が岡と稱し、古より名所なりしにより、古人の詠歌少からず、同大字に不老山あり、麓を不老が谷といふ、聖德太子河内國に守屋連と戦ひ、利あらず、此の地に來り隠れ給ふ、守屋の兵追ひ至りたれば、太子小勢にて防戰の術なく、天に祈り給へば、忽ちにして數萬の鳩飛び來り、白旗と變

と、敵の陣に向ふ、敵之を見て敗走す、太子喜で曰く、是即ち八幡大神の御加護なりと（集りしは千鳥）今不老山麓に太子堂ありて、太子乗馬の像を安置せしが、太子の直作なりと傳ふ、後年堂宇廢頽せしにより、同大字の氏神の社坊寶瑞庵に移せしが、明治維新後更に淨林寺に移せり、

### 五老井

同村同大字小字東代に圓徑二尺餘深さ五尺の小池あり、清泉湧出す、芭蕉門下に有名なる森川許六（人彦根）が外四人の八十歳以上の老人と共に掘りし井戸なるにより、五老井と稱す、

### 不動瀧

同村大字莊嚴寺の内小字不動倉にあるを以て、不動瀧と稱す、盛夏避暑に適す、

### 鏡岩

同村大字佛生寺瀧ヶ谷にあり、古へ光輝熾なるを以て、湖上の漁獲を減じたるより、岩を焼き光輝を失せしめたりと傳ふ、役行者曾て此地に來りし事ありとて、今に行者の像を安置す、

### 百々藥

同村大字鳥居本に百々（ヒトヒト）と稱する一部落あり、百々氏一族の住地なれば、地名となる、元龜元年信長が佐和山城の磯野員昌を征せし時、其部將丹羽長秀をして長圍の陣を張らしめしが、長秀は當時此百々屋敷に陣したり、百々氏は有名なる武將にして、其先は越智氏なりと稱す、此家に百々藥と唱へ、産前産後の良藥と金瘡打身に効能多き百々膏藥とを出す、佐々木家世傳の秘法なりと言ふ、

### 梅ヶ原

入江村大字梅ヶ原なり、梅ヶ原は上古より近江の名勝たり、山槐記元暦元年九月十五日の近江國注進風土記事の條に、梅原（阪田）とあり、山槐記は内大臣中山忠親卿の日記にして、元暦元年御鳥羽天皇御即位ありて、大嘗會の國郡卜定せられ、近江國甲賀郡をの悠紀の方に當れり、依て國司をして其國の名所を注進せしめたる時、近江國司が注進せしものなれば、和銅の風土記に載りたる地名なるべし、梅の名所なりしより、その名起りしなり、藤原重光が磧礫集に、將軍足利義尚近江に滯陣の時、一日湖上に舟を浮べたるに、偶、童子の舟に棹して來るあり、何れの者ぞと問へば、梅ヶ原の者と答ふ、義尚之を聞き湖邊自異山林與童子尋梅棹小船の句を詠せし事を記す、

### 龜山

同村大字梅ヶ原の西入江の涯にある小丘なり、龜山龜岡の名は多く瓶の意より轉字したるものにして、古墳墓なるべし、

託間野

同村大字梅ヶ原の西北に杜若原と稱する所あり、之れ萬葉集に託間野爾生流紫衣云々と詠せられし所にして、古へ杜若の名所なり、有名なる筑摩に近き野なれば、かくは名づけられしならん、

湯谷

同村大字米原にあり、古へ温泉ありて諸病を治せしが、或人驩の馬を洗ひしより、温泉涸れたりといふ、今地名のみ存す、

磯入江

同村大字磯は湖涯にある漁村なり、其村東方に東西十數町、南北三十町計りの入江あり、故に磯の入江と稱す、古歌に磯の藻原とも詠せらる、又境の入江とも稱す、坂田犬上の郡境の意より出でたる名なるべし、一に筑摩江とも稱す、

磯崎

同村大字磯なり、磯崎は磯前を正字とす、崎は鼻の意にして、突出する所に名づく、湖涯に突出する山の鼻にして、明治以前磯崎神社の本地堂に不動明王を安置せしを以て、

一に明王崎とも稱す、一望廣濶風景賞すべし、萬葉集に高市連が磯前をこきたみゆけば近江の海八十の湊に鶴さはに鳴くとあるは此所なり、八十の湊は犬上郡八坂古へ其所なりといふ、

筑摩御厨

同村大字朝妻筑摩にあり、奈良朝以前より平安朝の中世まで大膳職の御厨地として有名なる御厨なりき、其興廢は中卷第四篇に詳記したれば、之には省く、

朝妻港

同村同大字にあり、上古以來湖東第一の要港にして、東山、北陸二道の交通運輸多く此港に集散す、第四編に詳記したれば、之に記さず、

天の川の二梁

天の川は源を柏原の菖蒲池より發し、膽吹山より出づる政所川、彌高川の二流を合し、湖水に通ずる川にして、川幅廣からずと雖も、四時水流を絶たず、加ふるに水清ければ、琵琶湖の魚族流水に浜るもの群を爲す、之を捕獲せん爲に往古より梁を設く、一を多良梁といひ、二を川端梁と稱す、多良梁は入江村大字上多良の所有にして、一に湯倉梁と稱す、其創始年代詳かならざれども、建武三年足利尊氏が藤原重俊をして此二梁を支配せしめし執達(古文書)に、依有其謂、如往古永代知行不可有相違者也云々と見えた

れば、それより以前二梁ありしを知るに足る、一説に川端梁は元龜元年多良の漁頭多良五郎左衛門、姉川の戦に出陣して戦死せし時、當時朝妻村に住居せし北走井某、天の川の湖口に網代垣あしがきを設けしを起原として、終に變じて梁となしたり、これ即ち川端梁なりとも稱すれども、建武三年の文書に筑摩拾陸條武梁事と題し、多良川春梁竝に鱒梁云々とあれば、古へより十六條古代の土地條の遺名なりの多良川に二梁ありしは知らるゝなり、現在上多良梁は三月十五日より五月十五日迄を期限とし、川端梁は五月十五日より十月三十一日迄を期限とするは、所謂春梁と鱒梁との別なり、多良梁の漁魚は氷魚を首とし、鹹雜魚の類にして、川端梁は鮎、鱒、似鯉、雜魚等を漁す、而して此梁は川の兩岸なる入江村大字朝妻と、法性寺村大字世繼との共有なり、

### 山内一豊の妻の出生地

法性寺村大字飯にあり、一豊夫人は若宮氏の女にして、其邸今に存す、上屋敷、中屋敷、下屋敷と稱する三區の邸は同氏の舊邸なり、中巻第九篇に詳記したり、

### 長澤池

同村大字長澤にあり、古へ東西二町、南北一町の池にして、一に菖蒲池とも稱せり、菖蒲の多かりしによる、中古池を埋めて田地となせり、今小字を上長澤、下長澤と稱する所、

即ち其址なりといふ、古歌に多く見ゆる長澤の池のあやめといふは此池なりといふ、同傳柏原の長澤池にもあり、何れか是なるを知らず、

### 御前さん

同村同字の田圃にあり、一區の芝生に小祠を存す、口碑に「御せんさん」と稱す、其所以分明ならず、何の遺跡なるか後考を俟つ、

### 朝妻山

日撫村大字顔戸にあり、依て顔戸山と稱すれども、本名朝妻山なり、朝妻港頭第一に登ゆる山にして、古へ朝妻郷に屬せしを以て、朝妻山の名を得しならん、萬葉集に柿本人麿があさつ支山に霞たな引、又子らが名にかけのよろしき朝妻の片山きしに霞たな引中巻第三章第五節の詠は、此朝妻山なり、此他朝妻山にかゝる詠歌は第十三編に記す、

### 綾織堂址

神田村大字加田にあり、古へ方四町の一區なり、今小字名を上綾堂、下綾堂と稱す、上古秦氏が傳へし錦綾紡織に因みし由緒の遺蹟なるべし、

### 七岡山

神田村と西黒田村とに亘りて、小丘七個散在す、總稱して七岡と稱す、其中龜岡、中岡、多

々岡は神田村大字加田に屬し、松岡は同村大字加田今に屬し、四面岡は西黒田村大字名越に、男岡、熊岡は同村大字常喜に屬す、後鳥羽上皇御潛幸の當時、一景の七岡山と賞し給ひしより、其名顯はるしといふ、

鯉池跡

神田村と六莊村とに跨る、多々岡の頂上に凹所あり、鯉池又は龍池と稱す、相傳ふ此池に大鯉魚ありしが、躍り出で小岩に攀ぢ、尾を打つこと數回にして、忽ち化して龍となり、昇天せりと、古へより年早すれば此池に雨を祈りたりしに、降雨の前日には必ず雷鳴の如き音響を發し、空に飛鳶集り舞ひしといふ、元祿の頃には猶池水ありしも、後水涸れて、今は只池形を存するのみとなれり、

後鳥羽上皇潛幸の址

西黒田村大字名越超寺なり、正治元年上皇は舊識なる天台の僧禪行の此寺に住するをもつて、潛に行幸ありて、討幕の計を謀り、勤王の士を募り給ひしが、當時上皇は社寺に參拜し、或は所々に遊覽ありしとて、其史蹟を傳ふるもの少からず、中卷第五篇に詳記したれば、之には畧す、

常喜の立石

同村大字常喜の路傍に大小二個の立石あり、相傳ふ古へ坂田郡南北の境界石にして、之より南を南坂田といひ、之より北を北坂田といひしと、

射場の址

六莊村大字寺田にあり、古へ演武の地なり、射場に接續して、一の的、甲敷、馬場等の地名を存す、又同大字に安間了顯、堀口三之丞等の武士居住の邸址を存す、

良疇寺の俳碑

同村大字下坂濱良疇寺は北條時頼行脚の時、其風景を喜び、暫く滯遊せしと傳ふる湖涯景勝の地にあり、其境内に三基の俳碑あり、一は綾小路百長の筆にて、芭蕉翁の句を刻す、曰く、四方よりはな吹入て鴉の海、二は福田寺三條院の句にて、比良の根の雲の分るし時雨哉と題し、三は梅室吟と署して、水鳥も舟も塵なる鴉の湖と題せり、嘉永六年松林松巢(宮川)此地に亭を建て、碑守庵と號し、俳諧を鼓吹し、偽の花社を創め、門人に授く、遠近門に入る者多し、元治元年書家梅輓此地の勝景を喜び、詩を賦し書を揮ひ、優遊自適數年滯遊せり、

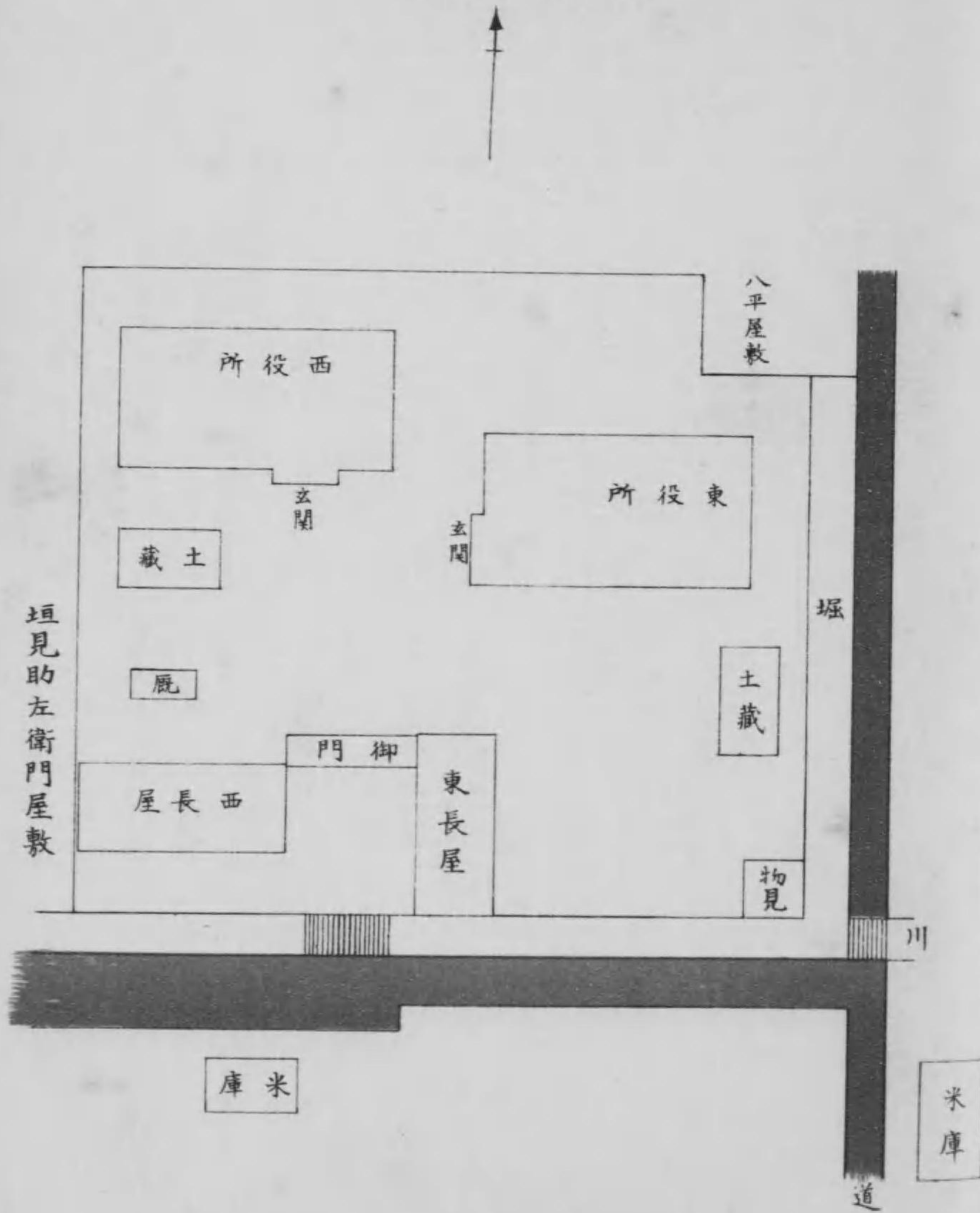
下坂鍛冶址

同村同大字にあり、下坂鍛冶の起原は詳ならざれども、鎌倉時代より刀劍鍛冶を以て



宮川陣屋之圖

(大宇宮司所藏)



名あり、戦國時代に至り、越前淺倉氏に招かれ、行きて仕へ、淺倉氏滅亡の後は福井に移り住したりしが、結城秀康の越前に封せらるるに至り、其命を受け、精鍊の刀を鍛ひたりしに、秀康之を徳川家康に獻せり、家康其手腕を賞し、葵の紋章を授く、爾後葵下坂と稱す、秀康は片名を與へて、康の字を用ひしむ、依て葵下坂の元祖を康繼と稱す、後江戸に移りたり、二三四の諸代皆祖名を襲ひ、二代康繼、三代康繼と稱したり、其裔孫今福井に居住し、下坂康次と稱す、然れども明治維新後、武器の廢せられしより轉業せり(人物志参照)

皂角子濱

同村同大字湖邊一帶の名稱を皂角子濱といふ、蓋し皂角子の老樹ありしを以てなり、土俗相傳ふ、此地伊吹岐神社一の鳥居ありし地なりといふ、此樹皮を煎じ服用すれば、腫物の發熱を止むとて、遠近來り乞ひしが、明治二十九年の暴風に倒れ、今は僅かに其葉の長せしもの存せり、

廣瀨兵庫の邸址

同村大字室にあり、今竹藪と桑園とに變せしも、猶一部の遺址存す、土人殿屋敷と稱す、

宮川陣屋址

南郷里村大字宮司にあり、元祿十一年堀田豊前守正休此の地に封せられしに創まる、

本郡内の十六ヶ村と愛知、蒲生、野洲、甲賀、滋賀の各郡内にて二十一ヶ村の領地とを計上して、三十七ヶ村一萬三千石の治所たりしが、明治維新後廢墟となり、今桑柘の地に變せり、宮川藩の歴史は中卷第十篇第二十一章に詳記せり、挿圖參照、

#### 宮川氏邸址

同村同大字にあり、宮川氏は此地在來の勢家たりしは、永享六年總持寺の寄附狀によりて知らる、子孫宮川佐渡は田中吉政に仕へ、筑後久留米に移り、三奉行の一なり、猶此大字に垣見氏あり、淺井氏に仕へて名聲あり(人物志參照)

#### 小堀遠江守出生地

同村大字小堀にあり、遠江の守は正一と稱し、豊臣秀吉に仕へ、合名あり、茶道築園の妙手として、遠州流の一派を創めし人なり、詳しく人物志に記す、

#### 伊勢神宮の御厨

同村大字加納は神宮の御厨なり、中卷第七篇第二章に詳記したり、

#### 小足氏の邸址

同村大字新榮は明治十二年六月、北小足村と北田附村とを合せし後の村名なり、京極氏の重臣として丹後の守護代となりし小足次郎左衛門尉は、此北小足より出づ、小足

氏の事は中巻第七篇第十四章に記せり、

### 銘刻の巨石

同村大字七條足柄神社の境内に平坦板の如き巨石二個あり、一石には永正四年卯八月と刻し、一石は天文十三辰年四月と刻す、其用途に係る口碑傳説は傳はらず、

### 石田三成出生地

北郷里村大字石田にあり、今小字を治部と稱する所なり、治部池あり、石田氏は舊き京極氏の臣なり、石田氏に係る歴史は中巻第九篇第五十四章に詳論せり、

### からご橋

同村同大字にあり、廣さ三尺餘、長さ四尺餘りの一石と方三尺餘りの一石とを二ヶ所の小川に架せし石橋なり、長さ方の兩端に組合せの痕あり、土俗からと橋と稱す、何れの時代にや、古墳を發掘して石棺の材を移して橋とせしものにて、そのからと橋と稱するは、石のから戸の意なり、遠き古墳時代の遺物、徒に人畜の踏むに任するも嘆かはしきが、幸にからと橋の名を存するにて其古を知るを得たり、俗謠あり、左に附記す、  
米は買はねど垣籠かきこの、保田酒一杯、しよう福寺、水で字をかく堀部村、かたいは石田のからと橋云々、

### 姉川古戰場

北郷里村一帯の地は元龜元年六月、織田氏淺井氏合戦の時、織田軍の陣地となりし所なり、姉川の戦は中巻第九篇に詳記したり、

### 陣杭の柳

同村大字東上坂小字領田と菅原との中間に細流あり、豆井川といふ、其川岸に周圍八尺餘の巨柳あり、傳へいふ姉川戦争當時、織田軍が陣營に用ひし杭より芽を生じ繁茂せし古柳なり、故に陣杭の柳と稱す、この名樹近年枯死し、今小柳を植ゑ繼げり、土謠あり、

東上坂陣杭せんこうの柳折れて流るゝどこまでも

### 流岡山

同村同大字の北にあり、巨岩丘をなす、流岡神社鎮座の地なりしも、明治四十二年同社を上坂神社に合祠せしを以て、今は廢祠の跡を存するに過ぎざれども、古き名地なりといふ、

### 龍ヶ鼻

坂田郡の中央に蜿蜒として龍の臥すが如き山あり、臥龍山と名づく、其北端姉川に達

する所を龍ヶ鼻と稱す、蓋し臥龍の頭の意なり、南端は息長村に盡く、此所を龍尾山と稱す、臥龍の尾を意味するなり、龍ヶ鼻は元龜元年より天正元年迄、織田軍が淺井氏の小谷城を監視せし天然の望樓なり、信長は常に羽柴秀吉をして横山城に居らしめし、も時々本郡に來りて、淺井氏に對抗せし時、陣を此所に設けたり、

### 福永御厨

神照村大字新庄寺、新庄中、新庄馬場、南方等の一區域を福永庄と稱す、此の内二百五十町の水田伊勢神宮(宮外)の御厨地となり、年々六十四石三斗の租米を外宮に納めたりし事、神鳳鈔に見ゆ、其他神馬御幣紙等をも納附せしこと、中卷第七篇第二章に詳記したり、此地後に羽柴秀吉が長濱城に封せらるゝに至り、淺野長政の領地となれり、

### 堀田惠の古跡

同村大字橋本小字堀田惠に古へ神器を埋藏したりし靈地なりとて、椿樹二株を存する所あり、此木を折れば崇りありとて、今尙注連繩を張る、

### 國友鐵砲

同村大字國友は織田信長の頃より鐵砲を製作し、徳川時代には幕府の砲兵工廠として熾なる製砲所たりしなり、中卷第九篇及び第十八篇に詳記したれば、之には省く、同

### 塔の礎石

村大字新庄馬場にあり、古へ三重の塔の礎石なりとて、巨石の中央に圓形の凹所を掘りしもの存す、

### 汲月園

長濱町大字神前町笹原氏邸にあり、同邸は元八幡神社の社坊妙覺院の址にして、庭園は羽柴秀吉の命を奉じて、曾呂利新左衛門の築きし名園なり、左に靜里山人の園記を抄出す、

坂田八幡祠者、延久中源義家肇建之、爲江北名祠、元龜中亂離相踵、一旦羅兵燹、及豐公(脱カ)于長濱、乃修葺祠宇、附與祭田、後執天下之政、崇祀優渥、嘗屢賽之、初有僧坊數十字、各主祀事、公之所憩曰妙覺院、其園中有靈泉、曰麻衣井、蓋汲此水供點茶也、又館名汲月亭、公所名也、時其侍臣曾呂利新左受命、園中植樹排石、添幽雅、且移淺井氏故墟之樹石、則恩知紅梅、不動岩、老嫗石是也、今觀園中、則老樹數株、高聳于空間、而其下駢植雜卉、枝葉繁密、綠陰環繞、其梢高低突兀、爲青山起伏之狀、其面曲々、相分如展翠屏、其他奇岩異木、參亘安排、各帶古色、是皆公之遺愛存于今者、嗟乎亦奇觀乎哉、余聞新左奇士也、公磊落奇偉、籠罩一世、而新左獨以滑稽受其殊遇、其所陳說、往々出入人意、表公亦解頤、豈其奇智有

過於公者乎、然則新左以奇想爲奇巧、作此林園、使公呼奇亦宜矣、今也物換星移、人之奇已亡、物之奇猶存、後人長稱其奇者、豈不亦奇耶、予作此記、欲諭天下好奇之人、只病文之不奇焉耳、

明治屠維大淵獻秋日

靜里山人識于笹原氏第中

### 長濱公園

明治四十二年長濱城址の桑園なりしを買收して公園とす、豊公城址なるをもつて、豊公園とも稱す、湖涯の高地なるを以て、萬頂の烟波を一望に收め、眺望絶佳の勝地なり、郡立勸業館は公園内に建てられ、壯觀客足を停めしむ、

### 慶雲館

長濱湊の傍に結構壯麗なる一園ありて、二層の高閣園中に聳ゆ、之を慶雲館とす、淺見又藏氏の所有にして、明治二十年二月、明治天皇陛下京都行幸の歸途、湖上御渡御あり、御上陸の際、同館を行在所と爲し給へり、陛下は館上宏濶なる山水の眺望を愛させ給ひ、深く御賞覽あらせ給ひしが、御還幸の後、銅瓶一對を館主に下し賜ふ、明治三十四年十一月、佐野伯爵館主の需に應じて、館記を作る、名園の起原と館主の性行とを記する

詳なり、即ち左に記す、

### 慶雲館碑

明治二十年一月、天皇 皇后幸京都、二月東還、二十一日過近江長濱、駐蹕慶雲館、館南西面琵琶湖、東對膽吹七尾諸山、眺矚宏濶、勝狀絶佳、上深賞之、尋賜銅瓶一雙、館主館主者長濱人淺見又藏也、初政府有通鐵道于敦賀之議也、又藏請設私線於長濱、以接官線、且修長濱港、與湖上船舶相待、以便轉運、政府遂起長濱線、使又藏專圖水陸運輸之利、時有司謂又藏曰、鐵道之成或有、車駕臨幸、不可無行在之備、又藏乃築此館、至是果有此事、人皆榮之、又藏資性沈毅、勤儉自率、臨事勇往、不少屈撓、竭力織絹業、富致巨萬、長濱縮緬之輸出海外、自又藏始、平生爲衆所推、歷任地方公職、且幹銀行會社、又自道路橋梁、學校病院之費、以極英賑貧、凡百慈善之事、莫不先衆損費、而於赤十字社報國恤兵之舉、尤致其力、明治十六年讀其社報、見 皇后賜金事、感激弗措、爾來每歲納金百圓于社、又獻防海費三千圓、因賜銀製黃綬章、叙從七位、日清戰役之興、使其女五人節婚嫁費、各獻百金、以資救護、三十三年四月以病歿、年六十二、奔喪者千餘人、遠邇莫不痛惜、配淺見氏名靜子、亦儉素治內、竭力於慈善事業、夫妻並爲赤十字社特別員、授有功章、淺見氏先又藏一年而歿、嗣子又次郎襲稱、又藏亦能助社務、多納資財、可謂不墜家聲矣、嗚呼世之蓄

第十三編 人物志

産積費者何限、富而能散、以裨補國事、如又藏父子者、可不稱而揚之乎、頃者又藏欲建碑、記此館顛末、以傳後、請文於予、予承乏赤十字社長、常欽其篤志、又知其致力公事、則此請有不可辭者、蓋不朽其館、即所以不朽其人也、

明治三十四年十一月

伯爵佐野常民撰

第十三編 人物志

七一四

産積<sub>レ</sub>貨者何限富而能散以裨補國事如又藏父子者可<sub>レ</sub>不稱而揚之乎頃者又藏欲建碑  
記此館顛末以傳後請文於子子承乏赤十字社長常欽其篤志又知其致力公事則此請  
有<sub>レ</sub>不可辭者蓋不<sub>レ</sub>朽其館即所以不<sub>レ</sub>朽其人也

明治三十四年十一月

伯爵佐野常民撰

### 第十三編 人物志

上古の神人の事蹟につきては、正史に微證なきを以て、之を詳にする能はざるもの多し、然れども本郡人にして其姓氏の國史に見えたる者は、之を列記して、上古研究の資とす、

奈良朝以後は正しき史書に見ゆるものと、古文書に微證を得るものを記すべし、戦國時代郡内の庄郷に割據せし武士の事蹟に至りては、文書記録の存するものは之を記し、微證を得ざるものは之を省く、

徳川時代に入りては年を隔つる近きを以て、文書記録其他工藝の遺品等によりて、其人物の履歴を探り易きを以て、自然に其數多し、殊に弘化、嘉永以後、既成の書籍に裝劍奇賞、平安人物志、彦根歌人傳、教生錄、江北史料等あり、その列記せる人物はこゝに之を採收せり、

各町村志に記載せられたる人物は、繁簡粗密一様ならず、記すべきを逸し、其要なきを記せるあり、明證を採らずして傳説を記するあり、寧ろ凡人を記するは可とせんも、傑出の人士を脱せるは太だ遺憾とす、故に村志以外と誰も、史蹟の明確にして後世に傳ふべきものは之を列記せり、然れども未だ烈士名人の此編に漏れたる者あるべきを信ずと雖も、印刷の期切迫せるを以て、止むなくこゝに筆を擱く、他日本志



再刊の機を待ちて増補改訂を遂げん、  
現在活動しつつある本郡人にして顯官、功勞者、藍綬章下賜者、孝子、節婦、實業家等少  
かれざれども、生存者は總て採録せず、

### 霜速比古命

膽吹山の神なり、帝王編年記に見ゆ、

### 多々美比古命

霜速比古命の子なり、同書に見ゆ、竹生嶋縁起に氣吹雄命と見ゆるは此人歟、

### 須佐志比女命

多々美比古命の姉なり、同書に見ゆ、竹生嶋縁起に坂田姫命と見ゆるは此人歟、

### 坂田宮

倭姫命が天照大神を坂田宮に奉齋せし時、坂田君地口御田を獻す(倭姫命世記)

### 息長宿禰王

開化天皇の皇子彦坐王の王子を筒本木眞若王といふ、其王子に迦邇米雷王あり、王は  
息長宿禰王及び息長彦王の父なり、息長氏は本郡を本貫とす(中巻上古史参照)息長村山津照  
神社境内の古墳は息長宿禰王の御墓なりと傳ふ、

### 神功皇后

父は息長宿禰王にして、母は葛城高額媛なり、媛は朝鮮王子にして、本邦に歸化したる  
天日槍五代の孫日高の女なり、天日槍が宇治川より廻りて近江に入り、吾名邑に留る  
こと國史に詳なり、而して吾名は本郡内の地名なり、倭名鈔に坂田郡の部に安那郷あ  
り、其後天日槍は若狹を経て但馬國に徙りしが、其孫裔は息長家に嫁して皇后を生め  
り、皇后は名を息長足姫と稱し、仲哀天皇の皇后となる、其征韓の偉功は國史に詳なり、

### 息長田別王

日本武尊の王子にして、息長の地を分領し、息長田別王と稱す、其王子に杵俣長彦王あ  
り、此王三女あり、飯野眞黑媛、息長中眞若媛、妹眞若媛是なり、

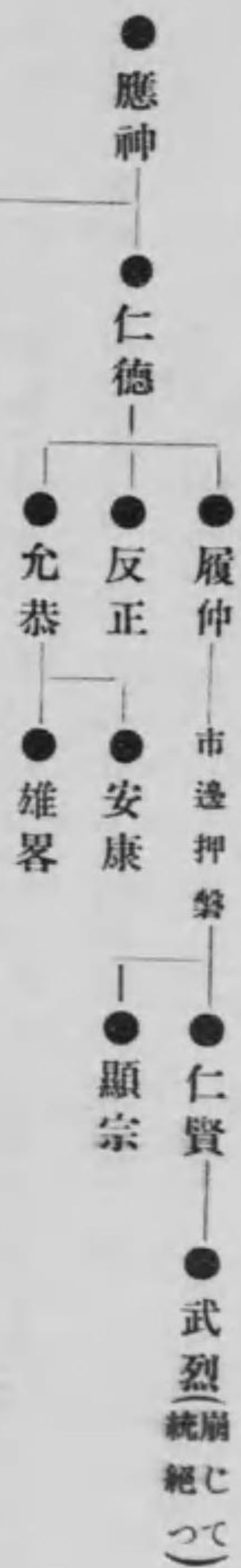
### 息長中眞若媛

息長田別王の女王なり、神功皇后の生み給ひし譽田別尊(應神天皇)の皇后となり、稚淳毛兩  
岐王を生み給へり、

### 稚淳毛兩岐王

古事記には若野毛二俣王と記す、應神天皇の皇子にして、坂田の地に在らせられたり、  
兩岐王が此地に在住し給ひしは、王の女衣通姫が母に従ひて、近江の坂田にありと日

本紀に明記したれば、事實なるべし、蓋し坂田郡民の特に記憶すべきは、此王子の血統が萬邦無比の皇統となりし事なり、應神天皇の御子なる仁徳天皇の血統は武烈天皇に至りて絶えられたれば、同じ應神天皇の御子なる稚淳毛兩岐王の孫裔なる男大迹王を越前の三國より迎へたり、之を繼體天皇とす、當時の狀日本紀に詳なれば、此には應神天皇より繼體天皇に至る世代を表示す、



稚淳毛兩俣王 — 太々迹王 — 彦主人王 — ● 繼體 — 皇統連続たり

### 大中姫

稚淳毛兩俣王一王子二女王あり、王子は太々迹王(一作大)といひ、女王は大中姫と衣通姫なり、大中姫は允恭天皇の皇后なり、皇后の未だ母家(坂田)に在りし時、鬪雞國造が馬上より籬に蒞みて、一莖の蘭を請ひし事、允恭紀に見ゆ、其地は本郡の何れなりしか不知、

### 衣通郎姫

稚淳毛兩岐王の女にして、允恭天皇の皇妹なり、弟姫といふ、允恭紀に容姿絶妙比無し、其艶色衣より徹りて晃る、是を以て時人名けて衣通郎姫といふなりと見え、容色美麗の女王なりければ、天皇使を遣はして女を坂田に迎へしむ、允恭紀に則ち明日使者を遣はして、弟姫を喚さしむ、時に弟姫母に隨て近江の坂田に在り云々とあり、衣通郎姫の母に隨ひて坂田に在すは、兩岐王の本郡に在らし、所以なり、姫終に天皇の召に應じて、入りて藤原宮に居ましたり、姉妹の二女王は坂田より出で、允恭天皇の後妃となり給へり、

### 坂田大股王

大股王の系統詳ならず、坂田公の裔か、將た稚淳毛兩岐王の孫裔か、此王の女廣媛は繼體天皇の妃となり給へり、

### 麻績娘子

媛は息長真手王の女王なり、入りて繼體天皇の妃となれり、

### 廣媛

息長真手王の女にして、敏達天皇の皇后となれり、麻績娘子の父君なる息長真手王とは同名異人か、媛は二皇子一皇女を生み給ひしが、天皇即位の四年十一月に、坂田に於

て崩御あらせらる。延喜式に見ゆる息長陵は皇后の陵なり(大原村大字村居田に在)

息長山田公

皇極紀に舒明天皇の喪を發せし時に、誅を奉りし四人の内に、長息山田公あり(神社志式内山田参照)

菟王

繼體天皇の皇子にして、酒人家の祖なり、弘仁十年の大原郷長の解文に、土地の境を表  
示せし所有者の名に、酒人廣日佐と見ゆ、此裔孫か、

仲王

繼體天皇の皇子にして、菟王の同母弟なり、坂田眞人家の祖となりしこと、新撰姓氏錄  
に見ゆ、坂田氏の史に見ゆるもの少からず、此裔なるか、

坂田耳子郎君

欽明天皇三十二年三月に、新羅に使者となりて新羅の任那を滅せし罪を問ひたり、

坂田公雷

天武天皇壬申の亂に戦功あり、白鳳五年九月卒去の時、壬申の年の功を以て大紫位を  
贈られたり、

小竹田史身

天智天皇三年十二月、猪槽の水中に忽然稻の生ずる事を上申す(中卷上古史参照)

坂田酒人眞人新良貴

天平十九年十二月の坂田郡司解文に、大領正八位上坂田酒人眞人新良貴の名見ゆ、當  
時本郡の郡司(今郡長のたり)(中卷奈良朝志参照)

息長氏

上古に於て坂田の名族たる息長氏は、世を経るに隨ひ其族蕃りしが、出でし官途に就  
きし人も多く、又本郡に在りて要職に當りし人も少からず、故に中卷第三篇に京官と  
在郡との二項に分ちて之を列記したれば、此には只氏名を列記するに止む(中卷第三篇参照)

續日本紀

息長王

同

息長眞人臣足

同

息長眞人麻呂

同

息長眞人名代

同

息長眞人黑麻呂

正倉院文書

息長真人常人

同

息長真人真野賣

天平十九年郡司解文

息長真人廣庭

續日本紀

息長真人清繼

同

息長真人道足

同

息長真人家成

日本後紀

息長真人淨主

三代實錄

息長光保

權記

息長宿禰真正

朝野群載

息長氏女人

往生極樂記

息長氏にして息長丹生真人と稱せし家あり、これ息長氏の同族なれども丹生郷(現在の井村、息郷村、入江村、島居本村等)を分領せしにより、丹生の二字を加へ、多き同族に判然し易からしめしものか、息長真人家と同じく中卷第三篇に詳記したれば、此には列名に止む。

息長丹生真人大國

續日本紀、正倉院文書

息長丹生真人文繼

日本紀畧

息長丹生真人廣長

正倉院文書

穴太村主麻呂(穴太、本村、麻呂)

天平十九年十二月の郡司解文の主帳に、穴太村主麻呂あり、當年郡司廳の文書を掌る官人なり、主帳は猶郡書記の如し、

豎井國定

同上郡司解文に見ゆ、本郡上丹生郷内に住し、戸主たりし人なり、

粟田臣乙瀬

天平神護元年三月、坂田郡人に粟田臣乙瀬等、同族四人に朝臣(あそみ)の姓を賜ひたり(三篇參照)

比瑠臣麻呂

延暦元年十二月十日、淨原姓を賜ふ(中卷第三篇參照)

尾張連繼主

承和十年正月、其貫籍を京師三條三坊に移す(中卷第三篇參照)

刑部眞淨麻呂

弘仁十年二月の大原郷長の解文に見ゆ、當時の大原郷長なり、同文書に左の人名見ゆ

酒人廣日佐

秦淨繼

秦人有伍倍

秦繩手

秦持古咩

秦繼麿

### 槻本公老

姓氏錄左京皇別に曰く、坂田宿禰息長真人同祖、應神皇子稚淳毛二岐王之後也、天淳中原瀛真人天皇諡天武御世、出家入道、法名信正、娶近江國人槻本公轉戸女、生男石材、附母氏姓曰槻本公、云々(栗田寛博士は宿禰は朝臣の誤寫なるべし、又出家と御即ち此信正が野洲郡なる槻本公轉戸が女を娶りて生みし一子を石材といふ、石材より母氏の姓を負ひて、男老孫奈豆麻呂に至る、奈豆麻呂の代、延暦二十二年祖父生長の地名を取りて、槻本を改め、坂田宿禰を賜ふ、)

古文書一五、正倉院文書に槻本君老が越前國足羽郡に擬主帳として無位なりし事見ゆ、然るに寶龜九年正月癸亥、外從五位下に叙せられ、同年三月丙辰、右兵衛佐と爲る、光仁帝に仕へて忠勤あり、初め庶人(庶人は光仁の廢太子他戸親王なり、親王の母井上皇て后を廢し、又太子を廢して帝を廢し、太子を立てんことを謀る、因庶人させし事、續日本紀に見ゆ)東宮に在る時、暴虐最も甚し、光仁帝と穆からず、之を遇するの禮なし、老心を竭し、帝に奉じ、陰に輔翼の志あり、親王及び皇后老が帝の爲に昵るし事を聞き、甚だ怒り、召喚して切責せし事數となり、皇后巫蠱の事あるに及び、老其の獄を按檢す、而して多く奸狀を發く、此を以て母子共に廢せられ、社稷以て寧きを得たり、老が此忠節の爲に其子奈豆麿に至りて、兄弟三人桓武帝より賞賜の榮を蒙れり(續日本紀)

### 坂田宿禰奈豆麻呂

槻本老の長男なり、生年詳ならず、其始め父と同じく外戚の姓を冒して、槻本公と稱す、延暦十六年正月戊戌、外從五位下を授けられ、同年二月乙丑、内藏助と爲る、同十八年正月癸酉、長門守となる、同二十二年正月十日、從五位上に叙し、弟豊人豊成と共に父の勳功によりて、槻本の姓を改め、祖父生長の地名を取り、坂田宿禰を賜ふ、大同三年正月、正五位下を授けらる、同四年二月己未、造東大寺長官と爲る、弘仁元年九月丁未、從四位下

に叙し、大和守となす、弘仁四年坂田朝臣の姓を賜ふ、同九年二月四日卒す、年不詳(日本後紀、國類聚)

坂田宿禰豐人 同姓豐成

豐人は坂田宿禰奈豆麻呂の弟にして、豐成は豐人の弟なり、共に正七位なりしが、延暦二十二年正月十日、父槻本公老の勳功により、從五位下を授け賜ふ(槻本の姓を改め、坂田宿禰を賜けりし、麻呂に同じ)(同上)

坂田朝臣弘貞

從四位下坂田朝臣奈豆麻呂の二男にして、寶龜七年に生る、少にして學館に入り、百家に渉る、年弱冠文章生に補せらる、大同元年五月二十四日、少内記となり、同八月十六日少外記となる、弘仁元年十二月二日、大内記となる、四年正月十日、美作椽と爲り、同月二十五日、式部少丞と爲る、同六年正月、藏人に補せしが、同年六月更に大丞に進み、七年正月七日、從五位下に叙せらる、同月十日、但馬介となる、同九年四月二十三日、但馬守となり、同十一年六月四日、主計頭となり、同十二年正月十日、伊豫介となり、同月十五日更に備中守となる、七月十三日、東宮學士となれり(淳和朝の時)、九月乙卯、主税頭兼備中守に任せらる、同十月更に右少辨となれり、同十三年正月七日、從五位上に叙し、二月一日、左少

辨となれり、東宮學士元の如し、同十四年正月丙丑、伊豫守となり、四月十八日、式部少輔に任せらる、同月二十七日、正五位下に叙し、九月二十七日、右近衛少將と爲る、十二月乙未、坂田朝臣の姓を改め、南淵朝臣を賜ふ、天長元年四月九日、式部大輔となり、伊豫守右近衛少將元の如し、同年五月二十一日、從四位下に叙せらる、天長三年參議に任じ、翌四年正月七日、從四位上、同五年正月十一日、下野守となる、天長六年正月十三日、宮内卿となり、翌七年五月五日、刑部卿を兼ね、六月一日、正四位下に叙し、八月四日、右衛門督に任せらる、同八年正月七日、從三位に叙せらる、同十年正月十一日、信濃守を兼ね、同年九月十八日、薨年五十(日本後紀、公卿補任)

南淵永河

坂田奈豆麻呂の二男なり、嵯峨天皇在藩の時、朝野鹿取、小野岑守、菅原清人等と共に讀書に侍す、大同元年少外記となり、踐祚の日、民部少丞に遷降す、弘仁四年正月、從五位下に叙し、但馬介となる、八年閏四月、民部少輔を拜す、九年二月、治部少輔に遷り、備後守となる、十年正月、從五位上に叙し、六年、權左少辨と爲る、十一年五月、右近衛少將となり、八月、右中辨となる、十二年正月、轉じて左中辨となる、六月、正五位下に叙し、即ち治部大輔となる、十四年四月、天皇揖讓の際、從四位下に叙し、内藏頭と爲る、勅ありて冷泉院の別

當となり、越前守を兼ね、同年十二月兄正五位下弘貞と共に父の志を陳じ、姓南淵朝臣を賜ふ、天長十年正月從四位上に叙し、承和四年春出で、備前守と爲る、其年秋大宰大貳と爲り、仁愛務を爲す、民庶仰慕、十年官を罷めて京に歸り、即ち刑部卿に任ず、請て播磨守と爲り、累遷近江守と爲る、十二年正月從四位下に叙し、年七十致仕骸骨を乞ふ、仁壽元年正月、朝廷其國老を矜み、遂に下野守に任ず、三年十月轉じて、因幡權守と爲り、齊衡三年卒す、年八十一、

### 南淵年名

正四位下因幡守永河の男なりと云ひ、一本には參議刑部卿弘貞の男なりと記す、其正否分明ならざれども、坂田朝臣奈弓麿の孫なる事は明なり、天長九年歲二十六文章生に補せられ、十年正月十一日少内記に任せらる、其より累進して齊衡三年六月藏人頭に補し、春宮權亮を兼ね、天安元年五月八日、正五位下式部大輔となり、九月十四日春宮亮となれり、同二年正月從四位下右京太夫となる、同十一月七日正四位下に叙せらる、貞觀三年正月十三日、右大辨に任ず、同七年參議となり、左大辨勘解由長官となれり、同十年五月二十六日、右衛門督民部卿を兼ね、同十一年二月一日春宮太夫となり、十四年八月中納言に累進す、翌十五年從三位となり、民部卿春宮太夫たり、同十八年大納言に

任ず、十九年正月三日正三位に叙せられしが、同年四月八日上表致仕、其日を以て薨す、年七十、公卿補任には七十六とあれども、天長九年二十六歳より打算すれば、三代實錄の七十を是とす、年名曾て右大臣藤原氏宗等と貞觀式を撰し、貞觀十三年八月二十五日を以て關に詣りて進じ奉れり、年名性聰察局量あり、官に蒞み事を理す、清幹を以て聞ゆ、薨年の三月小野山莊に於て宴を置き、大江音人、藤原冬緒、菅原是善、文室有真、菅原秋緒、大中臣是直の六人を會し、唐の白樂天の尙齒會に則り、吟詠以て樂む、菅原是善爲に都序を記す、此を本朝尙齒會の初めとす(公卿補任、三代實錄、扶桑略記)

### 南淵朝臣良臣

大納言年名の男なり、仁和三年二月十七日、從五位下南淵朝臣良臣を阿波介とす(三代實錄)

### 南淵朝臣興世

大納言年名の次男なり、元慶八年三月從五位下南淵朝臣興世を伊勢介とす、同年十一月二十五日、從五位上を授く(三代實錄)

### 天台座主尊意

尊意は俗姓息長丹生真人、醒井村上丹生に生る、幼にして學を好む、隣僧其梵種たるを見て、佛經を授く、尊意能く暗誦す、後山城の度賀尾寺に入り、日夜咒を誦し、家に歸らざ

ること三年に及ぶ、元慶三年十四歳にて台山に登り習學す、十七歳にして落髮し、仁和三年二十一歳にして、延曆寺座主圓珍に禮し、阿闍梨増全及び玄照律師に師事し、台教を研究すること多年、終に其蘊奥を究む、延喜十九年八月七日、阿闍梨全祐の奏請により、延曆寺の阿闍梨となり、後大僧都に進む、延長三年七月、天下大に旱す、醍醐天皇の詔により延曆寺に於て祈雨の法を修す、同四年五月十一日、延曆寺第十三世の座主たるべき宣命あり、時に年六十一、同八年天皇位を皇太子に譲り、尊意に依り、落飾受戒し、法諱を金剛寶と改め給ふ、天慶二年夏旱す、朱雀天皇尊意に詔して雨を祈らしむ、同三年二月二十四日寂す、年七十五、翌日僧正法印大和尚位を贈らる、

附記、日本紀畧には二十五日卒すと見え、扶桑畧記には卒年七十七歳と記し、愚管抄には二十三日卒し、年八十三とあれども、本志には元亨釋書の二十四日七十五歳を採る、

息長丹生眞人家の本貫(本籍の事)は上丹生の郷なり、然れども貫籍を左京に置くは、當時貴族の風なり(元亨釋書に姓は丹生氏、平安城人に見ゆ)、上丹生に法性房趾あり、此處尊意僧正の出生地なり、故を以て法性房尊意と稱す

### 三修沙門

其の生所を詳にせず、始め奈良元興寺の明詮に従ひ、業を受く、唯識論を質し、特に因明を究め、傍ら密教に通ず、當時の學者其博涉に欽服せり、戒業已に了りて後、名山勝地を巡遊せしが、仁壽年中膽吹山に登り、其の溪谷の深邃を愛し、庵を結びて自から修し、木食兼衣、山を出でざる事二十餘年、山下の士民其高德に歸す、既にして一寺を建つ、貞觀六年參議三善清卿江州を巡按するの時、三修の友賢應(大和元興寺に住し三修を誘ひ、膽吹山に登り、三修を訪ひて滯遊歎談せり、歸路賢應清卿と語りて曰く、三修苦練を勤むと雖も、未だ智觀足らず、言語の際名譽を誇るに似たり、必ず魔嬖を受けんと、貞觀十八年春、天衆音樂を奏し來りて曰く、慈氏の命に依り師を迎ふと、三修玉輿に乗じ、空を凌ぎて去る、已にして七日を経たり、樵夫山に入りて北山松樹の頂に僧の縛らるゝあるを見、之を熟視すれば三修なり、樵夫驚きて事を寺に告げ、鷹巢を探る者を雇ひ、籠に容れて縋下せり、曩日の天衆と稱する者は魔魅なりしと、爾後三修更に正觀を勤め修む、三修山中に長尾、彌高、太平、觀音の四寺を建て、莊嚴頗る整ふ、元慶二年春書を朝廷に奏して曰く、三修少年にして出家し、遍く名山を歴踏み盡さるなし、仁壽年中膽吹山に登れば、則是本朝七高の一也、其形勢を觀るに、四面斗絶し、人跡稀なり、昔深草聖皇一精舎を建てしめ、藥師念佛を修せしむ、三修居止して以降、歲月漸く積り、堂舎數有あり、



誠に雲構に非ず、靈山に庶幾らん、伏して望むらば、定額に預り賜はらん事を、朝廷其請ふ所を聴き、定額寺に列し、國家安全の鎮となす、寛平六年三修維摩會の講主となり、神解妙辨大乘の理を究む、昌泰二年五月十二日、膽吹山護國寺に化す、壽七十餘、僧位は律師なり、左に三修の法系を記す(三代實錄、日本紀略、扶桑略記、本朝高僧傳)

- 道昭
- 三修 膽吹四大寺の開祖
- 玄辨
- 知達
- 行基
- 護命
- 仲繼
- 明詮
- 如無 仁教
- 窺基 慈惠なり
- 賢應 三善參議と膽吹山に三修を訪ひし人なり

### 深宥沙門

字覺然、下總國千葉氏なり、佛門を慕ひて學に志し、京に上りて玄慧法師に就き、台教を聞く、虎關和尚を河東に拜し、禪錄を採問し、博學洽聞なり、醍醐寺に住し、野澤の秘流を傳ふ、文和元年大和國忍上嶽に上り、一千日を期して求聞持法を修む、一夜溪に下りて關迦水を汲む、時に長丈餘の巨蟒徑に臥す、深宥阿字を念じ、蟒背を踏みて過ぐ、曉に夢あり、我往昔僧となり、一念の誤りに依りて、狂げられて蛇道に墮ち、久しく此山に棲む、人の善を嫉み、行修を障んと欲す、嚮に本身を現して、上人觀法の力を得、惡趣を脱して兜率天に生る、尙醜形を留めて山後にありと、翌朝行き訪へば、一巨蟒の死して洞口に

在るを見る、即ち人を雇ひて之を埋め、木浮圖を建て、多羅尼を誦す、近江膽吹山の長尾寺(伊吹村大)に住するに及び、寺後瀬水河あり、膽吹峯より出で、琵琶湖に落つ、兩岸翠峯して、巨石中立す、高さ二十丈許り、瀑水漲り落ち、介鱗觸れば碎く、於是深宥夜々岸に登り、九十日間加持す、一夜山鳴り、磐石碎け落つ、此より樵夫朝に涉り、炭翁謳ふて通ずるに至れり、又三修の去るの後、寺塔廢壞するを慨き、檀方を募り、大に修繕を加へ、壯觀舊に復す、某年十二月四日卒す、年八十五(本朝高僧傳)

### 伊吹七郎

承久の亂に中仙道に進みし鎌倉の軍將小笠原義清、千葉長沼等は伊吹七郎に案内させ、一萬の兵を率ひて、藤川越より北に進み、北陸道より來る北條朝時の軍に合す、云々(承久記)

### 柏原彌三郎

彌三郎爲永は源義經の軍に従ひて、平氏を西海に討するの功を以て、柏原庄の地頭となれり、然れども後ち社寺の領を奪ひ、樹を伐る等の亂行あるを以て、後鳥羽上皇は院宣を近江守護佐々木定綱に下し、彌三郎を討せしむ、彌三郎逃れて膽吹山に入り、一年四箇月間巧に討伐の鋒を避けしも、建仁元年五月九日、佐々木氏の爲に伊香郡井の口

に於て殺さる、中巻第五篇第六章に詳記したり、

### 京極氏信

佐々木信綱の四子なり、愛知郡以北近江の六郡を領して、京極氏と稱し、城館を膽吹山に構へて、守護の政所とす、實に佐々木京極氏の先祖なり、氏信江北の地を領せしも、其技量ある材幹は、實に半國の政務に雌伏を許さず、早く幕府の重臣として館を鎌倉の材木座なる桐ヶ谷に構へ、評定衆として又檢非違使として上下に重望あり、時人呼で桐ヶ谷尉と稱す、氏信四郎左衛門尉たるを以てなり、氏信の名の吾妻鑑に見ゆるは、嘉禎二年八月四日の條に、近江四郎左衛門尉とあるを初見とし、翌三年四月十九日の條には、將軍の劔持役を爲せし事を記す、寛元五年六月、三浦泰村の討伐に殊功を樹つ、寶治二年七月檢非違使に任せられ、建長三年十二月二十六日、將軍頼嗣が北條氏を圖らんとせし時、氏信は武藤景頼と共に敵の謀將を虜り、建長七年十月從五位上に叙し、對馬守に任ず(檢非違使補任)、文永二年六月引付衆となり、翌年十二月評定衆となる、弘安六年十月近江守に任じ、翌年四月入道して道善と稱す(關東評定傳)、永仁三年八月十三日卒す、年七十六、清瀧寺に葬り、清瀧寺殿道善大居士と號す、

### 京極滿信

氏信の三男なり、三郎左衛門尉と稱す、初名滿綱、後滿信と改む、本郡長岡庄を領し、長岡に居る、吾妻鑑正嘉二年の條に、其名見ゆ、從五位下佐渡守に任ず、長岡の地を領せしにより、一に長岡三郎左衛門尉と稱す、弘安二年十月四日卒す、年三十四、長岡に葬り、東福寺殿と諡す、

### 京極宗氏

長岡三郎左衛門尉滿信の長子なり、初め宗信と稱し、後宗氏と改む、本郡長岡庄を領し、京極氏の分家なり、宗氏文學を好み、和歌に長せり、其詠續千載集、續後拾遺集、新千載集、新拾遺集等の諸書に見ゆ、新拾遺集冬の歌の中に、

ふる雪のふみ分かぬべき宿ならば問はれぬ身をや猶もうらみむ

の詠あり、長岡閑居の作にも、やと思はる、應長元年十月二十六日出家して、賢觀といふ、嘉曆四年七月十六日卒す、年六十一、

### 黒田宗滿

長岡滿信の子にして、宗氏の弟なり、長岡庄の南郷を領し、黒田氏を稱す、四郎左衛門尉と稱し、和歌に長ず、風雅和歌集の述懐の歌の中に、

なげくべきことをあまたの身のうさにまづは涙の何におつらむ

と見ゆ、正安三年八月二十五日出家して、道法といふ、延文二年卒す、年七十九、

七三六

### 大原重綱

佐々木信綱の長子にして、本郡大原庄を領し、佐々木大原氏と稱す、其邸趾大字本市場にあり、今に其地を構かまと稱す、土俗に大原判官と稱するは此家にして、子孫相續せしが、應仁の亂後より其家の消息得て知り難し(中卷第五篇大原氏ミ大原郷の章参照)

### 僧禪行

名超寺の僧なり、始め比叡山にありしが、後ち本郡に移る、後鳥羽上皇の知遇を蒙りし人なり、中卷第五篇第五章、并に下卷神社志後鳥羽神社の碑文参照すべし、

### 片山左近

名越村に住せし刀工なり、後鳥羽上皇名越御潜幸の時、命を奉じて多くの刀工を集め、多数の刀劍を鍛へりと傳ふ、

### 京極宗綱

上卷校訂京極系圖参照、

### 京極貞宗

同上、

### 京極高氏

京極宗氏の三男なりしが、貞宗夭折せしを以て、京極宗家の相續人となれり、其系統は上卷校訂京極系圖に知るを得べし、高氏足利氏の驍將として英名ありし事、又文學、和歌等に長せし事、能樂猿樂等に堪能なりし事等は、中卷第六篇に詳記したれば、之には省略す、

### 京極高秀

貞治五年六月、父高氏入道道譽の壽像を畫かしめ、犬上郡勝樂寺に傳へし事は、中卷第六篇の末章に記せり、高秀和歌を冷泉中納言爲秀卿に學び、其高足たり、後深心院記應安五年六月十一日の條によれば、此日爲秀卿薨じ、其子爲邦出家して、嫡孫幼弱なるを以て、高秀に一切の文書を預けられし事を記す、されば師弟の交情尋常にあらざるを知るに足る、高秀の詠歌は新千載集、新拾遺集、新後拾遺集等の書に見ゆ、今左に新拾遺集に見ゆる時雨の詠を記す、

聞きなれし木の葉の音はそれながらしぐれにかはる神無月かな

明德二年十月十一日卒す、年六十四、

### 京極高詮

明徳の亂に京師大宮に四目結びの大旗を閃かして激戦し、小足次郎右衛門尉、米原平五等數名の武將を討取りし事、明徳記に見ゆ、高詮が江北の將士を引率せしも想像せらる、上卷京極系圖參照、

### 京極高光

上卷京極系圖參照、

### 京極持高

初め持光と稱す、花營三代記應永三十一年十二月二十七日の條に、佐々木近江入道跡(今は京極)と見え、普光院殿御元服記に永享二年七月二十五日、大將御拜賀行列の中に、一騎打被着狩衣、佐々木治部少輔持光と見ゆ、又永享以來御番帳の御相伴衆の列名に、京極治部少輔持光と見ゆ、其持高と改名せしは永享三年以後なるべし、上卷京極系圖參照、

### 京極持清

高光の子なり、武にして文を兼ね、近江半國、飛驒出雲、隱岐等を領し、威名あり、長祿四年六月二十四日、落髮して生觀と號す、碧山日録同日の條に、光祿太夫持清公落髮而入道、吾俗雖剃頭受戒、不離其家、而皆預公務、以國例也、清公又如此と見ゆ、されば入道して戒

を受くるも、公務を廢せざるを知るべし、寛正三年七月四日、持清京都東山の五葉精舎にて詩歌の雅會を催せしこと、碧山日録に見ゆ、持清又俳句に長じ、其號を娛阿といふ、嘉吉二年七月七日、飯尾肥前入道永祥の亭に連歌並に發句會を催ふせし事、康富記に見ゆ、曰く

嘉吉二年七月七日丑晴、依招引向飯肥禪飯尾肥前入道永祥亭、法樂連歌張行也、發句波多野九尙也、

星の合ふ其とき衣るか雲の袖

今日發句とて人々語分、

磯枕星も妻よふ千鳥かな

星合の空たのめなき一夜哉

心どけて帯こふ星の合ふ夜かな

### 京極佐々木娛阿

と見ゆ、七夕の集會なり、英雄胸中の閑日月追想すべきなり、持清の時我坂田郡後土御門天皇御即位大嘗會の悠紀齋郡に卜定せらる、時に文正元年四月二十三日なり、其年十一月三日、面附並に錦綾の料を賦課せられしに、持清入道生觀、面附百貫文と絹六十

三丈の代三十貫文とを貢納せり、齋藤親基日記文正元年十一月三日の條に左の如く記す、

大嘗會面附并錦綾代沙汰分

佐々木大膳太夫入道生觀面附一國百貫文  
細六十三丈代三十貫文

應仁元年細川山名の兩黨戰端を開くに際し、持清は細川勝元に黨し、京師に奮戰せし事、應仁記に見ゆ、かくて大亂は諸國に波動し、全國の動亂となりしが、文明二年八月四日病で卒す、年六十四、

### 京極勝秀

持清の嫡子なり、碧山日錄寛正三年口月二十四日の條に、午時より勝秀が藤堂某下河原某等數人を從へて、碧山老禪を訪ひ、珍菓美饌を携へて、茶を點じ文を論じ、田樂師直阿も席に列して、尺八を吹き、聽者をして感せしめし事を記す、同書に、秀公勝寔得休日之樂、日既暮矣、會未能、張燭燒香論文、且散所池水之傍、隨意斟酌、迨三更而歸、と記す、應仁二年四月、六角高頼の軍觀音寺に集る、勝秀の兵之を圍む、二十八日大に攻めて其城を拔く、五月十日敵降るを以て、帥を班す、六月十七日病て陣中に卒す、年三十六、犬上郡勝樂寺に葬る、

挽詩は碧山日錄應仁二年七月二十日の條に見ゆ、

六月十七日、中書勝秀公以疾終、江軍行中有之、會於勝樂精舍、爲其追善書蓮經、是日使龍於江、吊慰其父大夫正觀公、仍述一詞寄勝樂主翁云、

三軍出洛舊冬初、壯士何圖引素車、星下前營孔丞相、像昇上閣郭中書、浮生一夢惜花落、往事萬端驚葉疎、勝樂覺場登果位、誰知秋月照清虛、

京極氏世々の主が武にして文を兼ねしは以上記する所の如し、

### 京極政經

持清の二子なり、兄勝秀天死し、其子高濤僅かに五歳なれば、持清は其子政光をして、宗家の事を攝せしめしに、文明二年八月持清卒去したる後は、政經野心を挟み、高濤を擁して政光に對抗し、老臣多賀氏の一族も黨を樹て、相争ふこととなり、終に京極家を以て衰退せしめし順序は、中卷第七篇の諸章に記したれば、之には畧す、

### 京極高濤

五歳にして父に別れ、僅かに二箇年を経て祖父に別れし後は、伯父並に臣下の黨争の爲に流離し、稍々長するに及びては、伯父政經、其子材宗と勝敗を争ふこと多年、或は坂本、或は三雲、或は伊香の餘吾、或は美濃の多羅等に難を避けて、漂泊すること前後三十

餘年の久しきに及べり、永正の初年に至りて、久しき黨争も平和に歸し、膽吹山下上平の館に太平の夢を結ぶに至りしが、十餘年後の大永の頃には、又々相續論の爲に重臣間の黨争を生じ、上坂氏の没落、淺井氏の勃興となりて、不幸なる高濑の一代を終れり、事は中卷第七篇に詳記したれば、之には記せず、

下坂治郎左衛門

中卷第六篇に記したるを以て、此に其傳を記せず、下坂氏の一族は南北朝の時代より、既に二三家に分れしが、降て應仁、文明の頃より後は、同族益々繁り、有勢の名族たり、此他

- 上坂氏
- 今井氏
- 堀氏
- 小足氏
- 箕浦氏
- 多賀氏
- 加賀氏
- 若宮氏

- 黒田氏
- 隱岐氏
- 慶僧氏

を始めとし、各郷村に割據せし所謂郷士の家名等は、中卷第七篇に列記したれば、特に人物志に再記せず、

下坂左馬助

下坂中村の人なり、中卷第六篇に記したる下坂治部左衛門の後裔にして、天文年間の人なるは、現存の古文書によりて知るを得べし、淺井亮政京極氏に代りて、江北の地を領せし後、京極高廣興復を謀りしとき、其重臣として淺井氏及び淺井氏應援の美濃の兵と戦ふ、六月二十六日高廣より左馬助に送りし文書に、

爲出張今日於于濃州相働之間、早々可被馳走事、肝要候、云々

と見え、九月五日高廣より左馬助に宛てし文書に

今度於長澤之構、碎手無比類之働、高名□□神妙候、併忠節之至候、彌可抽粉骨事、肝要に候、恐々謹言

とありて、主家興復の爲に奮戦せしも、高廣の興復は終に畫餅に屬せしが、其後淺井氏

の招に應せしと見え、卯月二十日淺井久政より左馬助に戦功の感状を送りたり、又七月二十一日淺井氏より左馬助に送りし文書に、

太夫殿佐和山迄御働候、惣人数明後日<sup>三</sup>被出由候云々

と見えて、六角氏の軍が佐和山に來りし狀を報せり、此他淺井氏が他將沒收の地を左馬助に與へし文書をも存す、死亡年月詳ならず、

實濟法印

初め神照寺に住せしが、永享五年總持寺を建立せり、寺院志總持寺の條參照、

貞舜僧正

其生國を明にせず、始め比叡山に登り、貞濟僧正に附きて親しく業を修む、西塔の寶蘭院に住するに及びて、英達の名高し、應永年中、柏原成菩提院の荒頽を修し、圓頓の法を説く、緇素の徒雲集して、太だ盛なり、常に天台の衰ふるを歎じ、回瀾の志あり、因て七帖見聞集(一名天台名目類聚抄)を著す、四教の條貫五時の法儀諸宗の體裁を列序し、最も啓蒙に便す、又慈悲僧正九十餘歳の時に於て問答鈔を作る、名づけて寶要安立(一名柏原安立)と云ふ(二重に法界に重要せらる)、應永二十九年正月一日寂す、年七十四歳(本朝高僧傳八拾九歳に作る)、成菩提院山の南尾に葬る、享和三年十一月二十七日、宣旨を賜はりて權僧正を贈らる、口宣案左に、

口宣案

四辻大納言 享和三年十一月二十七日宣旨

故大僧都貞舜

宣賜權僧正

奉

藏人左少辨兼中宮權大進藤原光明

(本朝高僧傳成菩提院文書)

垣見源次

宮川村の人なり、其先は何れの時代より此地に住せしか、詳にする能はざるも、家記によれば古へ神崎郡垣見庄を領し、依て垣見氏と稱すといふ、本郡の古文書に見えたるは、長祿四年十二月の總持寺文書に垣見經光、同之景、同之光等を初めとす、源次は其字分明ならざるも、右三人の内の人なるべし、文明三年六月、比叡山横川法花堂年預の僧慶行より、垣見源次に宛て、坂田庄の公文職を任命せり、元來本郡には平安朝の中頃より叡山領となりし、土地多く、坂田庄(所謂郷里庄の名の起源にして坂田郡の坂田庄即古保利の庄)、平方庄、富永庄等、山西部の大部分が山門の領地となりし事は、中卷第五篇に詳記したり、故に比叡山の年預り職より、其寺領の公文職を源氏に任命したり、文明三年以前は坂田庄の公文職

は美作入道なるものが其任を帯びしも、山門への貢米を横領して逐電せしにより、其後任を源次に命せしなり、其文書左に、

坂田庄公文美作入道爲上意先年雖被行闕所依爲山門領款申當院安堵候然間彼職事美作入道申付處候近年致山門未進殊に去年者一圓に無其沙汰候間爲一院衆議可放召彼職刻致逐電上者此職事自當年申付者也於年貢以下嚴密可致執沙汰候若國方面及違亂子細有之者爲山門一領可及衆議候仍下知狀如件

文明三年六月十八日

横川法花堂年預

慶行花押

垣見源次殿へ

文明三年は應仁亂の五年目にして京師の騷亂が諸國に波及したる時なり近年(文明二年)は一切年貢の未進を致しと見ゆるは其影響を受けしたためなるべく殊に文明二年は京極持清が卒去し相續人高濤が幼少にて後見人の争ひとなり京極家に御家騷動の始まりし年なれば本郡内郷士の向背も頗る複雑の年なれば美作入道が山門領の年貢を未進せしも此等の事情によりし事其因なるべしされば源次の公文職も其職務を行ふに當りては縦令山門の權勢を負ふと雖も困難なる時代にてありしは明なり

同年八月三十日には武家は左の執達を源次に送りたり

江州坂田郡楞嚴院總持寺領田島等事如何様之人體雖望申不可有其煩者也雖然彼坊主御敵同意並内通以下有現形子細者寺領等可被行闕所由依仰執達如件

文明三年八月三十日

右衛門尉花押

垣見源次殿

これは細川勝元黨より總持寺の寺領を安堵せしむるも若寺僧が山名宗全の黨に應ずる如き事あらば直ちに寺領を沒收する事の仰を蒙りて執達せしものなり應仁文明の亂の昔を偲ぶに好史料なり

源次後に左近將監となり長享元年十一月粟田の青蓮院御門跡の代官を命せられたりこれ本郡の叡山領が青蓮院座主の收入に移りし爲なり(上卷第三、四篇並に中卷第五篇參照)文書左の如し

近江國坂田庄之事任御成敗旨被打渡青蓮院御門跡御代官畢此分可存知之由依仰執達如件

垣見助左衛門

宮川村の勢家なり前記左近將監の子孫なり淺井氏の勃興するに及び其部下に屬せ



り、淺井三代記に寛助左衛門と見ゆる人なり、垣見氏は代々垣見の字を用ゆ、寛は誤なり、天文十三年二月淺井久政は下坂宗福院の被官を召仕ふべきを命じ、又某年十月二日附にて、久政は加田口の戦功を賞したり(上巻古文)其文に  
今度於加田口勳誠無比類儀候、云々

とあり、又永祿四年六月二十日、長政より助左衛門に送りし狀は、助左衛門の與力たる垣見新次郎が、赤尾新兵衛尉に抱へられしを怒り、返戻方を申送りたるに對し、長政が一戰濟むまで拙者へ預けられよと答へたるものにして、當時の事情を覗ふべき好史料なり、元龜元年姉川の戦に敗れし後、長政は八月四日附にて更に書を送りて、目的を達せし上は多分の領地を與ふべき事を申送りたり、越て同四年八月、小谷落城前半箇月なる十二日附にて、長政は下坂藤九郎の舊領田附一族の舊領、熊谷次郎左衛門の舊領、並に平方庄内の百姓の織田氏に應せし輩の知行地等を、助左衛門に與へ、益々粉骨の勞を勵ましたり、其文書左の如し、

御老知行、下坂藤九郎跡、田付同名衆跡職返進申候、並爲新知、熊谷次郎左衛門遺跡知行、楞嚴院平方百姓、敵方へ罷越者共跡進申候、彌御粉骨管用候、委細同名新内承可有傳達候、恐々謹言、

元龜四八月十二日

淺備

長政花押

垣見助左衛門殿

御宿所

とあり、されば此時其附近の村落に割據せし下坂氏、田付氏、熊谷氏、楞嚴院庄、平方庄の百姓等も、既に織田信長の軍に應せしを知るべきなり、然れども助左衛門尉は終始淺井氏に盡せしと見え、淺井氏滅亡の十日前なる八月十八日附にて、

今度籠城被相届候段、口謝候、仍今村跡並於八幡河毛次郎左衛門知行分同孫三郎分跡、小堀左京跡、何も以て進之候、聊不可有相違候、委細同名新内承可有傳達候、恐々謹言

とありて、助左衛門尉が小谷に籠城せしことを知る、されど此頃は信長の軍勢が大舉して、小谷城外の燒尾、月が瀬、丁野山、田邊、山田、上山、高月等の城砦を連破して、越前に侵入せし時にして、助左衛門尉等忠勤を抽でしも、頽勢を挽回すべからず、同月二十八日小谷落城、久政の自殺となりたり、助左衛門尉の生死分明ならず、

此他垣見一族の二三家ありしは、古文書並に總持寺過去帳等に見ゆ、

井關治郎左衛門

七五〇

七條村の人なり、井關氏は京極氏の臣にして、其家數家に分る、此内に於て假面彫刻の名手として、假面界に近江井關の盛名を博せし一家あり、後世長濱町に有名なる彫刻家藤岡和泉は井關の門人なりといふ(中巻第七篇参照)

上坂織部夫人

烈夫人上坂織部の妻の快舉は中巻第七篇の末章に詳記せり。

保田左衛門尉

今川村に住せし郷士にして、名は幸賢といふ、明應七年總持寺への寄進狀に其名見え、裏書に今川西殿より寄進也と見ゆ(上巻古文書號外九参照)郷士在名牒今川村に窪田氏あり、此家は今川東殿か、

田付信景

四郎左衛門尉と稱す、田付村の人なり、佐々木南北諸士帳田付村に田付四郎兵衛と見ゆ、同族なるべし、總持寺文書應仁二年三月晦日の寄進狀に、田付四郎左衛門信景と見ゆ(上巻古文書號外四)又嘉吉二年六月の同寺寄進狀に寄進之主田付清水と見ゆるは同族なるべし。

馬場頼秀

馬場村(今の新馬場庄)の人なり、總持寺文書明應二年八月十四日の寄進狀に、馬場大輔公頼秀と見ゆ、佐々木南北諸士帳馬場村の部に馬場清太夫と見ゆるは其族か、

口分田彦七

口分田村の勢家なり、京極氏の臣なりしが、後に淺井氏に仕ふ、佐々木南北諸士帳に口分田彦右衛門ありて、彦七の男と見ゆ、總持寺文書文龜三年四月十六日の寄進狀に、口分田岩童子、同徳奇丸の連名見ゆるは、其族か、

泉俊宗

藤原俊季の子なり、始めて泉氏を稱し、修理亮と稱す、番場に住す、

堀俊成

泉俊宗の子にして、堀藤太俊成と稱す、四子あり、長子俊經又太郎と稱し、二子俊隆中上氏を稱せり、

中上俊隆

泉俊宗の二男にして、次郎と稱し、中上氏を冒す、

黒田俊村

中上俊隆の三男なり、黒田氏を稱し、瀧口武者所となれり、佐々木氏より出でし黒田氏とは別なり、

額戸貞俊

中上俊隆の二男にして、額戸次郎と稱す、

安食俊仲

今井藤次資俊の子にして、藤内と稱す、安食氏を稱す、

岩脇俊氏

額戸次郎貞俊の二子なり、岩脇村に住し、岩脇氏を稱す、俊氏より俊峯、久俊、顯俊、近俊、道秀、近藤、秀次を経て市介に至る、

岩脇市介

四郎左衛門尉秀次の子なり、市介は元龜三年閏正月、堀次郎秀村が織田信長に降りたるを聞き、之を鎌刃城に攻めんとし、丹生堂谷(米原より番場に出づる道)に於て戦死せり、同年閏正月十八日附にて淺井長政が今井氏に送りたる感狀に、今度於丹生道谷、岩脇市介方討死之段、對當家忠節之段相感候、併貴殿御名譽之至候、恐惶謹言とあり、市介子あり、三太夫と稱す、

嶋秀安

若狭守と稱し、今井氏の重臣にして、藤原氏なり、嶋系圖によれば藤原秀郷の末裔にして、泉三郎俊安の次男左馬允俊繼を祖とす、俊繼より俊信、俊里、俊元、秀家を経て四郎左衛門秀宗に至れり、秀安は即ち其子なり、嶋氏は元來今井氏と同族の分家なれども、秀安の頃には今井氏の爲に守節を守る豪將として、本郡南部の重鎮たり(今井氏は京極氏に詳記す)、文龜三年飯村に生る、秀安が守節の武士なりし事は、中卷第八篇の第三章に記したれば、之に畧す、老後入道して朴定と號す、妻は大野木氏の女なり、天正八年十月五日病死す、年七十七、謚して道淳居士といふ、秀安六子あり、長を四郎左衛門秀宣といふ、家を繼ぎて英名あり(淺井氏の感狀に見ゆ、上卷第五篇参照)、慶長六年六月十七日卒す、年七十二、二子は女にして、西川氏(柏原村)に嫁す、二男を新右衛門秀淳(法名)といひ、三男を語右衛門秀盛といふ、五は女にして、畑四郎右衛門に嫁す、四男新十郎河口氏の養子となり、姉川に戦死す、秀宣六子あり、其畧歴左の如し、

嫡 秀親 久右衛門、天正十四年生、

- 二 太郎右衛門尉 宮木長次郎に仕へ、後大坂町人となりて病死、
- 三 八郎五郎 今井兵庫の養子、後建部傳内の親となり、秀吉に仕へ、天正十二年四月九日、尾州長久手に於て討死、年三十、

四 作右衛門

舍兄八郎五郎の後を相繼し、秀次に仕へ、天正十三年三月廿一日、紀州陣の時泉州仙石堀にて討死、

五 勝右衛門

堀久太郎に仕へ、小田原陣の時組討して功名あり、

六 庄兵衛

幼名三藏後入道僧となる、

子孫數家に分れ、飯村に住せしが、其孫裔は諸國に移り、今一家を留めず、然れども邸地猶存して、角左衛門屋敷、十郎左衛門屋敷、新六屋敷、仁左衛門屋敷等の稱あり、數人の組を以て今に一邸づゝを管し、歳次祀を絶たず、嶋半兵衛俊通は京極丹後守に仕へ、丹後宮津に移りしが、寛文六年丹後守高國封を奪はるゝに及びて、行衛不明となれり、其他土佐と播磨との二國に後裔存し、嶋氏を稱し、古文書を所藏す、一説に嶋氏が飯村を去りしは關ヶ原の役、石田三成の重臣にして、勇名ありし嶋左近が此裔なるを以て、徳川氏の世禍の至らんを避けて、諸國に移りたりといふ、

鑄工太郎左衛門

柏原村の人なり、永祿六年十二月二十三日、杉澤村勝居神社の鰐口を鑄たり、上卷鰐口銘參照、

田邊式部

與左衛門と稱す、長澤村の郷士なり、田邊一に田那邊と書す、式部の室は遠藤喜右衛門

の妹なり、式部は遠藤と同じく、淺井氏に仕へしが、信長の近江に侵入せし時、妻を離縁し、信長に應ず、北方村の内にて四百石を領して、式部と稱す、同時に田那邊城介あり、式部の同人異名か、本能寺の變、信長薨じて後、堀久太郎秀政に佐和山城に仕へ、千石を食む、堀氏封を越前に移さるゝに及び、秀吉に仕へ、建部壽徳、長束正家と共に甲賀郡の代官を爲す、天正十九年丹波水上郡にて百五十石を領し、其他の所領少からず、豊臣秀頼の時大坂に病死す、式部の息満牟助は同族源右衛門、十右衛門と共に姉川に戦死す、然れども次男又與左衛門と稱し、家を繼ぎ、式部卒去の後、長澤に歸住せしが、徳川氏の世となり、寛永四年正月、出雲國神門、嶋根、秋鹿、能儀の諸郡内にて四百石を領せり、其後變遷詳ならず、式部の時其同族數家あり、姉川戦の時又四郎新兵衛、新右衛門、又次郎等從軍せし事、嶋記録に見ゆ

日比野總一

日比野氏は美濃武士なり、總一の先系詳ならざれども、太田和泉守の信長記、美濃國森部合戦の條に見ゆる、日比野下野守の一族なりといふ、下野守は織田信長の臣、垣川久藏の爲に討捕られしも、總一は信長に従ひ、其部下となれり、永祿九年七月、信長が總一に與へし文書に、

其方持分、門口、雉墳、方田、島之儀、公方諸役其上欠所相究外、於德分者、於末代令免許畢、野林池堀名分可爲裁許、口錢借付西方郷坊、德政雖有之、不可准他門、並一切國役令免許上、不可有相違者也、仍狀如件、

永祿九

七月〇日

信長印

日比野總一殿

と見へて信長と總一の關係を推知すべし、然るに總一は後ち信長の近江侵入に従ひ、姉川に戦ひ、功によりて本郡小堀村を領し、爾後孫裔長く此地に住すといふ、同村日比野宗三郎氏、前記の文書を所持す、

### 野一色頼母助

名は長頼父を左京介亮頼といふ、野一色村の人なり、慶長五年關ヶ原の役、長頼中村一氏の部下に屬し、東軍にあり、九月十四日一氏部下を率ひて西進す、石田三成の臣嶋左近の兵と株瀬川に會す、長頼一部の兵を指揮して奮進し、勇戦敵膽を寒からしめしが、終に敵刃に斃る、年五十三、赤坂御勝山に葬り、普光院殿窓月道意大居士と稱す、赤坂町の西端に甲塚と稱し、塚上に一松樹あり、土人傳へて野一色頼母の墓といふ、子孫徳川の

氏に仕へて旗本となり、二千石を領す、寶曆九年百五十回忌執行の時、野一色頼母、義休より本郡の野一色杏伯に答へし文書左の如し、

一筆啓上候、秋冷相催候得共、愈無御替、珍重に存候、然者九月十四日、普光院殿百五十年忌相當候に付、御菓子被遣候、遠境被進<sup>懸カ</sup>御心候段、忝存候、早速安樂寺に差遣爲相供可申候、右申仲若斯御座候、恐々謹言、

八月十七日

野一色頼母

義休花押

野一色杏伯様入々御中

### 石崎高俊

源之丞と稱す、石崎氏は佐々木氏の族にして、蒲生郡石崎の地を領し、依て姓となす、左兵衛俊直の時、京極氏に従ひ、本郡に移り、十里村に住す、高俊は其裔なり、羽柴秀吉江北の地を領するに及び、高俊は丹羽長秀の部下に屬し、所々に戦功あり、天正十年長秀高嶋郡の地を領せし時、同郡安養寺の内百石の地を高俊に與へたりしが、翌年更に二百石を加増せり、當時の文書左の如し、

領知分

一百石

高嶋新庄安養寺之内

七五八

右爲支配宛行之條、從代官前書渡如帳面、全知行不可有相違狀如件、

天正拾年十月六日

五郎左衛門

長秀花押

石崎源丞殿

領知分

貳百石

土橋孫六郎分内

右爲支配宛行之條、遂亂明、如先給人全可有知行、但用木有候山並浦川可除之、用木無之山者爲領主可申付者也、仍如件、

天正拾壹年五月七日

五郎左衛門

長秀花押

石崎源丞殿

其の歿年詳ならず、

### 石崎俊宗

俊綱は源五と稱す、高俊の甥なり、田中吉政に屬し、天正十八年秀吉が小田原城に北條

氏を攻めし時、同族源次俊宗と共に從軍して戰功あり、源次俊宗は當年十八歳の青年なりしが、奮然敵と組合ひ終に殺さる、記念の甲冑は血痕を附着して、今猶石崎家に存す、吉政俊綱の功を賞し、祿を與ふ、俊綱若狭守と稱し、征韓の後、吉政の軍に從ひ、驍名あり、吉政が三河の吉良に封せられし時、俊綱に臺所入り千五百石の代官に任ず、當時の文書左の如し、

三州吉良領内臺所入

一三百五拾六石壹斗三升四合五勺

中田村

一三百八拾七石三升

ひしいけ

一貳百拾五石壹斗

一しき村

一七百二十七石九斗三升八合

はすみ村

一七拾五石八斗四升貳合

野田村

一百五拾三石一斗二升六合

くす村

合貳千拾五石一斗七升四合五勺

内 千五百石

源五

五百石

彦太郎

右代官申付訖、所務相之儀、全入念、置目之通、皆濟不可有油斷者也、仍如件、

文祿四年九月日

吉政花押

石崎源五郎の

坂本彦太郎の

翌五年後七月二十八日、更にいちこ村外五箇村にて合二千四百三十三石八斗五升八合の代官を、坂本彦太郎と連名にて命せらる(古文書略す)關ヶ原の役、吉政の軍に従ひ殊勳あり、翌年吉政筑後の柳川に封せらるゝや、俊綱に千二百七十五石餘の知行を與へて、戦功を賞したり、其文書左に掲ぐ、

令扶助知行方之事

合千貳百七十五石三斗三升

内一七百石者

一三百石者

自分

鐵炮之者三十人の知行分

慶長六年より

貳百七十五石三升三升者

右鐵炮の者扶助方米之知行分に、十二箇月大小引上下之分引合にての算用、但慶長

七年土田より可引渡分、

右之通宛行畢、全可有知行候、軍役無懈怠可相勤者也、

慶長六年

七月三日

兵部大輔

吉政花押

石崎源五郎殿へ

かくて俊綱は柳川三十三萬石の重臣となり、宮川佐渡守、磯野伯耆守と共に吉政の三奉行として行政に參與せり、其徵證は慶長六年十二月朔日のしをきのおぼへ(後記宮川照參)又慶長七年七月二十五日附五十五箇條の掟、同十年二月七日の三條の掟、同年九月十六日の二十五條の仕置等によりて明なり、俊綱の子將監信俊は吉政及び其子忠政に仕へしが、忠政封を奪はるゝ後、井伊直孝に仕へ、大坂夏陣に戦死す、其族主米俊家、紀州徳川家に仕へ、七百石を食む、子孫長く十里村に住す、

### 宮川大炊

佐渡守と稱す、宮川(今の)村の人なり、宮川氏の系統は詳ならざれども、宮川村を領し、依て其姓とせし名家なり、同氏の文書に見ゆるは、永享五年六月の總持寺文書に、宮川光道、同將監、同又次郎、同妙俊等、宮川氏の一族ありて、同寺の所望によりて一町の土地を

寄進せしものを最も古しとす。按ずるに京極氏の家臣なるべし。其子孫に宮川三河守、宮川左次兵衛あり。三左衛門尉は加藤嘉明に仕へたり。大炊は其族なれども、田中吉政に仕へ、佐渡守と稱し、吉政が筑後柳川に封せられし後は、石崎若狭、磯野伯耆と共に吉政の三奉行たり。左に吉政が柳川赴任の年の文書を記す、

しをきのおぼへ

一たし分の知行在々の出来にて可遣事、

一當勘定諸代官不殘可上納事、

一かし米しん（血）衆へ可遣事、

一ふち方慶長七年正月分より可遣事、

一あいかへ候諸奉公へ、慶長七年の正月土田より可遣事、

右之通可差立候間、手前々々の勘定、同有米、いづれの藏に何ほど詰をかれ候とのいんしゆもくろくに、代官庄屋わきの百姓に判形を加へ可被上候者也、

慶長六年

吉政花押

十二月朔日

宮川佐渡どの

磯野伯耆どの  
石崎若狭どの

諸代官中不殘

付村々庄屋不殘

同わき百姓不殘

大炊が磯野、石崎の二氏と共に、三奉行として吉政の領内に行政を命せられし事蹟は、他に數通の文書を存すれども、其死亡年月等詳ならず、其子に宮川丹後あり、吉政の子忠政に仕ふ、其子孫は何れに仕へしか探るによしなし、按ずるに他の主に仕へて何れの國にか其子孫は存在すべけれど、本郡の舊家たりし宮川氏は此の如く一族各、其主を異にして、他國に移住し、依て宮川村に孫裔は絶えしなるべし、

### 吉川三左衛門

長濱町の人なり、其先は淺井郡早崎村より移れりといふ、天正二年羽柴秀吉小谷城を今濱に移し、名を長濱と改め、江北の政所と爲すに及び、小谷城下の民を移住せしめ、或は近郷の者を招き移らしめ、漸次戸口の繁榮を謀れり、三左衛門の移住は此時なるや否やは詳ならざれども、元來今濱の地湖涯の一小村にして、數艘の小舟は蘆荻の間に



出入する程なりしも、秀吉移城の後は一方に民戸を移すと共に湖上の交通をも擴張せしめたり、其衝に當りしを三左衛門とす、故に長濱の船を呼んで、吉川船とも稱したり、長束正家が長濱の船にて、淺井、伊香の米其他の運送を長濱に命合せしは、其宛名を吉川三左衛門となせり(上巻古文書に記せり)殊に天正二十年正月、秀吉征韓の爲め水手を徵發せしとき、長濱より二十人を召集せり、長束正家が其内三左衛門一人を特免すべきを、湖水船の惣司たる蘆浦の觀音寺に申送りたり、即ち

今度江州浦々舟頭御改に付て、長濱舟頭貳拾人被付置候由候、然者彼町吉川三左衛門斗、我等別而懸目候者之儀候、右之内壹人御用捨候者可畏入候、恐々謹言、

正月二十日

長束大藏大輔花押

とあり、然るに同月二十三日附、觀音寺外二人の連帶にて、正家に送りし返書に、

御狀令拜見候、仍家付之事承候、何も方々より被仰越候へ共、相除申仁無之候、然共別而被仰候間、吉川三左衛門相除申候、其通可被仰聞候、猶以貴面心事可申承候、恐々謹言、

正月二十三日

觀音寺花押

石川久五郎花押

早川主馬頭花押

長束大藏大輔御報

これ正家が私交の親密なりしによりて、特免を申送りしにはあらず、當時正家は征韓兵粘の事を掌りしにより、長濱港に三左衛門の不在は總てに都合悪しきを以て、我等別して懸目候なれば云々と申送りしなり、此の如く三左衛門は長濱港の港務を總括して、常に船舶の出入、物貨の運輸を掌りしが、三左衛門の長濱に重きを爲せるは、管に港務の事のみならず、天正十九年増田長盛、長束正家等一行十人の檢地奉行が坂田郡の檢地を爲せし時、三月十一日附にて正家より三左衛門に送りし文書に、

一昨日坂田郡割符之、我等者朝妻、多良、小野庄打口に候、

一其地は吉田清右衛門、矢嶋久兵衛など打口候、

一淺井郡之繪圖、其他案内者に被尋合、番をひろくつぎ、在々村々無殘書付可給候、云々

とありて、十人の檢地奉行が其部署を定めし事と、長濱邊は吉田と矢島とが受持區域となりし事とを通じ、其次には淺井郡の繪圖を調製する事を三左衛門に命じたり、これ三左衛門が港務の事のみならず、長濱町に重きをなせるを證すべき一例なり、但し

長濱町には十人衆として、吉川氏の外に九人の勢家と、次衆と稱する家十六軒ありて、秀吉移城以來の名家なりし吉川氏の後裔、今長濱に在らず、三左衛門の死亡年月詳ならず、

### 長濱町の十人衆

長濱町には十人衆として、秀吉以來の名家ありたり、十人が特に其恩賞を蒙りしは、賤ヶ岳の戦に兵糧馬糧等を供給し、或は軍に従ひて功勞ありしに基くと傳ふ、縦令其戰功は無くも、長濱町は秀吉が卑賤より起りて位人臣を極めし發祥の地なれば、其地に住して功勞ある者に對して恩賞を與ふるは、應に然るべき事なり、賤ヶ岳の一戰大勝を得しとき、長濱町の地子三百名免除の折紙を與へて、町民に對する恩賞を與へ、更に其中の十人に特別の功勞を賞せしなり、十人とは吉川三左衛門、大依主馬、今村藤右衛門、下村番助、河崎定之進、宮部五郎左衛門、西村甚六、安藤九郎右衛門、樋口次郎、藏田邊九太夫なり、猶此他に次衆として十人衆に亞ぐ者十六人ありたり、天正十九年秀吉關白を秀次に譲り、自から太閤と稱して聚樂第に入る、三月十五日吉川等十人の一行伏見に上りて之を賀す、秀吉欣然之を迎へ、宴を與へ、紹甫をして十人の姓を一首の歌に詠せしめたりといふ、其歌

い西邊は木下なりし藤吉も今崎はなの大口の宮、  
(西村、田邊) (下村) (安藤、吉川) (今村、河崎) (大依、樋口) (宮部)

### 高田秀政

南高田村の人なり、長右衛門尉と稱す、羽柴秀吉に仕へたり、秀吉長濱在城の時八幡神社へ寄進の事あらんとす、秀政等命を受けて、之を八幡神社の社僧に通じたり、其文書縣社八幡神社に存す、

八幡へ從秀吉聊きしん可申候之條、唯今五六人はど御らうそ、衆被成御出、御禮被仰可然候、爲其令愚札候、恐々謹言、

九月十三日

石川 奎 兵衛 光 政花押

高田 長左衛門尉 秀政花押

伊藤 太郎左衛門尉 秀安花押

八幡宮御坊御中

秀政の子兼政は内藤豊前守信成に仕へしが、子孫長く此地に住せり、

### 小堀政次

通稱は新助、天文九年小堀村に生る、小堀氏は此村の舊族なり、其先藤原氏なり、(寛政重訂家譜)小堀氏の文書に見ゆるは、總持寺文書永享十一年正月二十九日の寄附狀(上卷第三一〇の參照)に小堀六郎あり、同寺世代記永享十二年梵鐘鑄造の願主として、十月十三日小堀



妙正の名見え、又嘉吉二年六月の同寺文書に小堀向源光あり(古文書三)又同寺長享三年卯月十日の文書に小堀直次あり(古文書三)又文龜元年八月の同寺寄進狀に小堀界阿彌、小堀直清連名見え(古文書三一)小堀氏が此地に住せし勢家たりしは知るを得べし、政次は其族なり、父を宗次郎正房といひ、母は淺井新兵衛の女なり、政次始め淺井氏に屬し、淺井氏亡ぶる後、秀吉に仕へ、羽柴秀長に附屬せられて、大和國葛上宇知二郡の中に於て三千石を領し、大和、和泉、紀伊三國の郡代となれり、秀長卒して後、秀吉に従ひて二千石を加へられ、總て五千石を領し、慶長五年徳川家康上杉氏を征する軍に従ひ、下野の小山に進む、九月關ヶ原の役に従ひて功あり、舊領を安堵せしめ、更に備中國に於て一萬石を加へられ、備中松山城に移り、大久保長安、板倉勝重と共に諸國天領(幕府領)の政務に參して、事毎に連判を加ふ、六年伏見城の作事奉行と爲り、七年近江國の檢地を司り、九年二月江戸に行かんとし、相模の藤澤驛に於て病死す、時に二十九日なり、年六十五、謙倉の光明寺に葬り、信譽道喜長照院と號す、

小堀政一

天正七年小堀村に生る、父は政次、母は磯野員昌の女なり、政一通稱作助(一作佐助)慶長九年父の遺領内二千石を舍弟次左衛門正行に與へ、己れは一萬二千四百六十石餘を襲ひ、

備中松山城に居る、十一年院の御所造營の事を奉行し、十三年駿府城(後火災)の建築を奉行す、此年從五位下遠江守に叙任す、十七年名古屋城天守の作事を奉行す、十八年禁中造營の事を承れり、十九年大坂の役起るや、政一大和郡山に至り、軍事に參し、進て茶臼山の陣に移り、戦功あり、元和元年の役、又郡山に至り、五月七日の戦には、陣中に進めり、三年九月七日、秀忠將軍より領地安堵の朱印を下す、此年伏見城本丸書院の普請を掌る、五年備中の領地を近江淺井郡に移さる、六年七月より大坂城外郭櫓等の普請を奉行し、七年丹波福知山に至り、政治を沙汰す、八年近江國の奉行となり、九年伏見の奉行となる、寛永三年九月六日、後水尾天皇二條城に行幸の時、井伊直孝と同じく御膳の事を司る、之れより先き將軍の命により、行幸前の準備を整ふ、四年十一月仙洞及び國母の御所の作事を管す、五年九月より二條城二の丸の工事を管す、六年江戸西城の園池を作りしに、賞として黄金千兩を與へられ、九年播磨の明石龍野等に赴き、制法を沙汰す、十年七月より近江水口城の普請を管し、又仙洞御所並に國母御所の苑中に池水を穿ち、近江神崎郡伊庭御殿の茶亭、三條城の數奇屋等の作事を奉行す、十一年家光將軍上洛の時、洛中の市人に白銀五千貫を與ふ、政一之を町民に分與す、凡千四百三十八町、戸數三萬七千八十餘人なりと、此年畿内の訴訟を聽斷す、十二年九月、畿内及び近江國

の作毛並に堤塘を巡檢す、十三年品川の林中に新邸建築の事あり、政一工事を管す、五月工事を竣り、二十一日將軍新亭に遊ぶ、政一茶を點じて賞を得たり、十五年品川東海寺の茶亭並に數奇屋を營作す、十七年八月禁裏及び新院御所造營の事を奉行す、此他政一が大寺貴族の庭園を築きし事多く、茶禮を嗜み、名寶重器の鑒識に明にして、風流雅趣一時に冠たり、遠州流の祖人にして、小堀遠州の名は天下に雷鳴す、正保四年二月六日、伏見に於て卒す、年六十九、京都紫野大徳寺中孤蓬庵に葬り、大有宗甫孤蓬庵と號す、編者曾て其墓に詣ず、墓碑も亦雅趣を帶ぶ(寫眞 參照)

政一の長子を正之といひ、二子を政尹といふ、正之正保四年其所領淺井郡小室村に邸宅を築き、十二月移住す、所謂小室の殿様是なり、それより政恒、政房、政峰を経て正方の時、封を沒收せらる、同族二三家あり、其裔と稱する者東京、名古屋及び本郡等に存す(東京 休忠、本郡 小堀 政快、名古屋 在住 小堀 幸太郎)

### 井戸村左京

箕浦村の人なり、左京幼名小次郎清光と稱したり、父を八郎兵衛清宗といふ、今井氏の重臣なり、永祿四年三月、寺倉合戦の時戦死す、年五十一、其子小次郎光慶あり、元龜元年磯野員昌佐和山に籠城せし時、嶋秀宣、岩脇定政、井戸村定次等と籠城の契約を爲し、一

致城を守らんと誓へり、同族數家あり、姉川の戦手負衆の中に井戸村與助、井戸村又右衛門あり、佐和山籠城衆の中に左京定次の外に井戸村與八等の名見ゆ、子孫豊臣氏に仕へ、半左衛門は元和元年五月七日、大坂城外に戦死し、武藏守秀勝は翌八日大坂落城の時秀頼に殉死したり、

### 藤堂式部

磯村の出なり、初め姓は磯崎、名は新七(金一説)藤堂高虎が與右衛門と稱し、未だ磯野丹波守員昌部下の一武臣にて、佐和山城を守りし時、久右衛門と莫逆の友なりき、二人共に青雲の志ありしが、相約すらく、將來早く封侯となりし者、後者を招きて封を分たんと、而して二氏共に己れ先鞭を着けんことを期したり、然るに高虎遂に先鞭を着け、功を樹て、伊豫の大洲に封せらるゝに及び、先約を守りて新七を招く、新七高虎に先せられしを耻ぢ、其招きを謝絶す、然れども高虎之を招くこと頻なりければ、出で、高虎の部下となり、八百石を領し、義兄弟となり、姓名を藤堂式部と改め、高虎の股肱となれり、征韓關ヶ原兩役に軍功あり、八千石を領す、元和元年五月、大坂の役身重疵を負ひしも、部下を指揮して猛進せり、元和戦功録に

藤堂式部義、昨日深手負候得共、今日は大切の御合戦と存じ、疵をまき、押て罷出で、旗

本に相詰組家來下知致し(略中)此節真田左衛門を越前家へ打取候由、後に承り候、右に付和泉守致安氣候哉、式部並に小太夫、六左衛門等弓鐵砲の者共召連れ、先手へ可加旨申付遣し候、此節式部途中にて疵口より血走り、働不相成之由云々、又式部、主膳家來の身として、藤堂家の旗おくれて見へ候義無念と致候事、是亦面々主人への忠孝不及申義に御座候云々、

功を以て一千五百石を加増せらる、式部其邸内に磯崎神社の祠を建て、常に奉祀を怠らず、毎年故郷の磯崎神社の祭禮には、代拜を差遣して神供を進めたり、又子孫が代替りの時は、社祚一領を磯崎家に贈り、兩家の間贈答の事、廢藩の時に及べり、

磯野員昌

丹波守と稱し、淺井氏の主將として佐和山城を守りし人なり、姉川の戦、味方の軍敗れし時、手兵を率ひて敵中に南進して、佐和山城に歸れり、戦ひ敗るゝも敵に後を見せざりし快男子員昌は、恰も慶長五年關ヶ原の戦に、島津義弘が戦敗れて後、敵中を南進せしと一對の美談なり、佐和山に歸城せし員昌は、本郡南部諸村の郷士を率ひて、織田氏の將丹羽長秀の長圍に對抗せり、顛末は中卷第九篇に記せり、

新莊直頼

中卷第九篇に記す、

堀秀村

同上、

山内一豊夫人

若宮喜助友興の女なり、見性院と稱す、若宮氏は京極氏の臣にして飯村に住す、佐々木南北諸士帳飯村の部に、若宮兵助、左馬助の名見ゆ、喜助友興も其一族なるべし、中卷第九篇に詳記す、

石田三成

中卷第九篇に節を分ちて詳記す、

石田正繼

同上、

石田正澄

石田三成の兄なり、小字を彌三といふ、三成と共に豊臣氏に仕へて木工頭たり、天正十一年近江國高嶋郡の代官となれり、文祿二年より慶長四年まで堺奉行たり、然れども堺にのみ留まらず、常に豊臣氏の爲に東西に奔走す、征韓前後には名護屋の陣中にお

りて、糧食供給、軍狀報告等を掌れり、征韓後役には伏見に留りて、太閤の奏者となり、木下半介と共に諸家に往復せし文書多く存す、慶長三年三月、醍醐觀櫻の時、正澄は太閤の妾松の丸(京極氏)の輿に侍して、同院に赴けり、同五年の頃大和、河内の寺院の支配をなせし事、古文書に存す。

正澄學を好み、暇あれば書と親しむ、大村由巳、猪苗代兼如等と交友たり、故を以て文祿三年秋、母の歿する時、兼如は弔歌を詠じ、由巳弔文を撰せり、當時の碩學藤原惺窩も又弔辭を寄す、以て其人と爲りを知るべし、公務の餘暇には鴻儒僧承兌に就きて論語の講義を聴き、或は陶淵明の畫幅を愛藏し、圓鑑國師の贊辭を需めし等、平素嗜好の高尙なりしを知る、堺の商助左衛門、天正の初め印度及び呂宋に渡りて貿易を營み、文祿三年七月二十日歸朝せり、正澄堺の奉行たりしを以て、助左衛門の齋らし歸りし傘、蠟燭、麝香等を太閤に獻じ、又呂宋の茶壺五十個をも觀覽に供せり、太閤大に喜び、西の丸大廣間に之を陳列し、千利休とも談合して、品位に従ひ上中下三等に分ち、價を定め、諸侯をして望に従ひ購入せしむ、侯伯争ひて之を購ふ、此れ呂宋茶壺の我國に傳來せし因由にして、當時侯伯の間に尊重せられたるものなり、正澄慶長五年九月、父隱岐守正繼と佐和山城を守り居りしが、關ヶ原の一戰、東軍の勝つ所となり、即日家康の將井伊直

政、小早川秀秋等來り四方より攻むと雖も、寡兵を以て銳意守りければ、東軍容易に敗る事能はず、然れども關ヶ原の戰に、三成敗走の事を聞くに及び、今は籠城するの益なきを覺り、同月十八日父と共に自裁せり、左に惺窩が正澄の母を弔せし詞を抄出す、

吊石田氏 文祿甲午之秋、石田氏木工郎君母表、其門客兼如老人猪苗代氏唱倭歌一篇、當挽緋之詞、數日之後、由巳法師村大裁和章、以助餘克、予偶在席上、竊謂鄰有喪、春不相杵、里有殯不巷歌、是禮之大節也、况工部者執政之重臣、而闔國稔譽望矣、誰不哭而慟乎、子亦迅華同韻、蓋雖類吹竿之先生、然亦非代庖之尸祝乎、  
一別靈蹤何處尋、壯夫亦是淚難禁、慈顏猶見屋梁月、涕慕秋深孝子心、

嶋左近

中卷第九第十兩篇に別記す、

相撲重頼

平八郎と稱す、始め京極氏に仕へ、相撲村の地を領し、因て姓となす、藤原氏なり、淺井亮政、京極氏に代り、江北の政權を握るに至り、淺井氏に仕ふ、大永元年九月、六角氏兵を出して、淺井氏と戰ひしが、その十二日太尾山の戰ひに、重頼奮戰して死す、無量院貫道居士と諡す、其子能祐左衛門太夫と稱す、子孫代々相撲村に住す、其族二三家となり、一は

星野氏となり、一は藤井(井後)氏を稱す、

### 鈴木金兵衛

又孫六と稱す、十里村に住す、本願寺の爲に織田信長と石山に奮戦したる鈴木孫一の子なり、父に隨ひ所々に轉戦す、天正十一年賤ヶ嶽の戦、金兵衛稻葉伊豫守の部下に屬して戦功あり、慶長五年本願寺の分立せらるゝ時、光壽(上人)に黨して、忠節を盡したり、四月十一日附光壽より送りし文書の一節に、仍今度長々之馳走神妙候、就其陣衆引候か如何候(中)跡より知れぬ様に萬事に才覺肝要に存候、云々と見え、石田三成に對抗せし消息を窺ふ可し、裔孫此地に存す、

### 坂田高秀

坂田氏は佐々木氏頼の子氏高を祖とす、小野庄西山の地を領し、因て姓とす、氏高五世の孫高秀の時、坂田氏を稱し、坂田兵部少輔と稱す、天文元年江北の亂を平定して功あり、六角氏綱威狀を與ふ、

今度北の郡騒動之儀、無二之智謀を以て、早速相治之由、神妙之至、大悦に候、猶跡より可申入者也、仍如件、

天文元年二月二十一日

近江守

氏綱花押

坂田兵部少輔殿

高秀の裔盛重の時、居を梅ヶ原村に移し、西山氏を稱して、代々醫を業とす、

### 伊藤空之助

梅ヶ原村の人なり、古へ伊東と稱し、佐々木氏の臣なりしが、空之助の時、淺井氏に仕へ、磯野員昌の部下に屬せり、元龜元年姉川の戦、犬上衆の陣中に在り、織田氏の旗手を斬り、旗と首とを長政に獻じ、威狀を得たり、天正元年小谷落城、淺井氏滅亡の後、他主に仕へず、土民となりて世を終へたり、磯野員昌の佐和山籠城の時、伊藤十介ありて、威狀を得しこと嶋記録に見ゆ、同族なるべし、

### 北村源十郎

源十郎は米原の人なり、始め世繼村に住せしが、井伊直政の彦根に封せらるゝや、偶朝妻港に來り、湖邊に鷹を放ちて遊び、源十郎の人となりを知れり、然れども當時世繼村は未だ井伊氏の封土に非れば、源十郎は井伊氏の領地なる岩脇村に移住し、古來其地の物産たりし晒布の業を擴張せり、井伊氏城を彦根山(元は佐和山城なり)に移すに及びて、源十郎は更に米原村に移り、港を開かん事を謀り、井伊氏に請ひて其允許を請け、四ッ川の



運河を開き、港口を濶へ、具に辛勞を嘗めたり、時に慶長十七年なり、其開港の顛末は中卷第十篇に詳記せり、當時米原は僅かに十數戸の農村なりしが、源十郎が米原港を開くに及び、行旅物貨此地に集り、終に古來有名なりし朝妻港に代りて、湖東の要港となり、元和元年井伊直孝更に築城の工を興すに當り、米原港は長濱港と共に木石運輸の關門となり、船舶常に其役に服せり、井伊氏其功を賞し、源十郎の持船なる眞黒丸に對しては、湖上の諸港に於て貨物先積の特權を與へ、又松原長濱と併せて三港と稱し、井伊氏保護の要港となせり、爾來三百年、物貨集散の要港となれり、源十郎は寛永四年八月二十八日を以て病歿せり、此後子孫みな源十郎を稱せり、

昔日寂寞たる農村も漸次戸口を増加し、三世源十郎の時、井伊直澄より本陣を命せられ、爾來藩主は勿論、諸侯、諸太夫の宿泊休憩所に充てられ、外には物貨運輸の業あり、内には權貴休泊の所となり、祖先積善の餘慶は、益々其家運を隆盛ならしめしが、源十郎は士民と協力し、益々地方の繁榮を謀りしかば、愈々上下の信頼を受け、隱然其地の勢家となれり、明治の初年、十一代の源十郎は米原より番場に通ずる街道にある深坂の、峻險にして車馬の往來に困難なるを見、私費を擲ちて之を切り下げ、工事を營む事三箇年に及び、漸く宿志を達し、大に交通の便を計りたりしは、今も世人の徳とする所なり、

り、明治十一年明治天皇御巡幸の際、源十郎宅に御休憩あらせられしは、行幸啓志に記せり、初代の源十郎が米原に移りてより、今に至りて十三代、三百年を経たり、其間よく公共事業に力を盡し、地方の繁榮を企圖せし功績は、大に傳ふべきなり、

### 百々民部

本郷村の人なり、山内一豊に仕へ功あり、一豊が長濱城より遠州掛川に移封せられし時、從ひ移り、知行八百石を食む、關ヶ原の戦功により、一豊が土佐の高知に移封せらるゝ時、年老たるを以て致仕して、郷里に隱れ、甥百々越前をして高知に移らしむ、越前才能あり、一豊高知城を築きし時、築城の繩張り、城下割り等、一に越前の指揮せし所なりと云ふ、

### 田中孫作

高溝村の人なり、山内一豊が長濱城にありし日、其臣となる、慶長五年關ヶ原の戦前、一豊は徳川家康の軍に從ひて、下野小山の陣にあり、當時一豊の妻は大坂城中に在りしが、石田三成舉兵の事あるを聞き、潛に書を裁して狀を一豊に報じ、夫をして功を爲さしめたり、當時夫人の命を帯びて使したるは、即ち孫作なり、孫作は夫人の消息を笠の緒中に入れ、途中の難を耐て、一豊の陣中に着し、使命を果せり、又關ヶ原の戦前に、小早

川秀秋が柏原の成菩提院に宿營せし時、一豊の命を奉じて、秀秋を東軍に招くの使命をなしたる事、古老遺筆并に山内家の史料に見ゆ、この田中孫作は元龜元年佐和山麓城衆の中に見えたる田中孫二郎の子孫なるべし。

土肥吉左衛門

枝折村に住せし土肥氏の裔なり、土肥氏は其始め鎌倉より移住せし家なりといふ、番場、多和田、醒井の三所に分住するを以て、箕浦谷の三土肥と稱す、其系統左の如し。

六郎兵衛心光

家を嫡子實國に譲り、多和田に隠居し、依て多和田殿と云、

實國 嫡男 家督を繼ぎ、

心家 二男 番場殿と云ふ、

文明二年以來、京極氏に内訌を生じて二派となりしかば、延徳二年に至り、京極政經は箕浦庄内の土肥氏の領地を押妨せし事、伺事記録延徳二年閏八月十六日の條に見ゆ、中卷第七篇に詳記せり、吉左衛門は枝折城に住し、醒ヶ井殿と稱せし家の末裔なり、父は六郎兵衛と稱し、關ヶ原の役、石田三成に屬し、三子を率ゐて從軍せしが、西軍敗れて、長子市太郎、二男市次郎は戦死し、六郎兵衛は因幡國鳥取に潜伏して、同地に客死し、枝折城廢墟となれり、三子吉左衛門は舊領枝折に隠れ、慶長十八年三月此地に死す、諡し

て圓寂、天山大居士と號す、明和八年墓標の松樹枯れしにより、寛政元年八月、醒井驛の本陣松井重賢、其趾の湮滅を恐れ、石碑を建つ、土肥の八軒衆とて八人の老臣ありたり、野勢、能勢、堀、江龍、百々等を姓とす、

上坂八右衛門

西上坂村に住す、古き勢家なりし事、中卷第七篇に詳記せしが、此所には姉川水利上に關する半面を概記すべし、古へは年早すれば、書を大原政所に送り、一晝夜間、出雲井堰を切落し、江里の庄十三箇村の旱田に灌ぐ、主權を握りたり、但し其起源は京極高清の時に始まりしと見ゆ、上坂記録に、

江里之庄極渴水之節は、年に三度づゝ江里庄へ切落可申旨、江北大守佐々木京極高清殿依下知、上坂治部大輔、同伊賀守承之、七日宛日限の七日目置、一番井、二番井、三番井共、大原政所へ折紙を遣し、爲切落、出雲井は西上坂村請取、瀧の水は堀部村請取、鶏鳴より鶏鳴まで、姉川筋不殘兩村より切落可申候事、

と見ゆ、而して大旱に方り、上坂氏が大原政所へ送りて、出雲井の水を切落す時、第一回の狀左の如し、

就此方渴水に付、明後何日に、出雲井先規可落給候、可有其御心得候、恐々謹言、

月 日

上坂八右衛門尉

七八二

大原政所參御宿所

正信花押  
堀部花押

此の如く作法正しく、一晝夜の水を切落し、而して後七日を経て、猶降雨なきときは、更に第二回の切落状を、三日以前に大原政所に送り、かくて猶雨降らざれば、第三回の水を切落せり、然れども嘉永年間、大原の三原孫助失踪せしより、其例も廢れたり、

三原孫助

間田村の人にして、其先は佐々木大原氏の族なりといふ、間田村は古へ大原庄の政所たりし地なり、三原氏は世々孫助と稱し、古來一庄十五箇村の田養水利の水源たる有名なる出雲井偃の權鑰を握り、其一庄に關る岡神社並に川戸山の事を統轄せり、年早すれば郷里の庄の主權者たる上坂八右衛門より、一晝夜の田養水を請ひ來れば、孫助は豫め左の狀を發して庄内に報す、

何日鶏より雞迄江里庄上坂氏へ、井水切落可遣間、用心水汲置可被申者也、而して期日來れば、出雲井偃に水切落しの管督をなす、當時孫助の行裝上坂氏の記録

に見ゆ、左の如し、

間田孫助出雲井切落の時の行列

- 一 青竹持 二人 一 高張提灯 三ツ星紋付二張
- 一 槍 二筋 一 箱提灯 二張

陽紋三星陰五七桐

井頭 三原孫助

一文字笠  
黒縮緬羽織  
刀脇指帶ス  
茶袴

- 一 若黨 二人 一 草履取 二人
- 一 弓 一張 一 引馬 之ハ中古ヨ 一疋
- 一 履籠 一荷 之レハ中古ヨ 一 早竹 一人
- 一 茶辨當持一荷 一 挾箱 一人

此の如く嚴めしき行裝なりしが、嘉永年中孫助其産を失ひ、失踪せしより、古き名家も退轉し、古例も廢止せらる、

百々盛通

河野三郎越智通春の子なり、嘉吉元年六月母に隨ひ、亂を百々村に避く、年長じて京極持清公に仕へ、戦功あり、功を以て其地に封せられ、旗頭の列に加へらるゝに及び、越智

を改め、百々を以て氏となせり、應仁の亂後、新に關所を磨針嶺に置くに當り、盛通之を監す、文明十年八月三日病で卒す、其子内藏助あり、淺井氏に仕へて六角氏の兵と野良田に戦ひ、蒲生氏の勇將結解十郎兵衛と組討して、陣歿せし事、江濃記に見ゆ、其子孫百々に住し、織豊二氏に仕へ、武功の見るべきもの尠からず、就中元龜元年より同二年に亘り、信長の佐和山城を攻むるや、盛通三代の子孫盛實の時なりしが、自家を以て城營とし、丹羽長秀と共に力戦したり、子孫鳥居本村と東黒田村とに存す、

### 遠藤直經

喜右衛門と稱す、須川村の人なり、其先は鎌倉武士にして、柏原庄に於て所領を得て移住せし家なり、永享年間の三寶院文書に遠藤四郎左衛門尉が柏原庄の年貢米に係る事を記す、直經は其裔なり、淺井氏勃興の後、仕へて重臣となれり、性剛毅、籌畧に長ず、始め織田信長が淺井長政と婚を結びし時、夙に信長の誠意に非ざるを觀破し、永祿十一年八月、信長が柏原の成菩提院に宿せし時、之を殺さん事を長政に勸めたりしも、長政應せざりしが、信長果して、長政と兵を構へ、元龜元年六月、兩軍大に姉川に戦ひ、淺井氏の軍大敗せり、直經憤慨に堪えず、亂髮を面に掩ひ、首級を携へて敵中に入り、直に信長に接し、之を斬らんとす、岩手の人竹中安治、其直經なるを看破し、拒戦太だ勸む、直經事

の成らざるを知り、奮戦して死す、其地東上坂の東田圃の間にあり、今に遠藤塚と稱し、小字を遠藤といふ、墓碑須川村に存す、一説に遠藤喜右衛門は宇賀野村の人といふ、これ天文年間淺井氏が六角氏の進入に對抗せし時、重臣を此方面に配置せし時、喜右衛門此所に居住せしに因れりといふ、

### 大野木甚之丞

大野木氏は佐々木氏の支族なり、大野木郷を領し、依て氏となす、大野木氏の文書に見ゆるは、文明十二年十一月十四日の上坂文書に、大野木土佐守實俊とあるを初めとす、明應年間嗣子なきを以て、淺井氏を養ふて子となす、淺井亮政勃興して、京極氏に代るに及び、東上坂に移り住せり、之を大野木秀俊といふ、蓋し其族一家にあらず、依然大野木村に居住し、附近の土地をも兼領せり、無年正月二十七日の郷野文書に左の文見ゆ、長岡之内田中右京進跡分之事、我等知行郷之分、先給人如才判、今以て無別儀、申談候、年貢諸公事物等、堅可被仰付候、但於相違之儀者、雖爲何時、拙子分別人可申談候、御入魂所仰候、恐々謹言、

正月二十七日

大野木土佐守

茂俊花押

と見え、土佐守茂俊が長岡郷の内にて土地を領せしを知るべし、元龜元年姉川の戦に、淺井氏の將として横山城に據りしは、此人か淺井氏滅亡の時、其生死分明ならざれども、大野木甚之丞は即ち其一族の子裔なり、甚之丞は豊臣秀吉に仕へ、重用せらる、天正十八年秀吉が北條氏を小田原に征するや、愛妾淀君を小田原の陣中に招きし時、甚之丞その奉行を命せられし事、並に天正十九年秀吉が禁中の造營をなせし時、用材を本郡朝妻港より運送せしめし時、新莊駿河守と共に其奉行たりし事は、中卷第九篇に詳記せり、文祿元年征韓の役、名護屋在陣衆の中に、裏の御門番衆の一番に大野木甚之丞の名見ゆ、慶長七年九月十九日の竹生嶋辨天堂建立の棟札に、奉行片桐且元の部下大野木五左衛門の名を記す、五左衛門は甚之丞の子孫なるや、否やは詳ならざれども、蓋し其族なるべし、東上坂に住せし大野木氏は、入道して戒學と稱し、田養水の爲に戦死せし事、上坂記録に見ゆ、其墓同村の南に存す、子孫に隼人秀高あり、秀高三子あり、嫡子藏人二男内藏助は、父と共に慶長年間前田侯に仕へて、加賀に移住し、五千石の采地を與へられ、三男安之助は東上坂に留居せり、

## 蒲生左文

西上坂の勢家上坂伊賀守の子にして、長じて兵庫助の養子となる、始め淺井氏に仕へしが、後柴田勝家の部下となりしも、勝家亦亡びたれば、去て己れの縁族なる蒲生氏郷に倚り、秀吉に仕へんとす、左文は氏郷の從妹也、氏郷左文をして己れに仕へしむ、天正十五年秀吉九州に島津氏を征せし時、秀吉氏郷の功を賞して、羽柴の姓を與へたり、氏郷も亦其例に倣ひ、左文の功を賞して蒲生の姓と片諱とを與へ、郷可と稱せしめたり、同十八年小田原征伐の時、氏郷の軍は菲山城を攻む、左文隊將として指揮せしに、偶々敵彈左文の眼に中り、流血淋漓たりしに、自若として自から之を取出し、衆其沈勇に感せり、氏郷會津に封せらるゝに及び、左文の殊功を賞し、伊南城に封ず、文祿四年氏郷卒し、秀行嗣ぎ、慶長三年宇都宮に移封し、十八萬石を領する時、左文に六千石を與へ、河崎城を與ふ、同年左文病死し、男上坂源之丞河崎城主となれり、

## 宮内局

又右京局といひ、豊臣秀頼の乳母なり、能登瀬村に生れ、父を青木右衛門佐俊矩といふ俊矩の末裔現在して青木藤五郎といふ、初め近江國蒲生郡櫻谷郷木村なる木村常陸介重茲に嫁し、二男二女も生む、重茲小隼人と稱し、少年の頃より豊臣秀吉に仕へ、秀吉關白を辭するに及び、重茲をして秀次に附從せしむ、重茲寵を負ひて威權盛なり、文祿四年秀次の罪に座

せられ、茨木大門寺に自殺せし時、長男志摩守重武は京都正行寺に自殺す、二男重成甫めて三歳、母青木氏携へて、同郡馬淵村に匿る、賢夫人の聲譽高ければ、後に大阪に召されて、秀頼の乳母となり、宮内局といふ、重成召されて秀頼に仕ふ、元和元年五月六日、大阪の役、長門守重成は井伊直孝の武者奉行庵原助右衛門朝昌と戦ひて之に死す、越えて八日大阪落城に及びて、局は淀君と共に城内に自害せり、

### 采女およそ

大戊亥村の人なり、其年代詳ならざれども、土地の傳説によれば、後鳥羽天皇の御代采女として宮中に奉仕せしが、功により後ち名刀并に菊の紋章の衣を賜へり、と、古へより例年十一月二十九日、およそ祭りとして、同村にて行ひしも、其起源詳ならず、延喜の民部式に

凡貢采女郡者、各置養田三町、仍令郡司主帳已上作、其營種各割獲稻以充佃料、所殘春米、若交易輕物、送納其主、運賃使用、稻内、路程僻遠、備費雖多、勿割二町之内、

と見ゆ、およそが采女となりて、其恩恵を地方に残せしにより、其事蹟湮滅するも、采女およその祭りが古例を存せしにてあるべし、

### すぎ女

上坂村の人なり、其生死の年代詳ならざるも、天和元祿頃の孝女なり、家貧にして老母を養ふの資なきを以て、すぎは妹を家に留め、老母に孝養せしめ、己れは彦根本町木屋戸右衛門方に下女となり、其給料を以て孝養の資と爲す、其主家に在るや、日夜唯命此れ隨ふを勉む、故に主家も女を愛し、其得易からざる婢なるを喜べり、然るにすぎ女主家にあるも、日夕念頭を離れざるものは、故郷老母の安否を思ふの心なり、故に其主に請ひ、一月に三日づゝの休暇を得、歸養するを最上の快樂とし、前夜主家の用事を終へ、深夜三里餘の行程を家に歸り、翌日は母側に孝養を盡し、翌朝主家の未だ起き出でざる時、已に主家に歸りて、厨事に執掌して、聊も不都合なからしむ、或時例の如く訪母の翌夜、主家へ歸らんと、田村の多田幸寺山の麓を通る時、偶、古壺の路頭にありければ、之を拾ひしに、壺中多くの金銀貨ありしを見、驚き携へて、主家に歸りしに、主家は之を奉行所へ訴へたり、奉行は之を調査し、此は全くすぎ女の至孝を天の感じて與ふる所なるべしとて、之をすぎ女へ與へたり、此に於てすぎ女は壺中の黄金を賜はり、其古壺は記念として主家に贈りたりしが、遠近此れを聞き、女の至孝を感じたり、此壺今に存して、彦根町尾本某の所持に歸し、孝行壺の美名を傳ふと、山海里に見ゆ、當時夢玄齋松蘭、孝行壺の詠あり、左に

孝行の道に拾ひし金の壺はどけの恵みありがたの世や、

### 葵下坂康繼

刀工葵下坂は其祖本郡下坂庄より出づ、由來近江には下坂鍛冶と稱し、刀劍の名工あれども、下坂鍛冶は滋賀郡下坂本なるを、本の一宇を畧して、下坂鍛冶と稱したり、本郡より出でし刀工葵下坂とは自から別なり、葵下坂は元祖を康繼といふ、始め本郡下坂より出でし、越前朝倉氏に仕へ、彼地に移りしが、朝倉氏滅亡の後も彼地に在りしが、結城秀康の越前に封せらるゝに及び、其召に應じ、刀劍を精鍊す、秀康其刀を徳川家康に獻せしが、家康見て大に之を賞讃し、後屢命じて刀劍を製せしむ、秀康其功を賞し、遂に偏諱を與へたり、依て康繼と稱せり、家康も亦特に葵の紋章を用ゆるを許せり、之に於て葵下坂と稱し、工名益高く、江戸三作の一と稱せられたり、刀銘多く、康繼以南蠻鐵於武州江戸作之と刻す、二代康繼は、以南蠻鐵越前康繼と銘す、子孫世名工と稱せられ、福井に住せしが、明治維新後は業を廢せり、福井市春日山中町に現存する下坂康次は其裔なり、

### 國友勘右衛門

國友村の銃工なり、寛永年間幕府秘庫の工人となり、二十連發銃を製す、今東京九段坂遊就館に存し、國友勘右衛門と銘す、中卷第十篇に撮影を挿入す、在都の間は日本橋通

三町目に住せり、貞享三年卒す、

### 國友甚太夫

國友村の銃工なり、勘右衛門と同じく幕府秘庫の工人なり、製する所の二十連發銃遊就館に存す、國友甚太夫と銘す、中卷第十篇參照、

### 國友七兵衛 其他

國友村の人にして、銃工なり、徳川幕府秘庫の工人となり、諸種の銃砲を製す、東京九段坂靖國神社境内なる遊就館に現存せる八連發銃の銘に、國友七兵衛作と刻するは其製銃なり、其他同館内に現存する銃銘に左の人名見ゆ、

- |      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 五連發銃 | 近江住國友甚太夫作 | 三連發銃 | 國友甚兵衛作      |
| 三連發銃 | 國友善右衛門作   | 十匁玉銃 | 江州國友十郎當榮作   |
| 十匁玉銃 | 國友敬兵衛充正作  | 十匁玉銃 | 國友九兵衛綠壽作    |
| 十匁玉銃 | 國友源右衛門元胤作 | 五匁玉銃 | 江州國友林右衛門重當作 |
| 三匁玉銃 | 國友藤右衛門作   | 三匁玉銃 | 國友源左衛門克昌作   |

猶本郡國友村より水戸藩の召に應じて銃砲の工人となりし國友吉兵衛あり、遊就館陳列の七匁玉銃に常陽水府住國友吉兵衛尙時作と銘す、又加賀の前田侯に仕へし銃

工に、國友より出でし一族あり、遊就館陳列の風發銃(空氣銃)の銘に、加州住國友重規作と刻し、四夕玉短銃の銘に、加州住國友重明作、又三夕玉銃の銘に、加州住國友重信作等の名見ゆ。

### 國友充昌

國友村の人なり、丹治と稱し、辻又右衛門の弟なりしが、後國友源右衛門の養子となり、臨川堂百鍊と號す、壯年江戸に出て、横谷宗與に寄食し、金屬彫刻の技を修め、精巧の名手となる、人物花鳥の高彫、上彫並に黒繪様の象嵌に得意の妙技を顯はせり、將軍家治其名を聞き、目貫一具及び其所用の銃に龍門の圖を彫刻せしめしに、其技の非凡なるを嘉し、白銀を賞賜せり、後本郡に歸りしが、諸侯伯諸藩士の争ふて、其技を需め、臨川堂百鍊の名は斯界に喧傳し、天下の名人と稱せらる、遠近業を學ぶ者夥し、終世妻を帶せず、安永五年十二月十九日卒す、年五十三、其傳裝劍奇賞に出づ。

### 國友格亮

國友村の人なり、通稱平四郎と稱し、姉水堂と號す、臨川堂百鍊に學び、彫金の名手となれり、刀劍の鐵鍔縁頭等の質を合金すること最も精巧なり、又金銀象嵌も妙にして凡ならず、享保年間の人なり、其傳裝劍奇賞に出づ。

### 國友完度

國友村の人なり、新四郎と稱し、永川堂と號す、彫金の技を臨川堂百鍊に學び、其鑿の丁り、太だ師の技に似たり、文化十四年十一月九日卒す、年六十餘、傳裝劍奇賞に出づ。

### 國友常成

國友村の人なり、通稱孫助樂水堂と號す、臨川堂百鍊の從兄弟にして、技を同氏に受け、頗る妙手の稱ありしが、早世せしを以て其名高からず、安永七年七月十六日卒す、傳裝劍奇賞に出づ。

### 國友能當

國友村の人なり、家世、銃砲製造を業とす、能當通稱は藤兵衛一貫齋眠龍と號し、製砲の技に精し、文化十三年始めて空氣銃及び日月觀測の大望遠鏡を發明製造せり、流布の年代記文化十三年の條に、國友能當蘭法に倣ひ、氣砲を造ると記せるは、此人の事なり、蓋し本邦空氣銃製作の首めなり、又弩弓刀劍連發銃等諸種の發明をなせり、性活淡酒を好み、家を舍弟源十郎に譲り、天下に放浪して名家と交る、平田篤胤翁と深交あり、曾て鋼鐵を以て鏡を製し、篤胤翁に其記を請へり、文政十年八月二十七日、篤胤翁は能當の需に應じて、鏡の記一篇を記し、眞金の鏡(メカ)に添る婦美と題す、當時篤胤翁が能當に送



りし文に、

(前略)今般鐵鏡御打立之由嘸々見事なる事に候半と奉存候、夫に付神代の由來相認可申段被仰聞、則取急ぎ認め差進じ候、尤も右は假名遣等いさゝかも違ひ候ては、此方の趣意違と相成候へ者、かくの如く正整に認め差上候(中略)

右鐵鏡うらに摩利支天之梵字御はり付之由、此は甚だ之俗事、以の外宜しからざる儀に御座候間、必々御止め可被成候、小子先年鹿島、香取兩宮へ納め候者、兩面にうたせ申候、右者少々考へ御座候ての事なり、然れども常の鏡に兩面はいかゞに御座候へばやはり先達ての御幣か、または禰などを御付可被成候、一體神代大御神へ獻り候神鏡を、禰に付て上り候因縁も御座候得者なり、禰にシデを下げ候形もよろしく候半、

鐵弩も御出來之由、是また拜見致し度事に御座候、御注文は無御座候得共、鐵弩の因縁もまた風砲之事、次手ながら相認め候、是は謂ゆる御まけにて、かねて貴君の名物たる事を書記し度存候處、今度はよき序なる故に認め申候、

不相替御もがきの由、誠に同病に御座候事、御察之如くに候、誠に千里を行く馬は有れども其を乗る伯樂なき事を、古人も憤り候は、尤なる事にて、目くら千人、目くら千

人之世の中には困入候事に御座候世に眞の目明たる伯樂だに候へ者、御互にもがきは相止み候事なれども、是非なき物と歎息仕候事に御座候、ア、ア、何卒其内御出府あれかしと、同志者ども常々申居候、何とか手段御付被成候て、御出府可被成候、目くら多には御座候へ共、まだしも江戸の事かど存候(下略)

文政九年

平田大角

九月五日

篤胤花押

國友ぬし

玉案下

長き文章なれども、能當と平田翁との交情を窺ひ得べきのみならず、又平田翁の消息をも知るの材たれば、其要項を抄出したるなり、能當發明の空氣銃が當時世人に喧傳せられし様も文中に見え、又兩人處世上の不平も察せらる、天保十一年家に卒す、年六十三、

### 國友若拙

國友村の人なり、字は當榮、通稱は戸十郎、家世々製銃を業とし、精巧の名あり、弘化三年家を携へて江戸に出で、幕府の砲工となり、滯京する事十年、諸名士と交り造詣する所

あり、性活淡寡慾、工匠の侶に非ざるが如し、又文學を好み、安政二年國朝砲煩權輿錄を著す、友人伊藤鳳山、卷首に序す、鳳山は出羽の人、都下に出で帷を下し、徒に授く、三河國田原藩士鈴木春山、其藩政の振はざるを慨し、藩老と謀り、鳳山を聘して學務を督せしめたり、以て鳳山の人と爲りを窺ふ可し、若拙の江戸に在る、鳳山と居を隣り、意氣相投して、交情太だ密なりき、蓋し鳳山に學ぶ所多かりしならん、安政二年十二月、若拙舉家國に歸らんとす、鳳山爲に序を作りて、之を送る、其文長篇なるを以て、之に記さるれども、全編を通讀するに、若拙の人と爲りを詳説し、其胸次の寛豁を賞し、精工の名都下に高さを評し、二人共に酒を好み、花下月前常に相呼應して、杯を交へし狀を記す、然れども、其別に臨みて、互に酒を戒めて、共に健康を保たん事を序せり、若拙慶應二年十月二十九日を以て家に卒す、年五十五、

### 岡部益庵

益庵は玄哲と稱す、元和元年大野木村に生る、母は山田氏、玄哲十七歳にして父を喪ひ、弱冠にして京師に出で、侍醫啓迪院玄治法印に従ひ、醫術を學ぶ、業漸く就り、軒岐を祖述し、素難を辨明し、死を活し、廢を起す、名聲稍々擧る、玄哲思へらく、凡醫たるの士、幕下に出で大に其名を得べきなりと、遂に江戸に往て業を開く、醫名藉甚たり、濃州加納城

主松平丹波守光重之を招く事頻なり、玄哲往て仕ふ、秩三百石を與ふ、然れども事心と合はず、七年にして致仕し、洛陽に出で業を開く、醫名大に鳴る、官家士人争ふて之を招く、疾を醫せざるなし、遂に其名禁闕に達し、詔ありて後水尾天皇、東福皇后、後西院天皇、靈元天皇、累代の御脈を拜診し、侍醫となる、寵眷最も甚だし、延寶四年正月二十五日、法眼の位に叙せられ、元祿三年正月十一日、更に法印の位に叙し、同十六日廣濟院の號を賜ひしが、同年十一月十四日病を以て卒す、享年七十六、著はす處廣濟選方六卷あり、大に世に用ひらる、洛東黒谷に葬る、碑あり、伊藤仁齋文を撰す、延寶六年六月、氏神八相神社に奉納せし石燈籠一對現存す、銘に

奉寄進八相大明神石燈籠雙柱

延寶六年六月吉祥日岡部益庵法眼玄哲

嗣子玄謙東庵と號す、貞享四年家を繼ぎ、克く父の醫業を續ぐ、元祿五年一月二十八日、靈元天皇の侍醫となり、常に禁闕及び仙洞に祇候す、同六年正月父の名を襲ひ、益庵と改む、同月廣濟院の號を賜ふ、玄謙父玄哲、累年の功により、眷遇を忝ふするの悦に堪えず、其友伊藤維禎に囑し、院號の記を需め、風早光録太夫藤原實種の筆勅賜號の額と合せて不朽に傳ふ、今猶岡部氏の藏する所なり、左に仁齋先生の選みし廣濟院號の記を

抄出す、

勅賜廣濟院號記

七九八

術有古今之變、而濟人爲要、人有窮達之殊、而善後爲至今、夫術之功於濟人者、莫醫爲甚、而名於其術者、自史扁至李朱、可數也、後之醫工、苟能療民瘼、救天枉、則亦足以與古之名醫並駕而齊馳也、然而其濟人之功、非世其業者、則精診審劑、亦不可必其能也、故曰醫不三世、不服其藥、取其世家也、今之世其業者、其父其祖、雖業精施廣而足、以名專門、然及于其後也、玩愒壞墮、寥落罔聞者、不爲不多可閔哉、予所識東菴岡部玄謙家世醫、其先人法印益安師、事啓迪院法印玄治、祖述軒岐、辨明素難、尤精本艸、運氣之學、且至桐錄雷論、張劉季朱諸家方書、莫不造其玄微、窮其梗槩、焉、術愈精、學愈博、遂升天聽、擢御醫、歷事後水尾帝及東福皇后及後西院帝及今太上皇帝、進藥屢驗、眷注優渥、自列侯牧守諸達官貴人、下至市井艸菜之賤、凡遇有疾、莫不延之以仰其治、及門受業者最夥、至於戶庭、無所容屢、晚年爲本院侍醫、恩遇彌篤、歲賜尙方御藥、晉階法院、元祿庚午正月十六日、勅賜號廣濟院、蓋取諸夫子博施於民、而能濟衆之語也、未幾而歿、玄謙亦克承箕裘、術業精詣、拜謁今上皇帝、太上皇帝、本院累階法眼、仍稱廣濟賜號、屬者風早光祿、太夫藤公實種、爲書廣濟院三大字、賜焉、玄謙不堪其喜、屬予求記、其先人之偉蹟、兼叙賜號

之辱、予以爲益安之術較諸古之名醫、其隨時制宜、臨機應變、固有古今之異、而其瘡痍起痼之功、則不可謂不廣也、宜其帝命褒獎、賜以盛號也、夫普濟之功、雖得之于其身、然不能傳諸其後、則少悠久之功、天資之寵、雖被之于其家、然不克貽諸其孫、則孤簡在之衷、今玄謙承三世之傳、積專門之業、克繩其武、以躡其身、且懼墜先業、將託文以傳之於後、其意誠厚、不可以不記、於是乎書、  
元祿八年乙亥冬十二月望伊藤維禎謹撰

男長胤錄

三角有裕

神照村大字國友の人なり、父を辻村養玄といふ、家世々醫を業とす、養玄三子あり、長を養元と稱し、家を繼ぐ(傳別記)次を移仲といふ、三男は即ち有裕なり、兄弟各學を好み、皆川淇園、猪飼敬所等を師とす、有裕は天明七年に生れ、長じて學を中島棕陰に受け、又山本亾羊に就きて、本草の奧義を究む、京師の醫三角了敬、醫名あり、光格天皇の侍醫にして、法印の位に叙せられ、登壽院法印と號す、有裕の才能あるを聞き、養ふて嗣子となす、有裕益々研鑽して怠らず、二十五歳の時肥後に下り、熊本藩主細川侯の大患を治し、名漸く高し、侯嘉賞し、終身百口を與へんとせり、有裕侍醫の家たるを以て、之を辭す(細川侯名稱を)

替へて贈り)文政七年養父卒せしが、有裕の醫名藉甚たるを以て、召されて仁孝天皇の侍醫となり、宮中に奉仕し、典藥大允となれり、其年の春光格天皇御不豫の事あり、有裕恐惶、日夜宮中に侍し、冠帶を解かざること殆ど一箇月、進藥の功顯はれ、平癒あらせられしが、其功を賞し、種々の物を賜り、正五位下に叙せらる、當時有裕が本郡の實兄辻村養元に送りし消息の中に、

上皇様御不例之御事、去三月下旬より御咳逆之御症に而、御重劇の御容體被爲成甚以恐惶仕り、二十七日箇日之間、僅に先妣之御忌日四月十八日一日從夜半夜半迄下宿仕候而已にて、晝夜不解冠帶、上直勤仕罷在候處、御藥御効驗被爲有、追々御順快、一昨二十七日御床拂、御祝被爲成、不存寄爲御賞正五位下蒙御推叙、御扶持頂戴於御奥、黃金壹枚、白銀貳拾枚、綿三結、狩衣壹領於禁中、白銀貳拾枚於大宮御所、白銀拾枚紗綾貳卷、其他詰切中於御前、劍形御釜九谷燒、御水指御紋付銀御花生け、御盆栽類數品拜領仕、誠以冥加至極、難有仕合奉存候、就中狩衣杯拜領仕候事者、希代の例に而、家之面目、身之榮幸、難有難盡、單紙候、唯々仰祖先之餘蔭、猶々幾久敷御機嫌能目出度御用共相勵、勤仕可仕奉存候事に御座候、恐々謹言、

六月二十九日

有裕

老大兄膝下

又某年六月七日附有裕より養元尊兄へ送りたる消息あり、年記なきは惜きも、前記せし時より後年なるは從四位下に叙せられたるに徴して知るを得べし、但し同じく光格天皇の御不豫を拜診し、御快復の賞を得し吉報なり、左の如し、

(前略)

黃金壹枚

白銀三百兩

御絹五匹

大奥にて銀御水滴

水晶御盃

右之通拜領、同日上御所被爲召、上皇御違例被殊勞、叙慮候處、有裕奉御藥、日夜勤仕、速に御平癒之御事、叙感不淺旨、於御前蒙御懇之御沙汰、白銀壹百兩拜領、其上不存寄從四位下蒙御推叙、誠以冥加至極、難有仕合、不知手舞足踏奉存候、大宮御所にても銀帛拜領、洞中於大奥賜宴、殆及曉退出仕候、洞中局方より 銀銚子老松毛彫

末廣形御看組 三組盃

端物等被下被謝

春以來之勞外聞實議難有事共に御座候、右に付山王宮へ御神酒御燈料方金貳百疋指上候、代參御禮之事宜しく奉願候、祖先之御牌前へ御禮被仰上可被下候、遍く郷黨之人々々も御吹聴可被下候、外に酒壹樽御看代方金三百疋、盃壹箱此盃は龜末之様に御座候得共、局方より被下候内に御座候、指上候、御家内にて御祝酒被召上被下度奉願候、右之慶事に而公私贈答甚繁多にて、此書も草々相認前後不都合、無正體候、被禁他見可被下候、書外猶期後音可申上候、恐惶謹言、

六月七日

有裕

尊大兄膝下

喜悅の狀文中に溢れ、當時の光景見るが如し、殊に二通共祖先に對する報恩と、氏神(國友の山)へ酒燈を捧げて神明の冥助を謝するの誠心とを併せ認められ、其人となりを察するに足る、國友の日枝神社(古へ山)に當年有裕の寄進せし燈籠あり、其銘に嘉永五年壬子八月、典藥大允兼行醫博士從四位上藤原有裕と刻す、有裕又某年十二月朔日、三角紀伊守有裕と記し、家兄養元に送りし書中に、

去十一月十一日於

仙洞御所御前

相州貞宗御短刀(長九寸七分、有銘、一面ノハナカシ、棟マテ)

モカ、イリ、最上ノ出來ノ由拜領仕り、誠に以て難有仕合、子孫に傳へ家之守に可仕、是迄他家に例茂無之、外聞云々

と見ゆ、以て眷遇の厚かりしを知るべし、有裕名は釋東圃と號し、詩文を良くし、猪飼敬所、貫名海屋、香川景樹等と交り、情交甚だ親密なりき、安政二年四月卒す、年六十九、後水尾天皇の侍醫たりし岡部益庵と併せて本郡醫界の雙壁と謂ふべし、

辻村修

神照村大字國友の人なり、家世、醫を業とす、父養玄三子あり、修は其嫡なり、次男移仲、三弟有裕と共に好學の士にして、仁術に長ず、有裕は京都三角氏に養はれ、光格上皇仁孝天皇の侍醫となりし事別記せり、修名は養元、字は子安、青年京に出で、諸儒を訪ひ、最も益を皆川淇園に請く、學識高く、詩文和歌と好くす、京都の儒者猪飼敬所、翁修の人格を愛す、時に國友に來り、經を講じて滯遊す、修次第移仲と共に郷黨の有志を集め、翁の講を聞き、或は翁を導きて竹生嶋、賤ヶ岳等の勝を探りたり、兄弟共に詩文を京都に送り、翁の是正を請ひし事等、現存の文書に知るを得べし、然れども兄弟共に淇園の學風を喜びて、之れを己れの門人に鼓吹せり、三月十三日附にて淇園の息皆川猷藏が修

に送りし消息の文中に、

貴君も先人之學風依舊御唱被成下候由、大慶不過之と存候、何卒先人の學風貴地に盛に相成候様偏奉願候、云々

八〇四

と見ゆ、又猪飼敬所が國友より歸京の後送りし禮狀の一節に、

誠に此程は始致參上、長逗留に相成、種々預御馳走、殊に竹生嶋しづ嶽其他所々御案内被下、極遊覽、久々に暢心目親族門生等にも談話致し候、皆々羨申候(中略)

御老母様、御令室様、御令息様、其他御門生御召遣之衆中へ逗留中、預御世話、忝奉存候、乍憚宜敷御致聲頼入候、云々

と見え、敬所は此時彦根藩儒たりし龍公美が曾て剽竊せし富永滄浪の古學辨疑の原稿を見て、終に同志相謀り、滄浪の爲に其著を上梓する端緒となれるなり(富永滄浪傳參照)、修又大岡松堂(曾根村人)と共に尾張の秦鼎翁に親交あり、互に詩文を應酬して、意見を交換せり、秦氏の文書中に、貴稿は例ながら奉感吟候、一二拜評仕候、御叱可被下候、云々と見え、修が遠近の名家に交遊する所此の如し、以て人格を想像するに足る、

修又業務に忠實にして、年を老ふるまで毎年三回、膽吹山に登り、採藥して研究怠らず、遠近治を乞ふ者門前市を爲せり、現存の配劑録を見るも、當年の盛名を想像するに足

る、天保十四年三月十日卒す、年六十六、

### 三浦北庵

市場村の人なり、諱は尙之、初め太仲と稱し、後北庵と改む、嘉永六年彦根藩に仕へ、藩主の侍醫となる、翁資性撲直毫も矯飾なし、人となり、才藻富膽、國學を好み、曾て長野義言を留めて寓せしめ、國學を學ぶ、北庵義言の人格を喜び、遂に之を井伊家に介し、直弼の歌師となせり、北庵常に和歌を好み、直弼の爲に愛せられ、應酬頗る多し、晩年致仕郷に歸り、歌道を教授す、翁又書を能くし、點茶插花の技に通ず、暇あれば酒を酌み、歌を詠じ、優遊以て老す、藩主直弼曾て駕を枉げて、北庵の邸に遊び、歌を詠じ、書を揮ふて滯遊せり、北庵明治七年を以て卒す、年七十二、

### 里宗道積

名を惠字を君道といふ、享保十六年新庄村に生る、家世々農を業とすれども、初より武士と比肩すべき身とならん事を志せり、然るに弓馬劍槍にては如何に上達する共、事不可能に屬すれば、學を修して僧たらんか、醫たらんか、此の二途の一を撰ぶに若かずとし、終に醫を以て立たんと彦根に出で、御殿醫小縣石山に就きて、日夜専心醫學を勉め、傍ら儒學を研鑽し、終に石山の高弟に數へらるゝに至り、傷寒論の註釋を著し、詩文

を能くせり、後彦根の町醫となり、彦根藩士今村平次の信任を得て、常に同家に入出入す、平次道積を坐右に侍せしめ、政道の顧問となす、後終に道積を藩主井伊直中に推舉し、寛政三年四月十七日御殿醫師格に登用せられ、苗字帯刀御免の上、拾人扶持を下賜せらる、因て氏を里宗と稱す、時に年六十一、年來の志終に成る、二十一日直中江戸に登駕せらるゝに當り、道積江戸詰を命せられ、欣然扈從せり、蓋し年來の志なればなり、道積身體弱く、常に攝生に注意し、齡を重ねたりしも、其死亡年月行年等詳ならず、

青柳與一兵衛

長濱町の人なり、竹生嶋の鳥繫ぎの神事とて、毎年三月二日に雌雄繩を以て、小島より大島に繋ぎ、翌三日に此繩を解く古式あり、此神事に雌雄の繩を以て兩島を繋ぐは世々青柳家の掌りし處なりといふ、然れども今は青柳家絶ゆ、

浦上春圃

小足村の人、小足庄次郎の次男にして、庄九郎と稱す、浦上春琴の弟子となり、丹青の技大に進む、春琴養ふて嗣子となす、依て浦上春圃と號す、一に睡庵の號あり、

伴資矩

顔戸村の人にして、高橋氏なりしが、閑田耕筆の著者として有名なる伴嵩溪翁の養子となりし人なり、

堀江頼直

大鹿村の人なり、治部齋透玄と號す、大鹿氏なり、能書を以て聞ゆ、松ヶ鼻光明院に墓あり、書畫一覽に京都の人とあるは、晩年京都四條の透玄寺に住せしによれり、

山縣岐鳳

長濱の人にして、頼章の子なり、名は頼輝、字は釣徒、岐鳳と號す、通稱山三郎、水墨の山水人物に巧みなり、法橋に叙せらる、又俳諧を好くし、俳號を文士又長汀といふ、初め山田氏、中ごろ大塚氏、更に山縣氏と稱せり、

鹿取正算

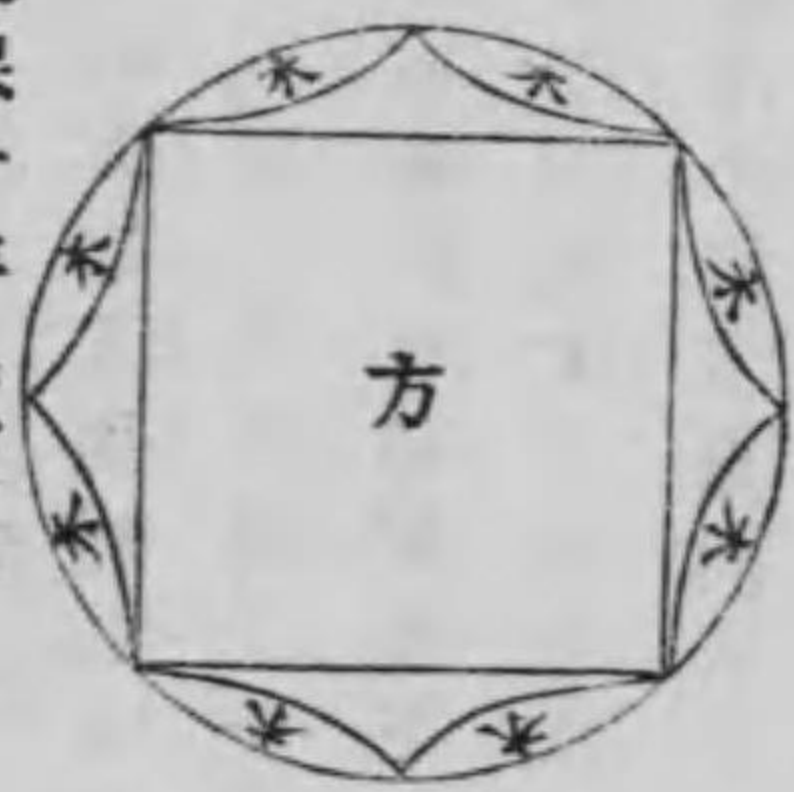
鳥脇村の人なり、通稱善太郎、關流小倉吉貞の門人にして、算數に長じ、依て正算と稱す、文化十五年三月、正算犬上郡小河原の午頭天王社に算額を掲げしに、天保十年四月、力石與惣右衛門吉福解答をなせり、即ち左の如し、

奉獻 文化十五季戊寅三月日

關流小倉吉貞門人

湖東鳥脇郡鹿取善太郎藤原正算謹述

所掲于江州小河原午頭天王社者一事、



今有圓内如圖容方及等測圓八個  
短徑一寸、問極外徑幾何、

答曰極外徑一十寸、

術曰置矩徑十之得極外徑合問、

關流内田半吾久命門人

天保十年己亥四月

力石與惣右衛門吉福

### 蓬來亭南兮

長濱御堂前町の人なり、商號を鍵屋與三郎と號す、古集園去何の高弟なり、著する所黃昏隨筆二卷あり、

### 柴田九峰

六莊村大字室の人なり、豪商の家に生れ、弱年にして二弟と共に縮緬、天鷲絨、生絲を携へて江戸に行商し、或は横濱に出で、外國貿易に従事す、明治三年近江製糸の改良を企圖し、率先して製糸の工場を興し、同六年生絲改良會社を設立して、湖北產生絲の改良を謀らんとするや、伊香西淺井二郡より幾多の有力家の反對あり、加ふるに政府も

亦廢止說に傾きしが、兩三年を出でずして廢社せり、明治十年銀行條例の發布せらるゝや、同年十一月三十日、長濱町に廿一國立銀行を設立して、頭取役を勤む、蓋し縣下銀行の嚆矢にして、全國中に於けるも、其名の如く早き設立に屬す、明治十一年始めて縣會の開設せらるゝや、撰ばれて議員たりしと雖も、家もと商業繁劇の身なれば、幾もなく辭し、次で銀行頭取をも辭せり、同十六年七月、退隱して九峰と稱す、嘗て京都九起堂に師事し、俳諧を學び、興義を窺ひしが、老後世事に意を絶ち、専ら風流韻事を事とす、由來湖北は俳諧の道盛に行はれ、到る所例會を催し、月旦の評を競ひしが、九峰の風を慕ひて、宗匠と崇め、批點を請ふもの少からず、明治三十二年二月歿す、年六十五、辭世の句に

暮て行く年や向ふに花の春

著する所湖東八景集あり、

### 北村忠綱

七條村の人なり、刀劍鍛冶の名工にして、粟田口近江守忠綱と號す、淺井氏を稱し、淺井忠綱ともいふ、

### 藤原永正

米原村の人にして、刀工なり、銘に米原住永正と記す、



西川治兵衛

長濱町の人、世々鑄物を業とす、其先は椎名氏にして、寛元の頃鎌倉の鑄工椎名伊豫守藤原吉次を祖とす、其子家次の裔孫甚左衛門の時、長濱に移住し、鑄造を業とす、治兵衛は其裔なり、寛永十三年伊香郡伊香具神社の神鐘を鑄造す、松嶋の雲居禪師神社の沿革を記し、名文と精鑄とを兼ね、當時名鐘の評あり、明治維新の際其銘文載せて淡海録に在り、子孫世々其業を継ぎ、鑄造する洪鐘遠近の社寺に存す、美濃國不破郡玉泉寺の鐘銘に、寛保元年長濱の住藤原重次とあり、此頃は京都三條釜の座の鑄物師和田信濃、大椽藤原國次の鑄鐘と共に朝鮮鐘の様式に倣ひし特徴を施せり、子孫連綿、今猶世業を繼ぐ、同族に西川久右衛門あり、同業たり、淺井郡世代神社々殿の擬寶珠の銘に、文政二年己卯五月西川久右衛門鑄之と見ゆ、子孫同名を襲ふも、居を京都に移せり、同族に西川甚左衛門、同徳左衛門あり、文政七年淺井郡今西の淺井寺の洪鐘を鑄造す、銘に御冶工長濱藤原宗次末孫西川甚左衛門久誠、西川徳左衛門重久と連刻す、

中島麥舟

長濱十軒町の人なり、木綿屋市郎兵衛と稱す、名は盛征、老後靜甫と號す、和歌山の藩儒渡邊樵山麥舟の履歷を記す、曰く、

我先大父之門人中島甫、歿之明年、其孫某以書屬予曰、願有述、願予雖不及見、翁少時、有先君子膝下、嘗其爲人、則今之請其可辭乎、謹案、翁諱盛征、市郎兵衛、號麥舟、靜甫、其晚號中嶋氏、其先不詳、所出當元龜、天正際、有日向守某者、事淺井長政、因居長濱、子孫遂家焉、高祖以下皆以商爲業、世爲郷之大姓、翁生而溫謹、事父母甚得驩心、年二十二承家、日夜以理產業、爲務拮据、經營四十餘年、家資漸滋殖焉、然爲人閑雅恬澹、頗有風致、好讀和漢諸書、粗了大意、旁及釋道、尤善諧歌、初受業浪花不二庵之門、又從先大父而學焉、中略以天保十五年正月二十九日歿、距生寶曆十年月日、享年八十一、云々、翁生涯の内人に誹謗せらるゝ事なかりきといふ、

宮尾季與

長濱町の人にして、納屋吉兵衛の次男なり、通稱義助、河路光福の門に學び、和歌を好む、後姓を舛田と改む、老後淺井郡湯次神社の祠官となる、初て社司に就きし日の歌に、  
村しぐれふるき社の新まもり落葉きよめに隙なかりけり、

小林久太夫

橋本村の郷士なり、關ヶ原の役、徳川氏に糧を送る功を以て依然郷士の待遇を受け、井伊氏の臣宇津木家と婚を重ねること三代に及びしが、寛保中家絶え、今は一町四方の

邸趾を存し、久太夫屋敷といふ。

### 堀口三之丞

寺田村の人なり、山崎合戦に出で、戦死せり。

### 寺田善左衛門

寺田村の人なり、掃部頭と稱す、信長に仕へ、本能寺の變に死す。

### 藤岡和泉

長濱伊部町の人なり、其先は三田村より出づ、和泉元和三年八月一日を以て生る、幼名市松、長じて甚兵衛と云ふ、初め彫刻を井關氏に學び、天賦の手腕は經驗を重ねて益々妙境に達し、其名遠近に聞ゆ、某年淺井郡山田村和泉神社殿に妙技を奮ひ、世人を驚かせり、依て和泉の稱を得、和泉甚兵衛と稱せらる、元祿十二年長濱八幡宮の社殿を造營せり(明治十八年雷火にて焼失す)貞享二年八幡神社の神輿を作る(現在)又長濱町の山車十二輛の内船町山、伊部町山の二輛、米原の山車、美濃國垂井町の山車等、皆其手に成れり、既にして佛壇の製造を創め、遂に長濱壇の一機軸を顯したり、彫刻中最も得意なりしは、蓮並に雲にして、初め蓮の彫刻をなす時、毎朝早起、神照寺の蓮池に至り、蓮花の開く様を熟視し、之を技に奮ひたり、其技術に熱心なる、恰も應舉の雞、狙仙の猿に於けると同じ、其

他知善院の鐘樓(山に現存)舍那院の鐘樓等、甚兵衛の作製せしもの少からず、三田村景流寺は其出生地の縁故あるを以て、その寄附に係る彫刻物多し、寶永二年九月十五日卒す、年八十九。

爾來代を重ねる事九世代々藤岡和泉と稱し、近江國は勿論、若狹、越前、美濃、尾張の諸國の依頼に應じ、神社、佛壇、神輿等を製作せしもの少からず、終に長濱佛壇の名遠近に高し、五代の甚兵衛は雷甚兵衛と稱し、初代甚兵衛に亞ぐ名手にして、雷名あり、彦根藩主井伊氏の居館釋御殿(現在)を建築せり。

### 市岡理右衛門

本郷村にありし幕府代官所の代官なり、寛文四年より貞享二年迄、二十一年間本郡幕府領の行政を掌り、民政上に功勞ありし人なり、土俗呼で本郷の殿様と稱す、生國は信濃國人なるが如く古文書に見ゆ、延寶、天和の頃、領内の行政、山論調停、治水土木、中仙道宿驛の助郷創定等に係る手腕の跡、郡内に存する記録文書に覗ふを得べし、天の川流域、醒井村の左岸の堤塘、洪水に欠潰して民家水災を蒙ること屢々ありしが、理右衛門が代官の時之を憂ひ、終に完全なる土工を施し、爾後民害なからしめたり、里人稱して市岡堤といひ、其恩澤を喜び、毎年一度理右衛門の爲に祭典を梵宮に行ひ、其徳を謝し、

### 樋口艾園

杉澤村の人なり、通稱三郎兵衛艾園と號し、國學に長じ、俳諧を好くす、十四五歳の時、大坂に出で、住友家に仕ふ、長じて才能あり、主人命じて伊豫の銅山を管せしむ、三郎兵衛伊豫に至り、管山の餘暇、其地の名家に就き、文學を修め、業大に進めり、蓋し私事を以て主事を疎せず、管山の外同地に於て荒蕪を開き、多くの美田を作れり、所謂住友新田は三郎兵衛の創意にして、其功も又三郎兵衛なり、弘化の初年主家を辭して、杉澤村に歸るとき、藏書數馬に駄して歸れり、既にして邸宅を修め、藥を賣り、傍ら門人に教授す、俳名漸く高く、遠近正を乞ふもの多し、筆跡又清麗にして、世人の揮毫を請ふもの少からず、艾園宗匠の名は一時喧傳せり、後大坂に移り、俳名愈々高し、終に其地に卒す、著書多けれども、今存するもの少し、衣食住百人首は其村に現存す、男爵神田乃武氏の父孝平男は、天保元年九月十五日艾園の邸に生れしといふ、艾園の名句なりとて存する中に左の詠あり、

けふとなく秋をしのぶのみだれかな。

### 藤本延三郎

岩脇村の人なり、文化三年に生る、名は圓弼、字啓能、竹亭と號し、又竹林堂と稱す、家世々農を業とせしが、田間書を携へて、少憩の時直ちに披見す、弱冠の頃京師に出で、青蓮院に仕へ、粟田流の書を學び、研鑽する事數年、業大に進む、郷里に歸るに及びて、教を請ふ者多し、遂に帷を下して、子弟を教授す、遠近來り學ぶ者、日々百有餘人、道遠くして通學し能はざるものは、清書を送りて訂正を請ひ、嚴然なる學堂たりし事四十年、教授を受くるもの千を以て數ふ、明治三年子弟相謀り、壽碑を建て、竹亭先生の碑と題す、同十六年七月病で歿す、年七十八、著す所筆道秘傳一卷あり、

### 松浦赤水

幼名は素平、文化三年三月中多良村丁氏に生る、次男なるを以て、柏原村松浦久作の養子となれり、既にして久作實子を擧ぐるを以て、家を分ち改めて松浦久七と稱し、商業を營せしむ、赤水性清酒商を喜ばず、閑窓に彫刻を試み、又畫を好む、某年京都に出で、廣瀬順固の門に入り、畫法を學ぶ、赤水亭探珠と號し、畫名漸く高し、晩年南宗の畫風を慕ひ、頗る筆意を得たり、安政五年十月十一日歿す、年五十三、

### 堤丹岳

柏原村の人なり、通稱覺之丞、丹岳又霞山と號す、文化十一年に生る、家世々醫を業とす、

丹岳性書を好み、京師に出で、廣瀬柏園の門に學び、技妙境に入る、然れども郷里に歸るに及び、家業に従事せしを以て、書を以て業とせず、故に其名顯れざりしも、現存する遺筆頗る見るべき者多し、又慈心に富みて、常に老幼を憫み、貧賤を賑はす、非人の門前に食を請ふあれば、最も新らしき食物を選みて、自から之を與へ、奴婢をして與へしめず、里人其故を問ふ、丹岳曰く、彼れ食を請ふ、既に自營に窮して、人の門に来る、若し腐敗に近き物等を與へ、彼をして中傷せしめば、却て彼れを苦むるなりと、其慈心斯の如し、安政五年十一月歿す、年四十六、父忠藏、字世瑕、醫にして文學に長ず、著す所南遷事畧あり、

### 富永滄浪

名は潤、字は子源、通稱左仲、國友村の人なり、家統工を以て業とす、滄浪幼にして穎悟、長じて朴素、學々として文籍に耽り、寢食を忘る、天資俊爽、才識卓絶、良師益友の資無きも、自修深く、聖經賢傳に通じ、終に書を著はし、古學辨疑と題す、蓋し先儒の得失を論議して、博考深究せり、惜哉、天此人に年を假さず、明和二年八月病歿す、享年僅に三十三、彦根の藩儒龍艸廬、滄浪の歿後、古學辨疑を以て己が著とし、名を典銓名銓と改めて刊行し、滄浪を誣するに己が説を剽竊するものとなす、後同藩士野村公臺の爲に發覺せられ

しを以て、身を措く能はず、病に托して彦根を去る、天保五年京都の儒者猪飼敬所偶々國友村辻村子安の宅に来り、古學辨疑の原稿を読み、喜て曰く、嘗て龍艸廬の典銓名銓を読み、大に其平素と異なるを怪みしに、果して有之哉と、又曰く、宇野明霞以來、京都に此の如き見識議論を有する儒者なし、故に此書を刊行せば、滄浪の名海内に傳はるのみならず、國郡の名譽ともなるべしとて、有志者に懇め、自から序文と評を加へて刊行したり、其他著する所の詩文集數卷ありと雖も、未だ稿を脱せずして歿せしを以て、刊行に至らず、左に猪飼敬所の序文を抄す、

### 刻古學辨疑序

寛政丙辰仲冬、余讀龍君玉名銓典銓、主論古學平實明暢、雖間有差失、辨伊物之得失、最得其平矣、與其平生議論文章、大有逕庭、其長子世華序曰、家君壯歲艸廬此書、命曰說名、失之多年、百方求之、近得江北、他人竊爲其著、改其書名、字句亦有出入、姦謀之巧、郭象之莊子、不啻哉、余謂君玉壯歲能艸廬此書、而耆艾不能復作、徨徨百方求之者何也、意者當時於江北、偶得此書、幸其人物故、掠之爲己、舊著、更改其名、少竄入其言、云爾、所謂姦謀之巧、郭象之莊子、不啻哉、君玉自道也、少子世文跋曰、家大人命伯氏及世文、旁附國讀、如有錯誤、讀者訂之、余謂二子親在膝下、當就乃父訂之、而懇懇乞正他人者何也、意者其所得寫本、頗

有闕誤而不能補正之、漫爲句讀、往往失文義、已亦不能無危疑、故諉之兩兒云爾、是真竊鈴揜耳者也、又焉得欺人哉、且其所刊行艸廬集中、多竊孔世傑原龍鱗詩、則世人所知也、宜乎雖其門人亦不信此書也、余壯歲有志於折中宋儒及伊物諸家之說、此書所論往往先得我心、是次深惜其人篤學有識、竭心志著此書、而爲姦人所竊、埋沒其名、其言亦以姦人廢矣、然其人後東涯明霞、去今不遠、余必搜出原本、以顯其人、旣而多病、念不及此、文政乙酉仲夏遊江北、主辻邨子安氏講經二句、其弟敬甫出古學辨疑二卷、示余曰、是吾鄉先輩富永子源所著也、子源歿後十年、彥藩文學龍公美竊之、分爲二書、改名典銓名銓、上梓行之于世、譎張誇人、子源友人憤之、寫其原本以示人、同藩老儒野子賤與子源有舊好、爲之序、白其冤、於是公美不能安身、稱病致仕、遁京師、然以原書不顯于世、故實迹尙未明、吾輩久欲上梓以傳布四方、言未終、余遽然乘之曰、果有是哉、余求此書久矣、不意令得見之、若以此舉則余又爲之序、明其實、可以就吾宿志矣、因聞子源名濶、號滄浪、坂田郡國友村人、家世爲銃工、受俸大府、子源夙好學、閉戶讀書、研精古學、使其弟房恭繼祖業、明和乙酉子源歿、年三十三、無後而房恭及其嗣子亦已歿、天保壬辰孟冬、房恭叔子受俸加州、分居金澤者、重規來鄉里、辻邨伯仲爲述余言、德憑之、重規素有此志、即與房恭適孫教持相議、來京請余序、余出在勢州、不得見、昨年癸巳仲秋、致書請之、今年孟夏、又致子源手筆原本、

託余校梓、余校之、頗有刪正、與君玉所竊本小異、蓋其定本也、乃與三角子緯謀附之、割剛氏子緯國友之產、即子安季弟也、安永乙未、君玉竊刻此書、到今年正一紀、世儒論伊物者亦已多矣、今刻此書、爲遼東豕、雖然宗族鄉人宿憤不可已、遂及此舉、人亦以爲快焉、子賤序所謂識者不可欺、實跡不可揜、禍轉爲福、名顯後世者、於是乎信矣、嗚呼、子源壯年已有此學識、不幸早世、若假之以年、其大成可量乎、余亦少壯好學、幸至耄老、而不才未有成業、猶驚駭於於騏驥也、然千慮一得、間有異同、因書欄外、資讀者參考、憾不得作子源於九原、而商握之也已、

天保甲午季夏朔旦

豬飼彥博希文序

### 渡邊楠亭

筑摩の人、字は百里、通稱を司馬次郎といへり、渡邊又次の長男にして、幼より學を好み、同村竹中文語及び高溝來性寺住職等に就き、句讀を學び、それより獨學自修すること十數年、耕耘の間も書を離さず、遂に朱子學の奧義を究め、一家をなす、然れども常に道を行ふを樂みて、少しも名利を欲せず、嘗て痢疾を患へ、容易に癒ゆべからざるを知るや、家産を弟に譲り、一意門人を教授す、長澤福田寺住職、東京淺草本願寺御坊住職、坂東耕雲氏を始め、彥根藩士等の來り學ぶもの幾百人なりしを知らず、今に至るも村人等

呼ぶに先生を以てし、其遺風を追慕せざるはなし、德化郷黨に普き第二の中江藤樹先生と稱すべし、小野湖山翁楠亭を吊するの詩中、遠近慕高義、會葬人幾千、往時藤樹氏、今日楠亭子、偉哉湖東西、賢哲後先起の句あり、常に渡邊華山、梁川星巖等の名士と交り、往復せし文書家に傳ふ、嘉永五年藩主井伊氏封を襲ひ、郷邑を巡視せられし時、翁の篤學を賞し、金子若干を下賜せられたり、同七年病て歿す、時に年五十五、門人等相謀りて碑を建て、翁と深交ありし弘文館文學中川祿をして碑銘を撰ばしむ、銘に曰く、

筑摩之名

顯於歌章

美矣斯人

在水一方

吟詩而釣

帶經而耕

邦君顧臨

譽與地揚

家產讓弟

終身滄浪

山紫湖碧

神乎徜徉

田中芹坡楠亭を悼むの詩あり、

若人出畎畝、隱逸古賢徒、躬耕常樂道、濁酒詠唐虞、一門無慍色、敦樸化妻孥、豈是魚蝦侶、好善與人俱、幽棲在湖上、楠樹凌雲孤、遺直猶堪想、清風激懦夫、

楠亭の號邸に楠樹あるに因り、編者曾て其邸を訪ふに、其人亡するも其樹存し、千歳の翠色先生の遺徳と共に高さを仰ぎたり、

### 西川知崇

通稱は平之允、號は雄山、又長敬齋、正徳元年柏原村に生る、其父は瀬右衛門、其祖西川内藏勇武の士にして、豊臣氏に仕へて三百石を領賜す、知崇幼にして敏慧、夙に句讀を郷先生に受く、享保拾八年八月年二十三、笈を負ふて京師に出で、伊藤東涯の門に入り、日夜孜孜として業を受く、其學嶄然として頭角を顯す、既にして郷里に歸り、子弟を教授し、傍ら詩文を好み、賦詠す所多し、著書に東海道都詣之記、郷童須知雜書、名所舊跡編等あり、惜むべし未だ梓せられず、空しく匣底に紙魚の餌となる、友僧道林が君に寄するの詩を録す、以て其人を知るべし、

志氣厭吹嶺、譚論飛瀑懸、管能師古聖、又且信吾禪、畫幃簪望裡、臨池濺目前、鷗盟方外友、可喜有因緣、

東涯先生より君に寄せられたる筆蹟數多存す、左に其の命名の記を抄す、

知崇 易上繫辭傳、子曰易其至矣乎、夫易聖人所以崇德而廣業也、知崇禮卑、崇效天卑、

法地天地設位、而易行于其中矣、成性存々道義之門、

昔享保貳拾乙卯歲仲春下澣京兆伊藤長胤東涯記

知崇寶曆九年十一月二十九日病を以て家に終る、享年四十九歲、

### 山根胤之

八二二

字は叔祚、通稱甚左衛門、蟬陽又梅窓と號す、寛政六年三月柏原村に生る、性剛毅にして犯す可からず、威嚴あり、幼より詩文を好み、夙夜書を讀み、字を習ふを以て樂みとせり、一日慨然として曰く、凡そ書を學ぶ、豈書法の故事を攻究せずして可ならん哉と、京坂の書肆に命じて、六朝以下唐漢の古書帖を求め、日夜孜孜として臨池に勵む、日課の習字三千字、賦詩四首と定む、既にして名聲遠近に高く、書を希ふ者甚だ多し、性酒を好み、人の書を乞ふあれば、太白を滿引して一醉陶然、而して後筆を揮ふ、筆力勇勁、飛龍の雲を起して登るが如し、慶應三年七月二十四日病を以て家に歿す、年七十四、賦する所の詩五十四卷あり、間々書するに古篆を以てす、觀る者茫然讀む可からず、左に詩一首を録す、

半醉半醒五十年、自稱身是酒中仙、不暗名利風塵事、揮筆唯耽張旭顛、  
平安人物誌に氏の小傳を記す、

### 木村寛翁

諱は芳衡、字士栗、別號精翠、美濃に生る、幼にして池下村木村氏に養はる、弱冠笈を負ひ、肥後に遊び、村井蕉雪に就き、醫術を學び、尋で伊豫に赴き、儒學を奥山朝陽に受く、苦

學數年、業成り郷に歸る、學程朱を宗とし、名教を振起するの志あり、伊達侯の招きに應じ、仙臺藩に文學を講ずること數年、辭して歸國せしが、後彦根藩に召され、弘道館教授となる、幾もなく老を以て辭し、田里に歸り、子弟を教授す、翁資性樸實、人に接する畛域を設けず、詩歌を好くし、花晨月夕、吟じて自ら娛む、明治十三年十月卒す、年七十四、平安人物誌に氏の小傳を記す、

### 本莊忠成

通稱は兵江松蔭と號す、別に貞樹堂又松の舎等の號あり、本莊村(大原村)の人なり、木村寛翁と友たり、幼より學を修め、漢籍の造詣深かりしが、長野主膳の志賀谷村に寓居せし時、入りて和學を修す、性質溫厚にして、和漢の學に長ずる而已ならず、諸禮式に通曉し、點茶插花等の餘技あり、遠近の子弟雲集し、其の訓陶を請くるもの前後九百七十餘人に達せり、門下出藍の稱あるもの亦少からず、文久元年卒す、年七十六、

### 僧慈芳

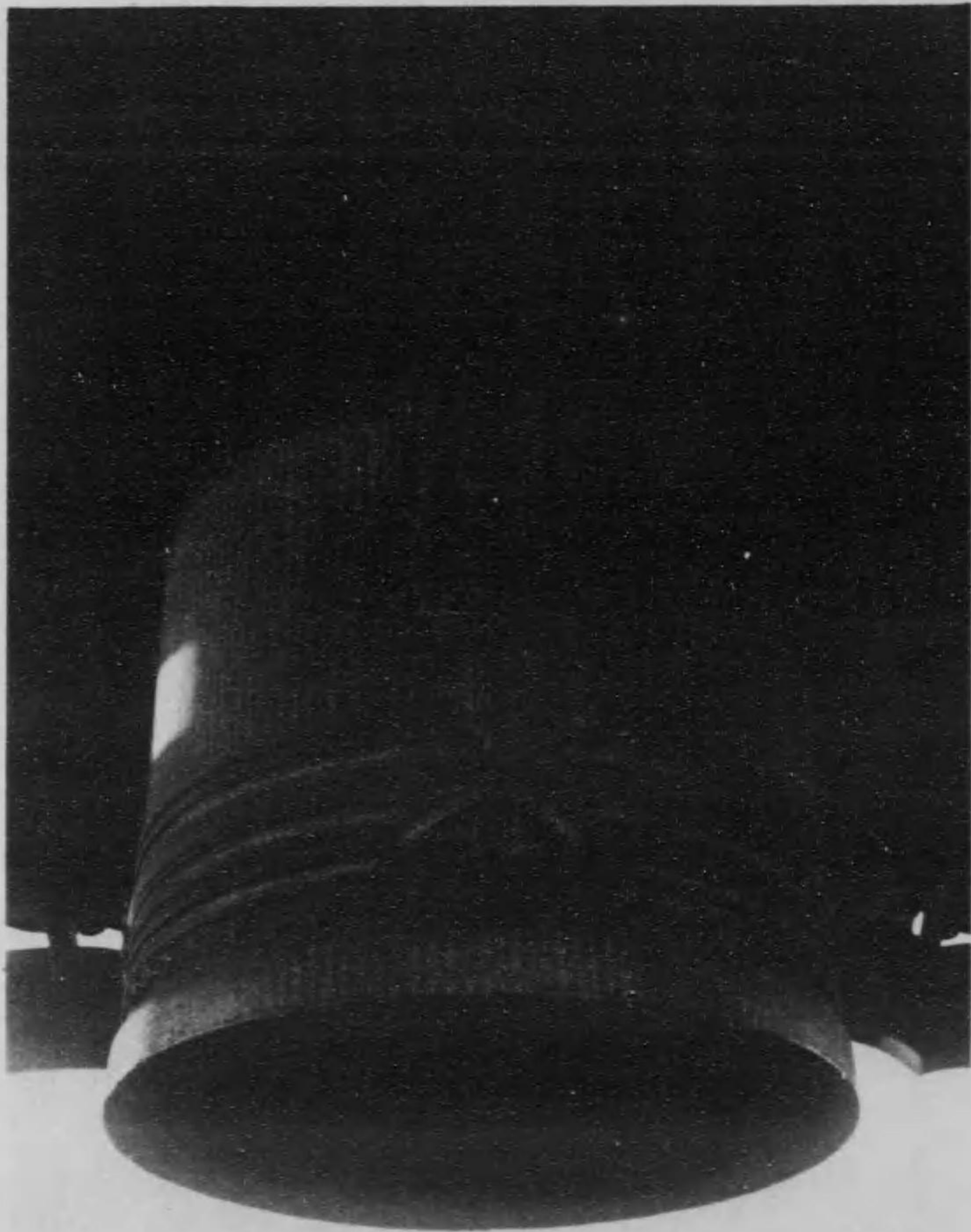
能登瀬村の人父を嶋清五郎といふ、本姓藤原氏、飯村に住し、淺井氏の時驍勇の名高かりし嶋若狹守秀安の裔なり、年十五にして比叡山に入り、善光院慈門僧正の門弟となり、髮を剃りて慈芳と號す、年四十三、安樂光院に入り、戒を持して律師となり、出で、京

師の一樹庵に住し、後江戸に赴き、輪王寺准三宮公遵法親王に侍仕し、傍朝紳武辨の間に遊ふ、年五十郷里に歸り、天の川畔の小丘をトし、草庵を結び、千界山百如庵と號す、世人呼で百如和尚と稱す、己れも亦自から百如比丘と稱す、故に百如和尚の名特に著る、人と爲り堅忍、博く佛經を究め、兼て國文を好くす、詠する所の長短歌存するもの少からず、而して皆誦すべし、慈芳又書畫及茶事に通じ、嘗て山中の涅土を取りて墨に代へ、阿檀木を筆に代へ、大字を書す、蓋し獸毛膠等を用ゆるを欲せざるなり、其筆跡往々存す、結體超逸、其人を見るが如し、殊に梵字に堪能なり、文化元年京都一樹庵（一樹庵明治初年廢絶現病院の所）に居りしが、二月二十二日病を以て寂す、年七十四、安樂光院に葬る、弟子萬嚴、常菩薩戒を以て終身怠らず、麻衣草履、竟日一食、葷酒の人并に婦女の山に昇るを禁じ、錫を振ふて以て歩す、瀝水にして飲み、香を焚て梵を誦するを日課とす、故に里人と雖も其面を見る罕なりきといふ、

### 法界坊

「隅田川つゞく俤」と云ふ近世の戯曲に、敵役とせられ、好劇家が嘲弄を擅にする法界坊は如何に地下に其冤を訴ふるか、編者は左に筆を清めて氏の冤を雪がん、

### 鐘の坊界法



(上品寺所藏)



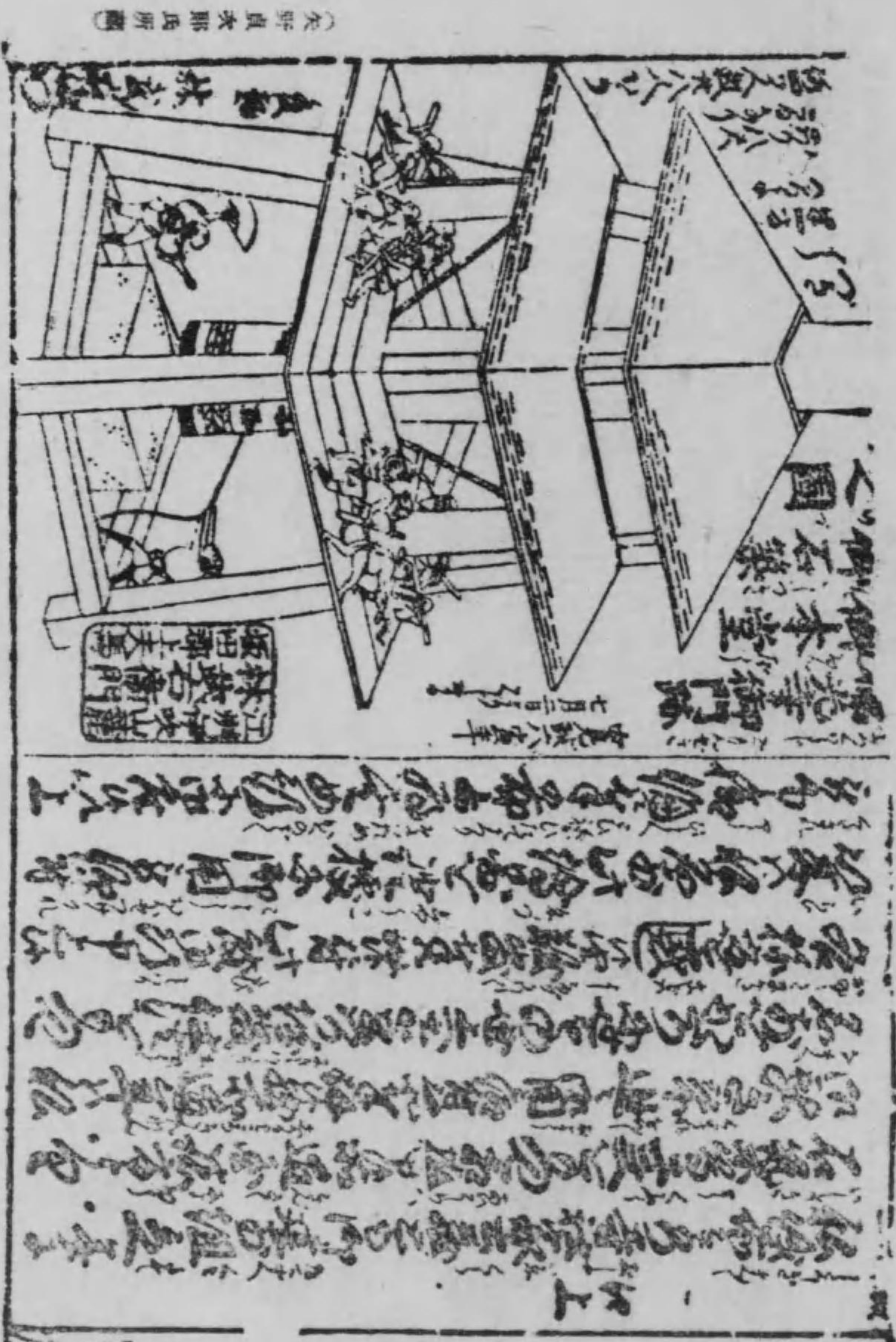
法界坊は鳥居本村上品寺の住僧にして、了海と號せり、十八歳の時家を出で、學を京都に修め、後江戸に出で、更に法學を學び、學徳の名共に高し、師の讓を受けて上品寺に住するに及び、其堂宇の頽破を痛み、再建をなさんとて、諸國に勸進す、後江戸に到り、遍く都下に托鉢す、時に吉原某樓の遊妓に花里と云ふものあり、才色を以て聞ゆ、一日使を法界坊に遣はして、法話を請ふ、法界坊乃ち行きて之を授く、花里大に喜びて曰く、迷雲去りて眞如の月明かなり、妾何を以て之に酬ひん、貴僧の望むところは皆之に従はんと、法界即ち其寺梵鐘なきを以て之を望む、是に於て花里大に廓内に募りしが、不幸中途にして死せり、時に其姉の花扇なるものあり、之を遺憾とし、花里の遺志を繼ぎ、遂に一大梵鐘を鑄、之れに花里及び自己其他施主の名を刻みて布施す、時に明和六年にして、今同寺にある梵鐘是なり、鐘の内外部は悉く布施者の戒名月日を刻して滿つ、實に天下の珍鐘なり(寫眞参照)爾後法界は國に歸り、専ら道を修め、法を説き、衆生を濟度せり、文政十二年正月二十四日病で卒す、享年七十九歳、此他同寺に傳ふる所の花扇の書きし書二幅、鏡一面(裏面に花扇の銘あり)不二石、花里の桶襦を以て製せし法衣一領等を存し、江戸より梵鐘を乗せて歸國せし地車様の車をも現存す、

### 林武右衛門

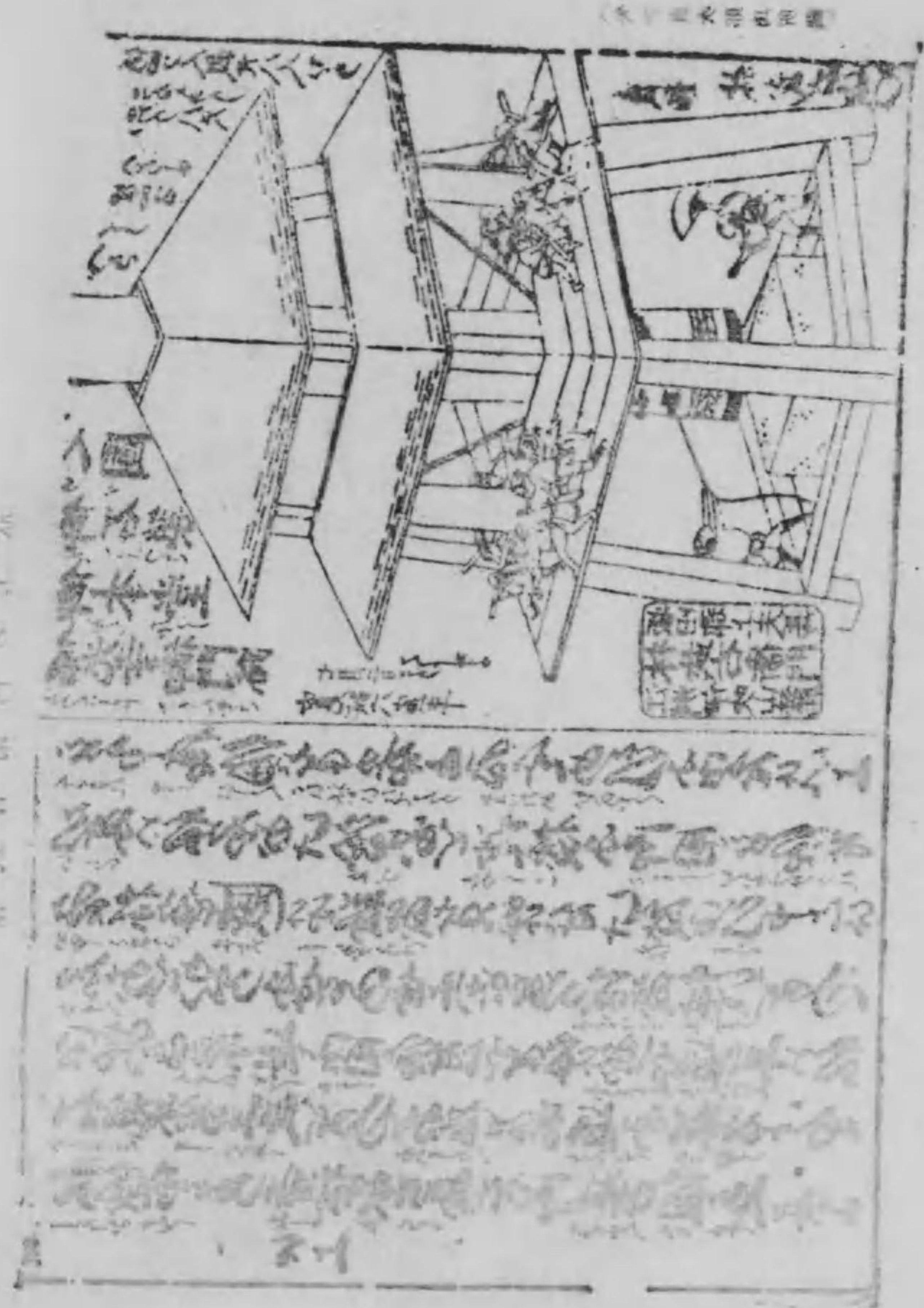
上夫馬村の人なり翁の父は材木商を營み居りしが翁は巨大なる用材を運搬移動するに挺子を用ふるの利を觀て感ずる所あり數年研鑽辛苦の末終に完全なる轆轤仕掛の機械を案出せり偶々本郡藤川村に家屋建築の擧あり翁は茲に此技を試むるの好機を得て大に世に喝采を博せり爾來大厦高樓の建築組立には殆ど翁の技を借らざるものなきに至れり夫の本郡日撫神社の大鳥居組立も亦翁の技能によりて容易に功を竣へたりといふ

當時建築物の基礎を固定するには人力を費す事多きを觀て翁は地築石築機械の發明に丹精を凝らすこと數年遂に舞棒の作用により築木を數尺の高さに釣り上げ機械を以て俄然之れを墜落することを發見せしが遂に豫想外の成功を得たり尙建築物の大小に應じ片舞築兩舞築四ツ舞築等の種類を設け以て間然なき器械を大成せり是を以て名聲藉甚堂塔城槽等の建築に招聘せらるゝ事殆ど日本全國に遍し(挿圖参照)寛政年中京都佛光寺江戸淺草寺等の本堂建築に際しては大に世人をして其技術に喫驚せしめたり殊に奥州某河急流の架橋には大功を立て水戸侯より終身二人扶持の祿を受くるに至れり翁は又建築物の分解をなさずして之を他所に移動し又は高きに上げ低きに下すの

狀工の門衛右武林



(矢野貞太郎氏所藏)



術をも案出し、城櫓、堂塔等の建築物移動に於て、其功を顯はしたる事枚擧に遑わらず、爾來子孫相續で翁の業を祖述し、益々世の需要に應じつゝあり、之を夫馬職又は齋職と稱せり、當時第六代の矢野貞次郎の世に至りては、遠く他國に出で、作業することゝ止め、農桑の傍ら僅かに隣郡隣村に於ける需要を充たすに止まるも、現今大字朝日下夫馬市場等に於て斯業に従ふもの何れも翁の業を繼承せるものなり、

桐山支仲

加田村に生る、其先は源氏にして、飛驒國大野郡桐山の地を領し、因て姓とす、天正年間本郡加田村に移り、加田右近衛門に寄り、爾後此地に居住す、一族に桐山丹波あり、黒田長政に仕へ重臣となれり、支仲の父名は知盈、九郎右衛門と稱す、享和二年八月二十一日卒す、年八十一、仁山惠陽居士と謚す、曾て支仲を携へて、江戸に出で、支仲をして湯島の聖堂に入學せしむ、支仲孜孜として學を修め、氣概を以て其名漸く高し、詩文を良くし、一橋民部、松平樂翁等と友たり、歸後醫を業とす、支仲に關る史料甚だ少きを以て、其傳を詳記する能はざるも、尾張藩儒秦鼎が本郡の辻村修に送りし消息中の一節に、左の文あり、以て支仲及び其子元中の人物を想像するを得べし、

略前 桐山虎三郎其父支仲とか申候、父子共に尋常ならず相聞へ候、若し御舊識候は、其子の書一張御惠可被下候、父の詩を見候豪放老調候、

當時秦鼎は名古屋に於て聲名高き儒者なりしが、玄仲父子の氣骨稜々たるを敬慕せし狀文中に見ゆ、玄仲父子が豪膽なる偉丈夫なりしを知るべし。

### 桐山元中

名は知義、通稱虎三郎、文化三年加田村に生る、父は前記せし玄仲にして、母は岩脇村古澤八郎右衛門の女なり、元中幼にして書を能くし、九歳の時大學一篇を書し、京都丸山の辨天講に出す(辨天講は毎年四月二日に開く書畫展覽會なり)時に光格天皇の侍從富小路卿一見頗る偉とし、以て天聽に達す、翌年書を獻すべき命下る、元中恐懼謹て中庸論語、易經の三部を草體に淨寫し、乙夜の覽に供す、天皇深く其筆蹟を嘉賞し給ひ恩賜あり、是より天龍書樓と稱し、用ゆる所の佳印に天覽并に天龍書樓の文を刻す、後ち京に出で少納言清原宣明の門に入りて、書道を研鑽し、其技益妙境に至る、宣明命じて論語を眞草篆隸の諸體に書き、之を石に刻して世に傳ふ、名づけて論語石經といふ、宣明は權大納言藤原資愛と共に其序を書す、字々沈着、畫々遒勁にして、世人其の絶藝を賞賛す、松平樂翁も書後に題して、其奇を賞美したり、元中氣慨あり、尋常書家にあらざるは前記せし秦鼎の書中に見ゆ、家元醫なれば、元中終に京都に出で醫を業とす、時正に幕末にして、尊攘の論鼎沸し、紛騒の世なりしが、元中勤王の志深く縉紳の間を往來し、又天下の志士と交る、

三條實萬、松平春嶽等と親善なりしといふ、幕府倒れて新政の組織せらるゝや、元中屢々朝命に接すれども、固辭して出でず、明治二年六月二十七日京師に卒す、年六十四、紫野大徳寺中龍光院に葬る、述軒繼惠居士と諡す。

### 桐山屯郎

屯郎は玄仲の二男にして、元中の弟なり、加田村の人にして、幼より學を修め、長じて父の氣節を享け、豪直の士なり、京師に出で慷慨の士と交り、頻りに勤王の論を鼓吹す、天保十三年時事を痛論して之を建白す、京都町奉行之を探知し、六月九日捕へて六角の獄舎に繋ぐ、屯郎悲憤已まらず、終に同年九月十三日獄中に死す、爾來七十餘年、氏の事蹟煙滅して世之を知るなし、今此編を草するに方り、志士の爲に一道の光明を探り得しも、子孫此地に在らず、爲に自餘の史料を發見するを得ざるは、太だ遺憾に堪へざるなり、由來我が近江の地は京師に接するも、多くは佐幕者流にして、勤王の志士は、晨星の如く寥々たり、本郡の志士にして勤王の爲に贈位の恩典に浴せしは、僅かに下坂中村より出でし淡海緝氏あるのみ、桐山氏父子が氣節を尙ぶの士なりしは、前記二氏の傳に記せり、而して今や國事を論じて獄に下り、幕吏の毒鋒に殪れし偉人屯郎氏あるを得たり、これ本郡の榮とすべし。